

目 次

○1日目

会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・・・・・・・・・・1ページ～32ページ

○2日目

一般質問

①太田 学議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・35ページ～49ページ

1. 地域公共交通について

2. 外来生物について

②切久保達也議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・49ページ～63ページ

消防団の継続可能性と地域防災体制の再構築について

将来の地域交通・観光インフラについて

③永井勝則議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・63ページ～73ページ

「白馬村観光地経営ビジョン」から見た公衆トイレの政策について

④酒井 洋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・73ページ～90ページ

白馬村立地適正化計画の具体（案）について

○3日目

①鈴木 均議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・93ページ～108ページ

1. 「地域防災計画」について

2. 避難指示と避難所運営について

3. 「観光防災マニュアル」と観光客及び外国人への避難対応について

⑤伊藤まゆみ議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・108ページ～125ページ

1. 宿泊税について

2. 村長の立候補時の政策案について

○4日目

委員長報告、追加日程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・127ページ～144ページ

令和8年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和8年6月8日（月）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和8年 6月 8日

至 令和8年 6月17日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 報告第 3号 令和7年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 4号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算繰越報告について

日程第 8 承認第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 9 承認第 3号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
専決処分報告について

日程第10 承認第 4号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第11 承認第 5号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について

日程第12 承認第 6号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
報告について

日程第13 承認第 7号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報
告について

日程第14 承認第 8号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第4号）の専決処分報告について

日程第15 承認第 9号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第
4号）の専決処分報告について

日程第16 承認第10号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処
分報告について

日程第17 承認第11号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決
処分報告について

日程第18 議案第39号 財産の取得について

日程第19 議案第40号 物品の取得について

- 日程第 2 0 議案第 4 1 号 物品の取得について
- 日程第 2 1 議案第 4 2 号 村道路線の廃止について
- 日程第 2 2 議案第 4 3 号 村道路線の認定について
- 日程第 2 3 議案第 4 4 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例について

令和8年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和8年6月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	参事兼総務課長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	松澤拓哉
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	伊藤達男	建 設 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第2号から報告第4号まで 報告、質疑

6) 承認事項

承認第2号から承認第11号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

7) 議案審議

議案第39号から議案第44号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 報告第 3号 令和7年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
3. 報告第 4号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算繰越報告について
4. 承認第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
5. 承認第 3号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 4号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
7. 承認第 5号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
8. 承認第 6号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
9. 承認第 7号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告について
10. 承認第 8号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
11. 承認第 9号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
12. 承認第10号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
13. 承認第11号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
14. 議案第39号 財産の取得について
15. 議案第40号 物品の取得について
16. 議案第41号 物品の取得について
17. 議案第42号 村道路線の廃止について
18. 議案第43号 村道路線の認定について
19. 議案第44号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和8年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和8年2月、3月、4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から令和7年度白馬村土地開発公社財政状況及びふるさと白馬を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和8年5月定例会が5月15日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第9番 松本喜美人議員、第10番 丸山和之議員、第1番 丸山宏充議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和8年第2回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から6月17日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(太田伸子君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) おはようございます。本日、令和8年第2回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今春は、桜の開花や山菜の時期が例年より早かった印象ですが、この冬の降雪状況を振り返りますと、役場で観測しております気象データでは、累加降雪量は334センチメートルで、過去20年間の平均である541センチメートルを大きく下回りました。また、3月に降雪がなかったのは、白馬村で統計を取り始めて以来、初めてのことであります。

このような気象状況に接するたびに、気候変動が急速に進行していることを改めて実感するとともに、本村のゼロカーボンビジョンに掲げた施策について、村に関わる全ての方々と取り組み、環境と調和した地域づくりを進めていかなければならないと強く感じているところであります。

さて、今年で47回目を迎えましたゴールデンウィーク恒例の塩の道祭りは、当初は雨予報でしたが、当日のスタート時には天候も回復し、晴れ間ものぞく絶好の街道巡り日和の中、開催することができました。最終的には1,200人を超える皆様にご参加いただき、盛況のうちに終えることができました。

今年の大名行列は、ふるさと納税寄附者が殿様役に扮し、国本梨紗観光大使がお姫様役として参加されたほか、道中やゴール地点では、地域住民や地元の中高生等による太鼓やオカリナの演奏、振る舞いなど多様な取組が披露され、古道の歴史を体感しながら、風情あるにぎわいと温かさを感じられる地元らしい催しだったと感じています。

一方で、地域の伝統行事を取り巻く環境や運営体制も時代とともに変化しており、主催者にとっては継続や運営が容易ではない状況も生じています。地域として将来に何をどのように残していくのかを改めて考えながら、地域とともに最良の在り方を模索していただきたいと考えております。

また、去る5月30日には、夏山シーズンの本格的な幕開けを告げる白馬連峰開山祭が開催され、今シーズンの盛況と無事故・無災害を関係者の皆様とともに祈念いたしました。

この冬の小雪による大雪溪への影響を大変懸念しているところでありますが、今後、豪雨や異常高温などの異常気象が発生しないことを願うばかりであります。あわせて、近年、遭難事故が多発する傾向にあり、大変憂慮しております。登山者自らが安全登山を心がけることが大前提ではありますが、万が一の際に救助活動に当たる遭難対策協議会の皆様には、二次災害に十分ご留意いただき、安全確保を最優先にご対応いただきますようお願いを申し上げます。

次に、2025—26ウィンターシーズンの入り込み状況について申し上げます。

昨年11月から本年4月末までに、白馬村を訪れた観光客数は、前年比101%となる約162万人となりました。また、ハクババレーツーリズムの発表によりますと、ハクババレー全10スキー場の来場者数は、前年比103%の192万5,000人となり、そのうち外国人客数は、前年比117%の約92万5,000人、全10スキー場の来場者に占める外国人客数の割合は約48%となりました。

シーズン当初は、順調な降雪に恵まれたものの、その後は小雪や強風の影響を受けたスキー場もありました。しかしながら、春スキーシーズンまで営業を継続できたことに加え、引き続きインバウンド需要が好調であったことや円安基調の継続など、様々な要因が相まって、全体として堅調な入り込み状況になったものと受け止めております。

また、令和7年中の年間入り込み客数は290万人を突破し、コロナ禍以降、右肩上がりの順調な回復基調にあり、平成14年を最後に年間300万人を割っていた入り込み客数につきましても、いよいよ300万人の大台が視野に入る水準まで回復してまいりました。

令和8年に入ってから、昨年とほぼ同様のペースで推移していることから、今後、長雨や災害級の豪雨、小雪などの大きな天候不順がなければ、二十数年ぶりの年間300万人越えも現実味を帯びてきました。

事業者の皆様やDMO、観光団体等におかれましては、引き続き白馬村の山岳リゾートとしての価値に共感いただける来訪者との関係を深めていただき、観光振興によって住民生活の豊かさや満足度向上につながる好循環の実現に努めていただければ幸いです。

行政といたしましても、白馬村観光地経営ビジョンに掲げる目標像を共有しながら、受入環境整備に係る公共インフラの充実など、行政が担うべき施策の実現に向けて取り組んでまいります。

それでは、各事業の進捗状況につきまして、順次報告申し上げます。

初めに、総務課関係です。本村は、昭和31年9月30日の神城村と北城村の合併から、本年で70周年の大きな節目を迎えます。次代へのさらなる発展を期して、村制施行70周年記念式典を本年9月26日土曜日に開催いたします。また、70周年記念のシンボルとなるロゴマークを現在募集しております。白馬村に関わる方であれば応募いただけますので、多くの皆様からのご応募をお願い申し上げます。

次に、地域公社の設立に向けた状況でございますが、昨年度の設立可能性調査の結果を踏まえ、白馬村振興公社と白馬村観光局の役員と職員の皆様に対し、官民連携による持続可能な新組織の可能性について説明を行ないました。両組織はこれまで本村の産業振興に大きく寄与していただいているところであり、現在もさらなる発展に向けた取組を進めていただいております。このため、結論を急ぐことなく、関係者との調整や有効性の確認を重ねながら、丁寧に検討を進めるように総務課に対して指示したところであります。

次に、家賃の高騰や住宅不足など、住まいに関する課題に対しまして、国の交付金を活用すると

ともに、官民連携手法により村の財政的な負担を抑える形で、定住促進住宅建設の検討を開始いたしました。子育て世帯やエッセンシャルワーカー等を受け入れることで、定住人口の減少を抑制するとともに、地域産業の担い手の確保を目指してまいります。また、行政区加入など地域活動への参加を入居の条件とすることにより、地域コミュニティの課題解決にもつなげてまいります。

なお、住宅の建設に当たり、現在、候補地を広く募集しております。事業の趣旨にご賛同いただき、売却またはお貸しいただける土地をお持ちの方がいらっしゃいましたら、総務課までご相談いただきたいと存じます。

最後に、令和7年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について申し上げます。

本措置は、歳入歳出ともに2億9,328万2,000円を減額し、予算総額を74億6,200万円といたしました。

歳入では、ふるさと白馬村を応援する寄附金が、前年度は米の特需があった分、前年度比で減少したものの、財政調整基金を取り崩すことなく決算を迎えるに至りました。

歳出では、年度末の精算に伴う予算措置が主ですが、前年度に引き続き、義務教育施設整備基金へ1億円の積立てを行なっております。

詳細な決算報告につきましては、次回定例会においてご報告申し上げます。

次に、税務課関係ですが、本村におきましては、この6月1日より宿泊税の課税を開始いたしました。近年、本村を訪れる観光客は着実に増加しており、地域経済の活性化につながる一方で、観光需要への対応や受入環境の整備、自然環境の保全、交通対策など、地域社会全体で対応すべき新たな課題も生じております。宿泊税は、こうした課題に対応し、持続可能な観光振興を推進していくための貴重な財源として活用してまいります。

制度の開始及び日々の徴収・申告等の実務に当たりましては、宿泊事業者をはじめ、関係者の皆様に多大なるご理解とご協力をいただいております。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

課税開始翌日の6月2日には、税務課職員が村内の複数の宿泊施設を訪問し、制度開始後の状況について聞き取りを行ないました。各施設からは、宿泊税が徴収されることに対して、宿泊者から疑問や反対の声はほとんどなく、制度への理解が進んでいると感じられたとの報告を受けております。

また、宿泊者への対応に当たっては、事前にスタッフミーティングを開催し、説明事項の確認を行なった上で課税初日を迎えた施設もあり、円滑な制度開始に向けた丁寧な準備が進められていたことがうかがえました。

一方で、来月から始まる宿泊税の申告及び納入事務につきましては、不安の声も聞かれました。予約管理システムを改修し、宿泊税に対応した運用を開始したものの、しばらくの間はシステムから出力される数値と実際に申告する数値を照合しながら、安定した運用を確認していきたいとのことでありました。

今回の訪問を通じて、宿泊税に対する理解が着実に進んでいることに安心するとともに、来月から本格化する申告・納入事務については、宿泊事業者の皆様に寄り添いながら、必要な支援と丁寧な対応を行なっていくことが重要であると改めて認識したところであります。

次に、住民課関係ですが、この冬の外国人の一時転入が1,750人余りと過去最高を記録し、その多くが3月から4月にかけて転出したことにより、住民課窓口が一時的に混雑し、窓口を訪れたお客様を通常よりも長い時間お待たせした時間帯がありました。

窓口環境の改善のため、今年度予算には、申請書自動作成システムをさらにもう一台追加導入するための予算も計上していますので、動線の変更や職員による丁寧な案内なども心がけて、引き続き住民の皆様のご不便を解消する努力を続けてまいります。

環境衛生につきましては、令和7年度の本村の可燃ごみ、搬入実績は3,456トンとなり、前年度比で73トン増加しました。生活系可燃ごみが69トン減少した一方で、事業系可燃ごみが142トン増加しており、村内経済活動の活発化を反映しているものと認識しております。

また、本年度北アルプス広域連合により、大町市において、一般廃棄物最終処分場のグリーンパーク第3期整備工事が進められています。この埋立地には、可燃ごみの焼却灰やリサイクルできないガラスくずなどが最終処分されますが、埋立容量には限りがあり、埋立期間は15年程度と想定されております。この施設を可能な限り長期間活用していくために、引き続き、ごみの減量化に向けた啓発に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、健康福祉課関係ですが、ひきこもり支援につきましては、本年5月1日から、健康福祉課内に「ひきこもり相談窓口」を開設いたしました。

近年、ひきこもりの問題は、本人のみならず、その家族や地域社会にも関わる重要な課題となっております。年齢や背景も多様化する中、相談先が分からず、不安や悩みを抱え込んでいる方も少なくありません。こうした状況を踏まえ、安心して相談できる体制づくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら、本人やご家族に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、高齢者の介護予防事業につきましては、健康寿命の延伸と、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができる地域づくりを目的として、新たに2つの取組を開始いたしました。

1つ目は、4月1日から開始した高齢者補聴器購入費補助事業であります。これは、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具費支給制度の対象外となる加齢性難聴者に対し、補聴器購入費の一部を助成することで、生活の質の向上を図るものであります。

2つ目は、「わくわく貯筋体操の拡充」、「脳の健康教室の開始」、さらに運動器具を活用した「短期集中筋力アップ講座の新設」など、介護予防事業の充実であります。

「わくわく貯筋体操」につきましては、これまで実施してきたストレッチ、有酸素運動及び筋力トレーニングを組み合わせた介護予防教室について、初心者向けコースと継続参加者向けコースの

2 コース制とし、それぞれの体力や経験に応じた参加ができるよう見直しを行ないました。

「脳の健康教室」につきましては、認知症予防に特化した新たな取組として開始するもので、学習や交流を通じて楽しみながら脳の活性化を図り、認知症予防につなげてまいります。

運動器具を活用した「短期集中筋力アップ講座」につきましては、従来コースに加え、より高い運動負荷を取り入れた筋力アップコースを新設し、高齢者の身体機能の維持・向上を支援してまいります。

今後も、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりに向け、健康づくりと福祉施策の充実に取り組んでまいります。

次に、農政課関係ですが、近年の中東情勢等による燃料価格の高騰や農業資材の不足などの影響により、本村におきましても農業経営を取り巻く環境は厳しい状況にあると伺っております。今後の国や県の営農支援政策の動向を引き続き注視するとともに、村としても状況に応じた支援策を検討してまいります。

また、現在実施しております「村民草刈りWeek」では、今年度新たに地区で実施していただく環境整備活動に対し、燃料を支給する事業を実施しております。野生鳥獣被害の防止と美しい景観維持のため、多くの皆様にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

土地改良事業につきましては、圃場整備事業北城北部地区において、受益面積32ヘクタールの事業採択を受けることができました。今後は、県や地元実行委員会と連携し、工事着工に向けた各種調整を進めてまいります。

林務関係では、今年は村内における熊の出没が例年より早い傾向があります。被害防止に向け、猟友会をはじめ関係機関と緊密に連携しながら必要な対策を講じてまいります。

次に、建設課関係です。ゴールデンウィーク前後の大出公園につきましては、雪解けとともに花の開花が早く美しかったことから、大変多くの来訪者でにぎわいを見せました。

一方で、周辺道路では、交通混雑や滞留が発生したことから、英語看板の増設や交通誘導員の配置日数及び配置時間を拡大し、対応を行なったところであります。この場をお借りし、現場対応にご尽力いただきました北アルプス広域シルバー人材センターの皆様に深く感謝申し上げます。

今後の夏・秋の観光シーズンに向けましても、さらなる受入体制の強化が課題であると認識しております。

また近年、白馬村では、経済の活性化に伴う土地取引が活発化し、急激な地価の高騰による地域への影響が課題となっており、全国的に同様のケースが幾つかの地域で見られます。村では、こうした事態に対応し、次世代へ持続可能な白馬村を引き継いでいくため、これまで村として可能な対応を検討・実施するとともに、昨年から長野県とも協議を進め、県に対し国土利用計画法に基づく「監視区域」の指定を要望しております。

「監視区域」に指定されますと、区域内での土地取引に際し、契約前の事前届出が義務づけられ

ます。これにより、取引価格や利用目的を事前に確認することが可能となり、地価の急激な上昇を招くおそれのある取引や、適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となる取引を未然に抑止できる仕組みが整うことになります。

監視区域は、都道府県知事が指定するものであり、県の判断において実施する制度ですが、現時点では、長野県としては白馬村における取引は実需に基づいており、監視区域の対象とする状況にはないとの見解であり、指定には至っておりません。

村としては、引き続き要望を実施していくとともに、令和7年度1月と3月の計2回にわたり開催しました白馬村の持続可能なまちづくりに向けた庁内検討会の結果を踏まえた対応を進めてまいります。この検討会では、行政法と建築の分野からそれぞれ専門家をお招きし、村が直面している土地取引や建築に関する課題を共有した上で、今後の対策について貴重なご助言を頂いたところであります。

頂いた助言の要点を申し上げますと、まず、現在把握している課題や住民の皆様からの声を基に、さらに踏み込んだ土地利用の調査・分析を行ない、まちづくりの現状をより正確に把握することが必要であるとのことでした。また、村内に生じている様々な課題について、その重大性や緊急性を適切に見極めることが、実効性ある対策を講じる上で必要不可欠であるとのこと指摘も頂きました。

こうしたご助言を踏まえ、今後の対応方針といたしましては、都市計画法や建築基準法、景観法による規制との連携を図るとともに、優先順位をつけながら、段階的かつ実効性のある規制等の対策を講じていく考えです。また、これら施策を進める中で、課題解決のために条例で補う必要性が生じた場合には、村独自の条例制定も視野に入れてその可能性を検討してまいります。

全体のスケジュールといたしましては、今年度を起点に、基盤構築から運用までを着実に遂行できるよう、2か年ほどの期間で完成度を高めてまいります。このため、既に令和8年4月1日には、従業員の住環境・送迎計画や、村道・開発道路における雪捨て場に関する事項について、開発指導基準の改正を先行して実施したところです。このように引き続き取り組める箇所から速やかに対応してまいります。

令和8年度の具体的な取組といたしましては、今年度に入り、まちづくりの視点から必要となる多角的な調査・分析に必要な項目の調整が間もなく終了することから、6月中には外部の専門家の方々の知見を生かせる体制を築き、村が中心となって有識者のご助言を頂きながら具体的な対応策に取り組んでまいります。

次に、上下水道課関係ですが、事業運営の効率化と持続可能性の向上を図るため、国の財政支援を活用し、上水道と下水道を一体的に管理する「上・下水道一体ウォーターPPP」を進めております。民間事業者の専門的知見やノウハウを活用し、未来にわたり安定した事業運営につなげてまいります。

また、契約者へのサービス向上と公営企業会計という独自の会計システムに対する職員負担の軽

減を目的として、料金システム及び企業会計のシステムの更新を図るため、応募資格のある2者を対象に、前月26日にプロポーザル審査会を開催し、優先交渉権者を決定しました。

下水道関係では、「白馬村浄化センターし尿等投入施設」建設地におきまして、4月15日に議員各位にもご参列いただき、安全祈願祭が執り行なわれたところであります。

次に、教育委員会教育課関係ですが、学校施設の環境整備につきましては、中学校ランチルームのエアコン設置工事について、4月に実施設計の発注を終え、現在6月中の入札及び工事発注に向けて準備を進めております。当初は、本年秋頃の竣工を予定しておりましたが、世界情勢等の影響による資材供給の遅延により、工事完了は来年3月末頃となる見込みであります。引き続き、生徒の学習環境の改善に向け、早期完成に努めてまいります。

また、北小学校のジャングルジム設置工事につきましては、5月に発注を終え、夏休み期間中の施工を予定しており、教育環境の充実を図ってまいります。

外国籍児童への対応につきましては、白馬北小学校において、日本語通級指導教室をこれまでのサテライト校から、本年度よりホーム校として設置し、常勤教員による支援体制を整えました。現在、12名の児童が通級しており、一人一人が安心して学び、学校生活を送ることができるよう、引き続き支援の充実に努めてまいります。

子育て支援課関係ですが、本年度から新規事業として、地域通貨「アルプスPay」を活用した「白馬村出産祝い地域通貨付与事業」を開始いたしました。

本事業は、本年4月1日以降に出生し、本村に村民登録をする児童を養育している方を対象に、児童1人につき3万ポイント（3万円相当）を付与するものであります。

少子化や子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て世帯が安心して暮らし続けることができる地域づくりは、本村における重要な課題であると認識しております。本事業を通じまして、出産を祝福する気持ちを形にするとともに、子育て世帯への経済的支援の充実を図り、あわせて地域内消費の促進による地域経済の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

また、多世代交流施設を備えた新子育て支援施設整備事業につきましては、昨年度完了した実施設計を踏まえ、本年度、建設工事に着手する予定であります。

本施設は、子供たちの健やかな成長を支えるとともに、保護者同士や地域住民との交流を促進し、地域全体で子育てを支える拠点となることを期待しています。建設に当たりましては、村内事業者の育成及び地域経済への波及効果を考慮し、特定建設工事共同企業体を活用することとし、この5日に指名競争入札により施工事業者を決定したところであります。なお、契約の締結につきましては、本会期中に議案を提出させていただく予定でありますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、生涯学習スポーツ課関係ですが、5月16日に白馬村ジャンプ競技場において、「白馬村スキークラブ表彰式及び報告会」が開催されました。当日は、ミラノ・コルティナオリンピック日

本代表であり、長年にわたり日本のノルディック複合競技を牽引してこられた渡部暁斗さん、そして、近藤心音選手にご出席いただきました。村からは、これまでの輝かしい功績に敬意を表し花束を贈呈し、同じく、スキークラブ員からは心を込めて作成した金メダルを贈呈しました。スポンサーの皆様をはじめ、多くの地域の皆様にもご参加いただき、盛会のうちに開催することができました。

また、一昨日には、同じく白馬村ジャンプ競技場において、「WATABE AKITO 's LAST JUMP powered by you」が開催され、渡部暁斗さんの現役最後となるラストジャンプを披露していただきました。当日は、自転車による発電でリフトを稼働させるといった環境に配慮した取組も行なわれ、県内外から参加した小中学生約150名の協力により、会場一体となって渡部さんのラストジャンプを見届ける機会となりました。

本定例会に提出いたします案件は、報告3件、承認10件、議案6件であります。

議案等につきましては、担当課長から提案説明をさせますので、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会開会に当たりましてのご挨拶といたします。

議長（太田伸子君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第5 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。田中建設課長。

建設課長（田中洋介君） 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

村道上の事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

今回は、3件の損害賠償事案がありますので一括してご説明させていただきます。

裏面を御覧ください。

専決5号でございます。令和8年1月2日午前0時15分頃、北安曇郡白馬村大字神城25627番地2先の村道2026号線上において、アスファルト欠損箇所にて相手方車両を損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対しまして車両の修理代金3万6,319円を賠償したものでございます。

続きまして、専決15号です。令和7年7月11日午前11時頃、北安曇郡白馬村大字北城4611番地8先の村道2238号線上において、アスファルト欠損箇所にて相手方車両を損傷さ

せたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金8万5,701円を賠償したものでございます。

専決第16号です。令和8年1月2日午前0時10分頃、北安曇郡白馬村大字神城25627番地2先の村道2026号線上において、アスファルト欠損箇所にて相手方車両を損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金1万19円を損害賠償したものでございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第2号は終了いたしました。

△日程第6 報告第3号 令和7年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（太田伸子君） 日程第6 報告第3号 令和7年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） 報告第3号 令和7年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。令和7年度からの繰越事業は14事業あり、事業費とその財源につきましてご説明を申し上げます。

2款1項財産管理事業236万5,000円は、地方債170万円、一般財源66万5,000円です。同じく、移住交流集落支援事業400万円は、国庫支出金300万円、一般財源100万円でございます。同じく、物価高騰対策生活支援給付事業2,654万円は、国庫支出金2,594万6,000円、一般財源59万4,000円です。

3款1項物価高騰対応介護保険施設等支援事業562万6,000円は、全て国庫支出金であります。2項児童福祉総務事業10万円は、全て国庫支出金です。同じく、児童手当等給付事業2,234万円は、国庫支出金2,208万円、一般財源が26万円であります。

4款1項物価高騰対応生活者支援事業2,429万7,000円は、全てが国庫支出金であります。

5款1項村単土地改良事業1,959万1,000円は、地方債1,770万円、一般財源が189万1,000円です。

6款1項山岳観光施設維持補修事業2,255万円は、全てその他の損害保険料であります。

7款2項村道改良国庫補助事業704万6,000円は、国庫支出金357万4,000円、地方債が230万円、一般財源が117万2,000円であります。同じく、村道改良起債事業352万8,000円は、地方債350万円、一般財源が2万8,000円であります。

8款1項非常備消防事業2,805万円は、地方債2,780万円、一般財源が25万円であり
ます。同じく、防災事業2,950万5,000円は、国庫支出金1,475万円、一般財源が
1,475万5,000円であります。

9款4項伝統的建造物群保存事業317万8,000円は、国庫支出金161万4,000円、一
般財源が156万4,000円でございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第3号は終了いたしました。

△日程第7 報告第4号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算繰越報告について

議長（太田伸子君） 日程第7 報告第4号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算繰越報告につ
いての報告に入ります。

報告を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 報告第4号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算繰越報告につ
いてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度白馬村下水道事業会計予算の繰越計算
書を別紙のとおり報告いたします。

おめくりください。繰越しは2つの事業で行ないます。上段になりますが、し尿等下水道投入施
設整備事業になります。繰越額は、資本的支出の建設改良費6,909万4,000円で、財源の内
訳は、国庫補助金3,454万7,000円、地方債2,460万円、白馬山麓事務組合より工事負
担金として994万7,000円になります。繰越しの理由ですが、設計・施工一括発注により工
程の見直しを行なったものです。

下段の白馬村浄化センター実施設計業務（改築・耐震）ですが、繰越額は資本的支出の建設改良
費3,104万円で、財源は2分の1が国庫補助金1,552万円、残りを下水道事業で負担するも
ののです。繰越しの理由は、業務委託先である日本下水道事業団が入札を行なったところ、2度の入
札不調により契約が遅れ、年度内の完了が困難となったためです。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第7 報告第4号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより、承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第8 承認第2号から日程第17 承認第11号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は、挙手によって行ないます。

日程第8 承認第2号から日程第17 承認第11号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第2号から承認第11号まで委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第8 承認第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第8 承認第2号 損害賠償額の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 承認第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてご説明申し上げます。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年5月25日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2枚おめくりいただきまして、専決第17号の内容でございますが、令和8年2月2日、白馬中学校の日直業務のため出勤していた教職員の乗用車に屋根雪が落下し、後部部分を損傷させたものでございます。

村は損害賠償請求者と示談により本件に関する一切の損害賠償額として、車両の修理代128万6,967円を賠償したものでございます。なお、今回の専決処分につきましては、過失割合が100%施設管理者にあり、示談が遅れることにより遅延損害金が発生するおそれがあることなどにより専決をさせていただいたものでございます。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第3号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第9 承認第3号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） 承認第3号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明を申し上げます。

本改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和8年2月6日に公布され、4月1日から施行されたのに伴い、白馬村消防団員等公務災害補償条例の関連箇所を改めることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

それでは、改正の概要を新旧対照表でご説明申し上げますので、3枚おめくりいただきまして、横判になります新旧対照表3ページになります。新旧対照表を御覧ください。

第5条第2項第2号では、消防作業従事者等における補償基礎額の最低額及び最高額を引き上げるものでございます。

4ページにかけまして第3項では、扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものであります。

4ページから5ページにかけまして、第24条では、字句の誤りを修正するものでございます。

5ページの別表では、第5条第2項第1号に規定します非常勤消防団員の補償基礎額をそれぞれ引き上げるものであります。

議案書お戻りいただきまして1ページ御覧ください。

条例の附則でございます。第1項では、施行期日を令和8年4月1日と定め、2ページの第2項では、経過措置を規定しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第3号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第4号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

△日程第11 承認第5号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第10 承認第4号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について及び日程第11 承認第5号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。太田税務課長。

税務課長(太田雄介君) 承認第4号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について及び承認第5号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、白馬村税条例及び白馬村都市計画税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

初めに、承認第4号です。税目ごとに改正内容と改正箇所をご説明いたします。改め文及び新旧対照表は後ほどご確認ください。

個人の村民税関係では、上場株式等の配当課税に係る特定配当等の取扱いの見直しに伴い第33条を、平成18年度地方税制改正に行なわれた税源移譲の経過措置としての住宅借入金等特別税額控除の廃止に伴い、附則第7条の3を、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例の延長に伴い附則第8条を、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例の延長に伴い、附則第17条の2を、それぞれ改正いたしました。

固定資産税関係では、バリアフリー改修が行なわれた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長があり、附則第10条の2に新たな規定を設けました。

軽自動車税関係では、環境性能割の廃止に伴い、現行の「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」

に改めました。この改正は多くの条項に及んでいます。

これらのほかに、引用条文の修正や規定の削除などに応じて所要の改正も行ないました。

5ページから6ページの附則では、第1条で、施行期日を令和8年4月1日と規定し、第2条では固定資産税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しています。

また、第4条は一部改正条例、平成26年条例第5号になりますが、その一部を改正する規定になります。承認第4号の説明は以上になります。

続きまして、承認第5号になります。こちらは5ページの新旧対照表を御覧ください。

改正後の附則第5項は、バリアフリー改修が行なわれた劇場や音楽堂等に係る特例措置に関する規定を新設するものになります。このほかは、法律改正に合わせた項ずれの反映、条例の項ずれによる改正を行なったものになります。

3ページにお戻りいただきまして附則になります。第1項で改正条例の施行期日を令和8年4月1日とし、第2項及び第3項では経過措置を規定しています。

承認第5号の説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行ないます。

承認第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第4号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第4号は報告のとおり承認されました。

次に、承認第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第5号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につ

いてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第6号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第12 承認第6号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤住民課長。

住民課長(松澤拓哉君) 承認第6号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

4ページ、新旧対照表を御覧ください。第24条第3項第1号において、地方税法施行規則を「第24条の30の5」から「第24条の30の6」に改正するものでございます。こちらは、子ども・子育て支援金制度による地方税法施行規則の参照条文が新たに追加となったためでございます。その他所要の修正を行うものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、改め文でございますが、附則第1項において、施行期日を令和8年4月1日としまして、第2項で適用区分を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第6号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第7号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第13 承認第7号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） 承認第7号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてご説明を申し上げます。

令和7年度白馬村一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

おめくりいただき、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,328万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億6,200万円とするものでございます。

この補正予算は、収入の確定による過大・過小見積りや、事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものなどで、主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

8ページの歳入明細を御覧ください。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、787万8,000円の増額であります。

9ページ、6款1項1目法人事業税交付金は、776万2,000円の増額であります。

9款1項1目地方特例交付金は、2節定額減税減収補填特例交付金が980万円の減額であります。

10款1項1目地方交付税は、2節特別交付税が1,400万円の増額です。

11ページ、14款国庫支出金の関係ですが、1項1目民生費国庫負担金5,828万6,000円の増額は、主に児童手当国庫交付金における子ども・子育て支援金の創設による増額であります。

12ページ、2項2目衛生費国庫補助金は、事業費確定に伴い606万3,000円の減額であります。5目観光商工費国庫補助金は、デジタル田園都市国家構想交付金事業におきまして事業の見直しを行なったことから、1,441万2,000円の減額であります。

13ページにかけまして、6目総務費国庫補助金2,109万円の減額は、主にデジタル基盤改革支援補助金の減額で、自治体システム標準化に係る補助対象経費が減額となりましたことから減額したものでございます。

15款の県支出金の関係でございます。1項1目民生費県負担金2,979万7,000円の減額は、2節保険基盤安定負担金、3節の身体障害者福祉費負担金とともに事業費確定による減額でございます。11節児童手当県費負担金は、子ども・子育て支援金の創設に伴いまして、地方負担が減額となったことから減額とするものであります。

16ページ、17款1項寄附金は、実績によりまして、ふるさと白馬村を応援する寄附金646万2,000円と、企業版のふるさと寄附金828万円を減額し、1,403万7,000円の減額であります。

なお、ふるさと白馬村を応援する寄附金の総額は8,289件で、5億5,334万3,000円のご寄附をいただいております。

18款繰入金関係の1項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金は、一般財源の余剰金を充てることとして、基金からの繰入れを行わず1億6,905万円の減額であります。

17ページ、5目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、事業費の確定により精算したものや、次年度以降の基金の活用事業との平準化を考えまして6,269万1,000円を減額しております。

20款5項1目雑入の1,727万2,000円の減額は、主に損害保険料の減額でありまして、修繕を行なったものの精算中であり、令和7年度中の収入とならなかったことによる減額であります。

18ページから19ページにかけまして、21款村債関係では、それぞれ事業債の確定により減額と科目更正によるものであります。

続きまして、20ページから歳出明細になります。

歳出につきましては、金額は省略させていただき、説明欄の事業ごとの主な増減理由につきまして説明をさせていただきます。

20ページ、2款1項1目一般管理事業は、事業費確定に伴う減額であります。

22ページ、6目ふるさと納税事業は、寄附実績による減額であります。

白馬高校支援事業は、主に白馬山麓事務組合負担金の実績による減額であります。

移住交流集落支援事業は、事業費確定によるものと、関係人口創出業務におきまして、国の事業との重複を避けるために先送りをしたことによる減額であります。

23ページ、8目電算事業は、自治体システム標準化におきまして、令和8年度に実施することとした業務が終わることによるものであります。

27ページ、3款1項3目心身障害者福祉事業は、給付費の確定により、自立支援給付費や児童福祉給付費の減額が主なものであります。

28ページ、6目住民国保事業は、基盤安定負担金が減額となったことから繰出金を減額するものであります。

29ページ、2項1目児童手当等給付事業は、事業費確定に伴う減額であります。2目子育て支援事業は、事業費確定に伴い減額をするものでございます。

30ページ、3目しろうま保育園運営事業は、会計年度任用職員の報酬や職員手当など人件費の減額によるものと、購入備品の仕様変更に伴います減額であります。

32ページ、4款1項4目母子保健事業は、医薬材料費や健診等委託料の精算などによる減額であります。2項1目じんかい処理事業は、事業費確定に伴う減額であります。

34ページ、5款1項4目圃場整備事業も事業費の確定に伴う減額であります。

35ページ、6款1項3目デジタル田園都市国家構想交付金事業は、地域通貨アルプスPayの

導入に向けた検討の過程で、当初想定していました機能の実装を見送り、簡便な方法により対応したことによる減額であります。

36ページ、2項1目商工振興事業は、事業費の確定に伴う減額であります。

37ページ、7款2項2目除雪事業は、降雪が少なかったことによる減額であります。

39ページ、5項2目白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業は、当初見込みよりも実績が多かったことから増額をしたものでございます。

8款1項1目非常備消防事業は、事業費確定に伴う減額であります。

39ページから40ページにかけまして、9款1項2目教育委員会事務局一般事業は、義務教育施設整備基金を積み立てるため大幅に増額をするものであります。

43ページ、5項3目学校給食センター事業は、事業費の確定に伴う減額であります。

44ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業は、返礼品に係る経費を当初見込みよりも抑えることができたため積立金を減額するものでございます。

予算書5ページまでお戻りください。

第2表「地方債の補正」につきましては、事業の確定などによるもので、限度額の変更はそれぞれ御覧のとおりであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。承認第7号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第8号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
の専決処分報告について

△日程第15 承認第9号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専
決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第14 承認第8号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算（第４号）の専決処分報告について及び日程第１５ 承認第９号 令和７年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の専決処分報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。松澤住民課長。

住民課長（松澤拓哉君） 承認第８号 令和７年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）について及び承認第９号 令和７年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日に専決処分をしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第８号 国民健康保険事業勘定のほうを御覧ください。

１枚おめくりいただきまして、第１条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ７,８４３万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億６,９９２万６,０００円とするものでございます。

この補正予算は、事業費の確定により不用額等の計数整理を行なったものでございます。

主なものについてご説明をさせていただきます。

５ページ、歳入明細を御覧ください。

１款国民健康保険税は、徴収実績により１,２６０万円を増額するものでございます。

３款１項県補助金６,５６７万９,０００円の減額は、県の交付金確定によるものでございます。

６ページ、御覧いただきまして、５款１項一般会計繰入金は９４４万５,０００円の減額でございます。

続きまして、８ページ、歳出明細を御覧ください。

１款総務費は、いずれも扶養額の減額でございます。

９ページ、２款保険給付費１項療養諸費は、給付実績により６,１５８万６,０００円の減額、２項高額療養費は６９８万８,０００円の減額、４項出産育児諸費は２００万円の減額でございます。

１１ページ下段を御覧いただきまして、４款保健事業費１項特定健康診査等事業費２１６万７,０００円の減額は、健康診査事業確定による減額でございます。

１１ページから１２ページにかけての４款２項保健事業費１６７万７,０００円の減額は、若年健診委託料及び人間ドック補助金、各種貸付金等の不用額の減額が主なものでございます。

以上で説明を終わりました。続きまして、承認第９号 白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

こちらの資料を御覧いただきまして、第１条であります、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３万５,０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を１億６,６７５万１,０００円とするものでございます。この補正予算は事業費の確定により、不用額等について計数整理をしたものでございます。

主なものについてご説明いたします。５ページ、歳入明細を御覧ください。

１款後期高齢者保険料は、徴収実績により３万５,０００円を増額。

続いて、6 ページの歳出を御覧ください。

2 款分担金及び負担金 1 項広域連合負担金 3 万 5,000 円の増額は、保険料の収納実績に基づくもので、長野県後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料等負担金でございます。

説明については以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行ないます。

承認第 8 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。承認第 8 号 令和 7 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、第 8 号は報告のとおり承認されました。

次に、承認第 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第 9 号 令和 7 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第 9 号は報告のとおり承認されました。

△日程第 16 承認第 10 号 令和 7 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 4 号）の専決処分報告について

△日程第 17 承認第 11 号 令和 7 年度白馬村下水道事業会計補正予算（第 4 号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第 16 承認第 10 号 令和 7 年度白馬村水道事業会計補正予算（第

4号)の専決処分報告について及び日程第17 承認第11号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長(廣瀬昭彦君) 承認第10号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和7年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。この補正予算は、事業費の確定により不用額等について計数整理したものでございます。

1枚おめくりください。

第2条として、令和7年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額については、収入では1款水道事業収益に4,876万4,000円を追加し、4億5,031万8,000円とします。収益的支出では、1款水道事業費用として2,592万8,000円の減額で2億9,899万円とします。

第3条として、予算第4条、本文が括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億6,980万2,000円に改め、資本的収入を569万8,000円増額し、資本的支出を1,832万8,000円減額するものです。

第4条として、予算第8条に定めました経費のうち、職員給与費を88万3,000円減額するものです。

内訳につきまして主なものをご説明します。1ページを御覧ください。

収益的収入の1款1項1目給水収益で、水道使用料が4,415万4,000円の増額、3目その他営業収益として加入分担金が1,020万円の増額です。

1款2項3目補助金は、無線検針に係る上下水道DX推進事業補助金を収益的収入から資本的収入へ振り替えたものです。

おめくりいただき、収益的支出では事業費の確定に伴う不用額及び未執行額を減額するものです。

3ページを御覧ください。資本的収入では、収益的収入から振り替えた上下水道DX推進事業補助金による増額、資本的支出では、事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するものです。

続きまして、承認第11号 令和7年度下水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

この会計につきましても、事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものでござい

す。

おめくりください。

第2条として、令和7年度白馬村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入では1款下水道事業収益3,061万円を増額し、5億1,651万3,000円とします。収益的支出では、1款下水道事業費用として604万2,000円の減額で4億7,305万8,000円とします。

第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,732万5,000円に改め、1款資本的収入を978万増額し、1款資本的支出の建設改良費を1,065万1,000円減額するものです。

第4条として、予算第9条に定めました経費の職員給与費を48万5,000円減額するものです。

内訳について主なものをご説明します。

1ページを御覧ください。収益的収入の1款1項営業収益として、下水道使用料が3,079万円の増額となります。

2ページを御覧ください。収益的支出は事業費の確定により、不用額及び未執行額を減額するものです。

3ページを御覧ください。資本的収入では、1款3項負担金等で区域外流入分担金と受益者負担金の増額になります。

資本的支出では、事業費の確定により、不用額及び未執行額を減額するものです。主なものは、浄化センター自主設計業務の契約による差金になります。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行ないます。

承認第10号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。承認第10号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

次に、承認第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。承認第11号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第11号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第18 議案第39号 財産の取得について

議長（太田伸子君） 日程第18 議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鈴木生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（鈴木広章君） 議案第39号 財産の取得についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的は、令和8年度照明設備の更新で、更新場所は白馬村北部グラウンドでございます。所有権移転付き賃貸借契約により、契約の終了後、令和13年11月1日に村に無償譲渡されるものでございます。

取得財産はLED照明設備で、取得金額は1,174万8,000円でございます。契約の相手方は、東京都渋谷区桜丘町20-4株式会社ネクシーズ、代表取締役社長大前成平でございます。

本契約に当たり、指名競争入札を行なった結果、株式会社ネクシーズが落札し、仮契約を締結しましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第40号 物品の取得について

△日程第20 議案第41号 物品の取得について

議長（太田伸子君） 日程第19 議案第40号 物品の取得について及び日程第20 議案第41号 物品の取得についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） それでは、最初に、議案第40号 物品の取得につきましてご説明を申し上げます。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、取得の目的は、令和7年度避難所環境改善事業、ベッド類購入業務でございます。
- 2、取得する物品は、折り畳みベッド1,500台と乳幼児用段ボールベッド45台であります。
- 3、取得金額は、2,029万5,000円であります。
- 4、契約の相手方は、長野市三輪8丁目41番15号、有限会社デング、取締役津田卓であります。

本事業につきましては、令和7年12月16日に成立しました国の補正予算を活用したもので、3月定例会で補正予算をお認めいただき、全額を令和8年度に繰り越した事業でございます。

契約に当たりましては、6社を指名して5月19日に指名競争入札を行なった結果、有限会社デングが落札し、仮契約を締結しましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第41号 物品の取得についてでございます。

本議案も議案第40号と同様に、財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

- 1、取得の目的は、令和7年度避難所環境改善事業、パーティションテント購入業務であります。
- 2、取得する物品は、パーティションテント450台であります。
- 3、取得金額は、881万1,000円であります。
- 4、契約の相手方は、長野市稲里町田牧1614番地1、株式会社北信ポンプ長野営業所、営業所長平林秋夫であります。

本事業につきましても、令和7年度の繰越事業でございまして、契約に当たり6社を指名し、5月19日に指名競争入札を行なった結果、株式会社北信ポンプ長野営業所が落札し、仮契約を締結しましたので、議会の議決をお願いするものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。議案第40号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第４１号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２１ 議案第４２号 村道路線の廃止について

△日程第２２ 議案第４３号 村道路線の認定について

議長（太田伸子君） 日程第２１ 議案第４２号 村道路線の廃止について及び日程第２２ 議案第４３号 村道路線の認定についての２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中建設課長。

建設課長（田中洋介君） 議案第４２号 村道路線の廃止について並びに関連がございますので、議案第４３号 村道路線の認定について、併せてご説明いたします。

今回の路線廃止及び路線認定につきましては、八方地区において、民間事業者による開発行為に伴う公共施設整備における村道路線の一部付け替えのため、村道２１４２号線、延長８４４．４５メートルを議案第４２号として路線を廃止し、新たに村道２２８２号線、延長７２０．０９メートルとして議案第４３号として路線認定をお願いするものでございます。

いずれも、議案書に廃止及び認定する路線の図面を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、議案第４２号及び議案第４３号の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。議案第４２号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第４３号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２３ 議案第４４号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議長（太田伸子君） 日程第２３ 議案第４４号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） 議案第４４号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本村の関係条例における引用条項

の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページを御覧ください。

初めに、白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第25条（虐待等の禁止）において、被措置児童等への虐待行為を定める児童福祉法第33条の10各号を引用しておりますが、同条に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めます。

あわせて、幼保連携型認定こども園における入園児虐待に該当する行為について、認定こども園法第27条の2第1項各号に規定されたこと、また、幼稚園については、学校教育法第28条第2項において同規定を準用することとされたことから、これらの引用条項を括弧書きで追加します。

次に、2ページ下段の白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正及び3ページの白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

いずれの条例につきましても、第12条（虐待等の禁止）において引用している児童福祉法「第33条の10各号」を、先ほどの説明と同様に「第33条の10第1項各号」に改めます。

それでは、1ページにお戻りいただき、附則を御覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第44号までは、お手元に配付いたしました令和8年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第44号までは、常任委員会等付託書のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月9日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日6月9日午前10時から本会議を行なう

ことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時41分

令和8年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和8年6月9日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和8年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和8年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	参事兼総務課長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	松澤拓哉
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	伊藤達男	建 設 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和8年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。

本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、一般質問を許します。

最初に、第2番太田学議員の一般質問を許します。第2番太田学議員。

第2番（太田学君） 2番太田学です。今6月議会で、議員活動を始めてから丸1年となりまして、この1年間を通じまして、一般質問というものは議員に与えられた重要な権利であり、村民の皆様からの負託に応えるための大切な機会であるということを改めて認識している次第でございます。

そして、質問の時間として60分が与えられております以上、その時間を有効に使うことは必要であると考えております。

しかし、一般質問は時間を使い切ること自体が目的ではありません。大切なのはどれだけ長く質問するかではなく、今後の施策につながる論点をいかに残せるかであると考えております。今回は、その点を意識した上で一般質問に臨みたいと思います。

まずは、地域公共交通について、白馬ナイトデマンドタクシーを切り口として質問をさせていただきます。

白馬ナイトデマンドタクシーは、冬期の観光需要に対応する夜間交通として実績を重ねてきました。令和6年度冬期には予約件数が5,294件、乗車人数が1万413人、相乗り率56.5%、サービス満足度が80%、こちらは令和7年度の地域公共交通検討委員会の資料から引き出しております。

こういった実績が示されております中で、夜間における移動需要とAIオンデマンド交通の有効性が一定程度確認されたものであると考えております。

一方で村の資料におきますと、ナイトデマンドタクシー、それから民間のタクシーともに需要に対して供給が追いついていないこと、希望時間に予約が取れないこと、配車依頼時間に偏りがあることなども課題として上げられています。

令和7年度冬期もナイトデマンドタクシーが運行されており、その実績を確認することは、今後の夜間交通の在り方を考える上で重要であると考えます。

夜間の移動需要は冬期観光に限られるものではなく、グリーンシーズンの観光客、飲食店や宿泊施設への移動、住民の外出、勤務後の移動、飲食後の帰宅、車を持たない方の移動など、生活交通としての側面もあると考えています。

冬期の実績を単なる季節限定の観光交通として捉えるのではなく、通年の夜間移動インフラを検討する材料として活用すべきではないかという観点から、以下の点をお伺いいたします。

1、令和7年度冬期のナイトデマンドタクシーについて、予約件数、乗車人数、アプリ登録者数、相乗り率、サービス満足度、配車不成立の状況など、主な運行実績をお伺いします。

2、令和5年度、令和6年度と比較して令和7年度冬期の利用状況にどのような変化があったか、また利用が集中した時間帯、乗降地点、曜日、時期などからどのような傾向が見られたのかをお伺いをいたします。

3、令和7年度冬期の運行を通じて、村として成果と課題をどのように整理しているのかをお伺いいたします。

4、夜間の移動需要は冬期観光に限らないと考えられますが、村は夏期や秋期、夏や秋における夜間移動需要について、調査や分析、または曜日、時間帯を限定した実証運行を行なう考えがあるのかをお伺いします。

5、白馬ナイトデマンドタクシーを冬期限定の観光交通にとどめず、通年の夜間移動手段として展開していくことについて村の考えをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問1日目、よろしくお願いいたします。

太田学議員からは、地域公共交通について5項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

最初に、1点目の令和7年度のナイトデマンドタクシーの実績についてお答えします。

昨シーズンの運行期間は12月15日から2月28日までの45日間で、予約件数は3,242件、乗車人数が5,809人、相乗り率は53.39%、1日当たりの平均乗車人数は76人という結果でした。

また、アプリの登録ユーザー数は9,369人であり、このうち昨シーズンの運行期間中の新規登録ユーザー数は1,850人となりました。

そして、利用者のサービス満足度については、97.59%が5段階評価の最高評価をつけてお

り、実際に利用した方からは高い評価をいただいております。

次に、配車不成立の状況につきましては1日平均19人となっていますが、特に12月31日の大みそかが53人、八方尾根火祭りが開催された2月20日が49人と、この2日間が突出して配車不成立が多く発生しました。

配車不成立を時間帯別で見ると、全運行期間中の17時から18時の時間帯が422人、22時から23時が442人と多く、夕食前後の移動と夜間の帰宅需要が高まる時間帯に利用規模が集中しているといえます。

次に、2点目の令和7年度の利用状況にどのような変化があったか、どのような傾向が見られたかについてであります。一昨年の令和6年度シーズンは、予約件数が5,294件、乗車人数は1万413人、相乗り率56.5%、サービス満足度80%という実績であり、昨シーズンと比較して予約件数、乗車人数ともに令和6年度を下回る結果となりました。

相乗り率も若干低下しておりますが、一方でサービス満足度は80%から97%へ向上しており、利用者の満足度は高水準を維持している結果となっています。

また、令和5年度シーズンからの3か年の予約状況、乗車人数の傾向を見ると、最も利用者が多かったのは6年度シーズン、次いで5年度シーズンとなり、昨シーズンが最も少なかった実績となりました。

その傾向を見ると、令和5年度から6年度にかけてはナイトデマンドタクシーの認知度が高まったこと、移動需要に対して著しく車両の供給量が追いついていなかったことも影響し、利用者数が大きく伸びた時期であったと捉えています。

一方、昨シーズンについては、過去2か年と比べ利用者数は減少しているものの、登録ユーザー数や新規ユーザー数は順調に伸びていることから、交通サービスとしての認知度や利用者のサービス満足度は一定程度拡充しているものと推察しています。

また、利用者数が過去2か年を下回った背景には、ナイトデマンドタクシー単体の要因だけでなく、村内の夜間交通全体の状況も影響しているものと考えており、具体的には、昨シーズンは夕方から夜間にかけてUberを活用したタクシー利用が増加したこと、レンタカーで訪れる観光客が増加したことなどにより、滞在客のナイトデマンドタクシーの利用が相対的に減少した可能性があるかと捉えています。

さらには、滞在する観光客の単発的な利用に加え、住民による飲食店への移動、飲食・サービス業等で勤務するスタッフの通勤や帰宅などに利用する、いわゆる生活や就労に関わる移動手段として活用されたことも見受けられ、冬期間中に継続的に利用する方については、アプリ内のデジタル定期券を購入する傾向にあることも確認されています。

次に、乗降地点の傾向については、八方地区及びエコーランド地区における乗降数が多く、全体の乗降箇所における割合は、この2つのエリアで約40%を占めています。

また、これまでの乗降実績を踏まえ、昨シーズンからは、五竜地区の飲食店が多いエリアについて乗降箇所を新設し、その乗降数は600回程度の利用実績があり、データ収集と分析予測が生かされた結果となりました。

最後に、曜日別や時期の傾向については、過去3年間においていずれもほぼ同様に、曜日そのものよりも年末年始や村内のイベントの開催日に需要が高まること、年末以降、2月下旬までは毎年一定程度の需要があることが実績から確認できます。

次に、3点目の令和7年度の運行を通じて成果と課題をどのように整理しているかのご質問ですが、初めに、昨シーズンまでのナイトデマンドタクシーの成果については、特に八方地区、エコーランド地区を中心として大きな需要があることに加え、五竜地区でも新たに設置した乗降場所での需要が確認されたことから、村内の夜間の移動需要が顕在化したこと、民間の移動交通では拾えていなかった滞在期間の長い外国人観光客の季節需要に適合していることは、公共交通としての一定の成果があったと考えます。

さらには、滞在者が村内を回遊する手段としてデマンドタクシーを利用することで、村内の移動総量が増加し、結果として飲食店やスーパーでの消費拡大につながっているものと考えます。

また、住民によるデジタル定期券を活用した継続的利用も見られたことから、滞在中の観光客利用だけでなく、住民や冬期間の就労スタッフの日常的な移動手段となっていることも確認できました。

一方、課題としては、需要が集中する日や時間帯における配車不成立への対応が上げられます。特に、夕食時間帯や飲食後の帰宅時間帯など、特定の時間帯に乗車希望が集中した場合、供給体制が一時的に追いつきにくい状況が生じておりますが、このピークの時間帯の配車不成立については、ナイトデマンドタクシーだけに限られた課題ではなく、通常の民間タクシーを含めた村内の夜間交通全体にも共通する課題となっています。

こうした状況に対応するため、行政と民間タクシー事業者を含む交通関係者間では日頃から定例ミーティングを開催し、実績データの共有や課題解決に向けたアイデア出し、役割分担等について、随時、検討と意見交換を進めておりますが、昨シーズンからは、タクシー事業者による夕方から夜間にかけてのタクシー台数を前年度よりも増加させたこと、U b e rを活用したタクシーの導入、日本版ライドシェアによる運行など、課題解決に向けた民間の取組も拡充されています。

それでも、いまだピークの時間帯には需要が供給を大幅に上回る状況があることから、完全に課題が解決されたとは言えない状況ではありますので、引き続き、最適な公共体系の在り方と官民との役割分担等について検討していかなければならないと考えています。

また、昨シーズン中は、U b e r、ナイトデマンドタクシー、飲食店予約システムであるテーブルチェック、信州大学によるアンケート調査など、交通や観光行動に関する複数のデータを組み合わせたデータ収集も実施していますので、こうした飲食需要、移動時間帯、エリアごとの利用傾向

などの横断的なデータも参考にしながら、民間タクシー事業者やDMOとの連携と役割分担を整理しつつ、今シーズン以降の夜間交通の改善につなげてまいりたいと考えます。

次に、4点目の、夏季や秋季における夜間移動需要について調査や分析、実証運行を行なう考えはあるかと、5点目の、ナイトデマンドタクシーを通年の夜間移動手段とする考えはとのご質問は関連がございますので、まとめて答弁いたします。

初めに、これまで運行してきたナイトデマンド交通の導入の背景から申し上げますが、平成18年以降のインバウンド客の増加を受けて、村内における泊食分離ニーズが高まる中、主要な宿泊施設集積エリアから飲食店エリアを結ぶ移動手段の必要性和、その対策を望む声が宿泊事業者などから寄せられたという背景と、当時の民間タクシーの供給体制の限界といったこともあり、区域内の公共交通という位置づけで、定時定路線方式によるナイトバス「元気号」の実証運行事業を実施し、時代に応じた様々なニーズや運行体制の状況を踏まえながら、体系を改良しつつ、現在のナイトデマンド交通の運行に至っているところです。

つまり、そんな移動手段に対する事業者からの要望や、受入れ観光地として来訪者の満足度を高めるために必要な環境整備という公的課題の解決に資する事業の一環として、冬期のナイトデマンド交通を公共交通の位置づけとして運行しているものです。

一方で、議員ご指摘の冬期以外の夜の移動手段の確保については、これまで事業者や住民、あるいは来訪者からも、そうした通年運行を要望する声は多くは聞こえてきません。

また、これまでの夏の来訪者の旅行目的や滞在期間といった客層の特性から見ると、自家用車による来訪が主体であることや、夜間に急激に移動需要が高まるといった状況ではないことから、既存の民間タクシーの供給料でその需要を賄えていると見ています。

住民のみの視点で見た場合には、近年、代行サービスがなくなっていることもあり、ナイトデマンド交通があればタクシーよりも安価な移動手段が確保されることにはなりますが、これは金額面で見た場合であり、他の移動手段が足りていないという状況ではないと判断しております。

現に、今年のゴールデンウィーク中のUberの配車成立の状況をみても、8割から9割程度の配車成立率となっています。また、ナイトデマンド交通の観光客以外の利用者の傾向を見ると、冬期に営業施設に従事するスタッフの利用が最も多いという傾向があり、住民生活における活用は利用者が限定されている状況があります。

こうした根拠も踏まえ、現状においては実証実験を含め、通年の夜間移動手段についての公的な施策の導入は直ちには考えておりませんが、白馬村としてはオールシーズンのマウンテンリゾートを目指していることから、今後はグリーン期の公共交通での来訪者も増えることも予想され、必要性が生じた場合には適宜検討してまいります。

以上、太田学議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） データを基にした答弁をいただきまして、非常に参考になったと思います。

ひとつ、その民間との定期的なやり取りがあるということだったんですけれども、これに関しては、乗降数や、何かもう具体的な数字として、売上げを含めてかどうか分かりませんが、そういった数字のやり取りというのは、民間のほうともされているという理解でよろしいのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

毎週、「定例会議」と称しまして、いわゆるこの公共交通を始めた、ナイトデマンドを始めたときから続いています配車システムの会社、それから行政、それから運行する交通会社、それからDMOも含めまして、毎月、毎週1回程度の定例会議を実施しています。

この中では、その期間中にどういう運行がなされたかということは、配車アプリを運用する事業者からデータをいただき、その時々々の傾向をつかんでいるということです。

それからさらには、そのデマンド交通を使ってどこへ配車、どこへ行った傾向が強いかというところで、その辺も地図上に踏まえなどとしながら確認をしているというところで、その期間中にどんなイベントがあったか、あるいは行事があったかというところから踏まえて推測をしつつ、次の対応を考えているというような定例会議を持っているということでもあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） ということは、配車アプリを通じた件数把握というように、今、聞こえたんですけれども、電話での配車なんかも、もちろん民間ではあると思いますので、そういったものを含めた数ではないという理解でいいのでしょうか。

議長（太田伸子君） 山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

あくまでも、ふれA I号とデイデマンド交通を基にしたデータ共有でありますので、一般の個別の村内事業者が受けた電話相談についての動向については、そこでは協議をしていません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 実際の全ての交通というのを把握するのは難しい話ではあると思うんですけれども、そういった具体的な数字も含めて民間とさらにやり取りして、公共交通を有意義なものにしていければと思います。

それで、先ほど来、村長も申されていましたように、冬期以外は需要に対して供給が充足されているので、当面、ほかの季節は運行するつもりはないというお考えだったのですが、これはもちろん需要が先なのか、公共交通があるからこそ需要ができるのかということもありますので、どこか一回でもいいので試しにやってみるというお考えというのは全くないということではないのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 全くないといえば、そういうことではないという回答になるかと思いますが、けれども、やはり民間がございますので、民間の事業を圧迫するようなことがあつてはならないと思いますし、また実証実験をするにも、もしそれが村の財源ということになりましたら、皆さんの税から出る形になりますので、それが適切かどうかという判断も必要になるかと思います。

また、宿泊税が今月から始まっておりますけれども、観光客向けということであれば、そうしたものを財源にするということも考えられますので、その辺は財源の問題も含めて需要を認知する中で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 財源に関しましては、完全なる費用対効果というところで見ているわけではないと思いますので、公共サービスというものは、利用料金収入だけで賄っているということではありませんので、そういったところも含めて、単純な収支だけではなくて地域経済への波及効果も含め、また夜間の飲酒運転なんかにもよる交通安全にも資すると思いますので、こういったところ、先ほども村長からいただいていたように、住民や就労者の移動手段としての確保というところでおきましては、事業体も負担軽減にもつながって、より経済も活性化するとは思っていますので、公共サービスとしての有効性を今後とも評価していただきたいと思っております。

データをかなり頂いたので、デマンドタクシーについての質問はここまでとして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、外来生物についてであります。

近年、村内でも外来植物の繁茂が見られるところであります。外来植物の中には、オオキンケイギクやオオハンゴンソウのように、外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、栽培、運搬、保管、譲渡などが規制されているものがあります。

また、ハルザキヤマガラシのように、特定外来生物には指定されていないものの、生態系被害防止外来種リストに掲載され、地域の自然環境や在来植生への影響が懸念されるものもあります。

白馬村は山岳観光地であり、自然環境や景観そのものが地域の重要な資源であると考えます。農地、河川、道路沿い、観光景観にも関わる課題であると思います。

そこで、以下の点をお伺いいたします。

1、村内における特定外来生物及び生態系被害防止外来種に該当する外来植物の分布状況を把握しているのかお伺いします。

2、道路沿い、河川沿い、農地周辺、観光地周辺、学校や公共施設周辺など、外来植物の拡散源となりやすい場所について、重点区域を定めて調査、駆除を進める考えはあるのかお伺いをいたします。

3、特定外来生物については、国の特定外来生物防除等対策事業の活用が考えられます。村としてこの制度の活用可能性を検討するお考えはあるのかお伺いします。

4、ハルザキヤマガラシのように、特定外来生物ではないものの生態系被害防止外来種リストに掲載されている植物についても、村独自の外来植物リストや対策方針を作成し、特定外来生物と併せて総合的に対応する考えはあるのかお伺いします。

5、外来植物は私有地にも広がる可能性があります。行政管理地であれば対応しやすい一方、私有地では所有者の同意、立入り、作業責任、処分方法などが課題となります。村として、土地所有者への周知、同意書方式による立入り、所有者自身による駆除の支援、回収袋の配付や処分支援、地区単位の一斉駆除日など、私有地での対応を後押しする仕組みをつくる考えはあるのかお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の外来生物について、5項目のご質問をいただきました。

最初に、外来生物につきまして若干ご説明申し上げます。

外来生物とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、通称外来生物法に基づき、国が指定する特定外来生物のほか、環境省及び農林水産省が公表する生態系被害防止外来種がございます。

本村の豊かな自然環境や景観を守る上で、その拡大防止は重要な課題であると認識しています。

委員ご指摘のとおり、近年、特に村内においても外来生物のうち外来植物の分布拡大が見られることから、関係部署が連携しながら対応を進めているところでございます。

それでは、ご質問に対して順次お答えいたします。

1点目の、村内における特定外来生物及び生態系被害防止外来種に該当する外来植物の分布状況の把握についてでございますが、総務課において、村内のパトロールや住民の皆様からの通報を基に現地確認を行なっております。

オオキンケイギクにつきましては、令和7年度に白馬高校植物班とともに、村内180か所の生息箇所を巡回調査し、分布状況を地図化しております。

ハルザキヤマガラシにつきましては、令和5年度に北アルプス地域振興局環境課の立会いの下、繁茂状況を確認し、令和6年度以降の駆除範囲を地図に記録して整理しております。

セイタカアワダチソウにつきましても、地域団体による長年の駆除活動を通じて把握した36か所を記録しております。

また、道路、河川、公共施設などを各課が管理する施設につきましては、日常の維持管理業務の中で外来植物の確認及び駆除に取り組んでおり、庁内での情報共有を図っているところです。

一方で、村域が広範囲に及ぶことや、種によっては広く分布していることから、全ての外来植物を網羅的に把握することは困難な状況であります。

引き続き、パトロールや住民の皆様からの情報提供を通じて把握に努めてまいります。

次に、2点目の重点区域を定めた調査、駆除を進める考えはあるかのご質問ですが、村では今後、道路、河川、公共施設、観光施設などを景観や利用者への影響が大きい区域を重点区域として位置づけ、継続的な調査及び駆除活動を進めてまいりたいと考えております。

現在も、道路沿いや河川沿い、公共施設及び学校周辺において駆除作業を実施しております。

ハルザキヤマガラシにつきましては、毎年4月から5月にかけて、国道、県道、村道沿線や塩の道沿い、公共施設を中心に総務課と集落支援員が駆除を実施しており、本年度は延べ25名が参加し、1,150キロを駆除いたしました。特に本年度は、塩の道祭りの開催時期に合わせて開花が見られたことから、塩の道沿いを重点的に駆除したところでございます。

また、農地における状況につきましては、稲作を行なっている圃場では、田おこしの時期と繁殖時期が重なることから、被害は比較的少ない一方、休耕田やソバ転作田を中心に繁茂が確認されておりますことから、土地所有者や耕作者に対する周知啓発にも取り組み、開花、結実前の駆除を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、3点目の国の特定外来生物防除等対策事業の活用についてでございます。

環境省が実施する本事業は、特定外来生物に指定された種の駆除に必要な資材購入や作業委託等の費用について、補助対象経費の2分の1を国が補助する制度であります。事業採択に当たっては市町村が事業主体となり、複数年にわたる計画的な取組や目標管理が求められております。

本年度につきましては、職員による対応を基本として駆除活動を実施しておりますが、当該事業については県主催の説明会も予定されておりますので、制度内容や活用状況について情報収集を行ないながら、来年度以降の活用可能性について検討してまいりたいと考えております。

なお、本制度の対象は特定外来生物に限定されておりますので、生態系被害防止外来種であるハルザキヤマガラシは、現時点では補助制度の対象外となっております。

次に、4点目のハルザキヤマガラシ等、生態系被害防止外来種に対する村独自の対応についてでございます。

ハルザキヤマガラシにつきましては、特定外来生物には指定されておりませんが、在来植生への影響が懸念される植物であり、村内でも繁茂が確認されておりますことから、SNS等を通じた注意喚起や駆除活動を実施しているところであります。

現時点で村独自の対象植物リストの作成は考えておりませんが、北アルプス地域振興局が作成した「大北地域外来植物駆除ハンドブック」や長野県が作成する「長野県版外来種対策ハンドブック」を活用しながら、「入れない！捨てない！広げない！早期に発見する！駆除する！」を基本として、本村の実情に応じた外来種植物対策を進めてまいります。

また、新たな外来種が確認された場合は、関係機関と十分に連携しながら情報共有を図り、必要な対策を講じてまいります。

最後に5点目の、私有地における対応支援、継続的な体制整備についてですが、外来植物が私有地に広がる場合の対応につきましては、原則として土地所有者が管理責任を負うものと認識しております。

一方で、外来植物は隣接する道路や河川、公共地へも拡散するという性質上、私有地における繁茂を放置することが村全体の対策に影響を及ぼす側面もございます。このことから、SNSやホームページを通じた駆除の呼びかけを継続的に行なっており、こうした発信を通じて、農業者による自主的な駆除協力もいただいているところであります。

また、地域住民の方が道路沿いなど公共用地において駆除作業を行なっていただいた場合には、村が取りまとめて清掃センターへ搬入を行なうなど、住民の自主的な取組を後押しする対応も行なっているところでございます。

外来種の駆除に当たっては、住民課にご連絡いただければ、燃えるごみ用の袋を提供しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

村民、地区、農業者など、多様な主体との連携につきましては、各区で実施している春・秋の衛生週間や草刈りウィーク等に合わせた駆除を実施している地区もございます。

また、農業者との連携につきましては、特に休耕田やソバ転作田での繁茂が顕著であることから、こうした農地の所有者や管理者に対して、開花、結実前の時期を捉えた駆除を働きかけてまいります。

さらに、地域の中学生在が探求学習の一環として村内の外来種駆除に自主的に取り組んでくださっており、今週は、白馬高校の生徒有志とも連携し、校内のハルザキヤマガラシの駆除を実施するなど、その活動は着実に広がりを見せております。こうした若い世代の取組は大変心強く、村としても引き続き連携してまいりたいと考えております。

一斉駆除の実施につきましては、草刈りウィーク等のタイミングと合わせた周知も有効であると考えております。一方で、外来植物の特性上、刈り払いのみでは種子の散布を防ぐことができず、かえって繁殖を助長するリスクもあることから、駆除の方法や時期についても適切な情報提供が必要となってまいります。

外来植物対策は、一度分布が拡大すると駆除が困難になることから、早期発見・早期対応が何より重要であり、今後も関係者等と連携を図りながら、継続的な取組を推進します。

村内の自然資源への外来植物の影響という観点では、名水百選にも選定されている姫川源流においても、オオカナダモやオオカワヂシャなどの外来植物の繁茂により、バイカモの生育環境への影響が懸念されてきたところです。バイカモの減少には水温や水量など複合的な要因があるものと認識しており、このような貴重な自然環境を守る上でも、外来植物への継続的な対応が重要であると認識しております。

村の自然環境と景観を守ることは、観光、農業、地域生活のいずれにとっても根幹をなす課題で

あります。外来植物への対応については、引き続き関係部署が一体となって取り組んでまいり所存でございます。

以上、太田学議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 特に外来植物において、総務課の集落支援員さんをはじめとした対応については、十分いろんな方面から、その努力をお聞きしてはおりますので、実績については、確認はできているとは私の中では思っております。

それで、先ほど住民の通報なんかを基に処理をしていくというお話だったんですけども、実際に総務課の窓口に来て外来植物があるというのが来たら、それぞれの、例えば農地であれば農政課、河川であれば建設課になろうかと思うんですけども、そういったところに情報を渡して、その後実際に駆除するのは担当課の職員になるのでしょうか。この確認だけお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えします。

庁内の連携体制ということで、環境保全を所管する総務課、ここが村民からの情報ですとか各課からの情報、こういったものを一元的に管理いたします。ただ、当然、道路の管理は建設課、あるいは農地の管理は農政課、また観光施設等につきましては観光課、それぞれが所管しておりますので、自分の持っているところにつきましては、それぞれの課で対応する。あるいは、手に負えない場合は、総務課の方へ連絡をいただくということで一元化を図っています。

現在のところ、村民、あるいは農業法人等も自発的な活動というのが出てきているわけですが、これを一体的、網羅的に同時にやっていくということがなかなかできていないので、職員の活動、あるいはそういった職員以外の民間の活動、こういったものを連携づけながら一体的に動かしていく、それが今後の課題になってきていると思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） すいません。もうちょっと庁内の共有について確認をさせてもらいたいのですけれども、一括したデータが、例えばクラウド上か何かに存在していて全部署からそれを見られるとか、先ほど地図にもなっているということだったのですけれども、それも全部署が参照できて、例えばここは建設課がやりましたと、ここは何日に農政課がやりましたというようなことが、どの職員でも見られるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

情報につきましてはマップに落としてあると言っておりますけれども、今現在では大きな地図にプロットしているという状況でございます。

また、駆除の実績につきましても、日報あるいは連絡等の記録簿、こういったものに記録をして、それを地図に手で書いているという状況です。

庁内のGIS等を活用して、どの課からもそれが見られるようになれば理想でございますけれども、現在は集落支援員がそれを行っていることもございまして、本当に見れば一目瞭然のすばらしい仕事のマップにはなっているわけですが、電子データ化はされていないというのが実情でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 大体、その共有状態というのは分かりました。何でもDX化すれば作業がはかどるというものでもないと思いますが、やっぱり職員全体で共有することによって意識の向上も図れるとは思いますが、何らかの形で全職員が見られるような簡易的なものに落とし込めれば、もっとよくなるのではないのかなと思いますので、こちらのほうに関しては、今後とも、ちょっと事あるごとに確認はさせていただければなと思っています。

それから、先ほどいただいた答弁の中での農地に関してなんですけれども、休耕田とかソバの辺りなんかは、春に起こしていないので繁茂するというのは、いろんなデータからあると思うんですけれども、これを周知啓発していくということをおっしゃっていたのですが、具体的にどうやって周知啓発して、現状しているのか、これからどうやってしていきたいのかを、少し教えていただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。伊藤農政課長。

農政課長（伊藤達男君） お答えさせていただきます。

周知徹底につきましては、農地、休耕田等ですね、うちのほうで総務課とデータを共有しながら、例えばなんです、農用地での駆除活動の重要性としましては、耕作者及び土地の所有者への周知を徹底すること、これが一番、議員がおっしゃるとおり重要であると考えております。

加えまして、条件が合致する場合でございますが、農用地、あと水路、農道などの地域資源の適切な保全管理を目的としました多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払交付金等の対象地でありましたら、草刈り作業及び外来種の駆除を含む多様なメニューを提供してございます。組織に対しまして積極的に利用を促してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 先ほども塩の道祭りを控えて沿道沿いを駆除していただいたということだったんですけれども、やっぱり開けたところなんかを、私も実際に塩の道祭りで歩いたら、遠くにも、やっぱり黄色いハルザキヤマガラシだったんですけれども見ることはできてしまうということで、その所有者にどのように働きかけるかというのはすごく難しいところではあるんですけれども、中

山間等多面的以外に何らかの補助という言い方はおかしいんですけれども、金銭、資材を含めた何らかの提供というのはできないのかなとは思ってますけれども、そういったお考えはあるのかなのかだけ教えていただきたいです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えします。

農政の部分につきましては、先ほどの中山間地域等直接支払制度あるいは多面的、これは今、説明を申し上げました。あと、村長の答弁の中では、住民課のほうで専用の燃えるごみの袋を配付するというようなことも申し上げます。

そのほかに、例えば出ていただいた方への賃金ですとか、何か委託する場合の補助、こういったものは考えられるわけですが、現在のところは予定しておりませんし、今年度の予算の中にもそれは入っておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 所有者に対しての積極的な働きかけによって駆除を進めていくというお考えであるということです、より一層の周知をお願いしたいと思います。

それで、実際パトロールなんかをしているとは思ってますけれども、その駆除の判断というのは何か基準というのはあるんですか。例えば10株以上あったとか、土地の何%ぐらいが生えているとか、そういった基準というの、具体的にその庁内で設けられているのかというのをお聞かせ願いたいです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） やはり外来植物の駆除というのは、村長の答弁でございましたように早期発見、早期駆除ということになっておりますので、現時点では何株生えたからやるということはなく、やはり通報ですとか普段のパトロール、こういったものが主になってきます。

できれば、こういった外来植物も何種類かございますので、駆除カレンダーみたいなものがあれば、いつ頃にこういったものを駆除というものがあれば、種が落ちてしまうと逆に広げてしまうこととなりますので、結実前に駆除するような体制、それにはそういったカレンダーみたいなものがあればいいのかなというの、実務上考えているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） これは、やっぱり地区の力というのは、すごい重要になってくる問題で、地区作業のときに、人の土地に生えているのを見つけられれば、その場でその所有者の人なんかも、多分、近所に住んでいる人が、今、ほとんどではあると思うので、何らかのその地区作業のときに、周知できるような仕組みというのを考えていただきたいとは思っております。

例えば、土地所有者が実際パトロールして、生えている土地があって、庁内に帰ってきて調べてみたら外国人の土地だったということもあるとは思いますが、そういった場合というのは、総務課さんのほうから所有者のほうに連絡して、どうにかしてほしいというのはやってくれたりはするのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） 当然、我々のほうでそういった理解を求めるということは当然の義務だと思っております。

例えば先週の金曜日、あと昨日ですか、今、オオキンケイギクが結構生えてきまして、家の庭にも割と生えているんです。割ときれいな部分もあるものですから、家主の方はこれがそういった外来種でないということであると、刈ったり取ったりはしないということもございます。

集落支援員のほうで、駆除のときにオオキンケイギクの写真と、そこにこれはこういった植物だから駆除しなきゃいけないんですよというものを書いたものをつくって、一件一件配付して理解を求めています。

今は「きれいだな」ということで見ているんですけれども、こういった周知が広がってくれば、これが生えていること自体がちょっと恥ずかしいんだというような雰囲気になってくれば一番いいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 今、総務課長がおっしゃられたように、まさにそういった考えを住民全体が持つように取り組んでいただきたいというのが一番大きなところではあります。

見えるようになれば見分けられるということで、どんどん気になっていって、思ったよりもたくさん生えている。この人の家のところにも生えているというようなことで、村民全体で意識を共有して生物多様性を保持していくというのが、一番今後の白馬村にとっても重要なことであるとは思っていますので、引き続きの努力をお願いしたいと思います。

今回の質問に関しては、すぐに大きな予算をかけて全村を一気に駆除しようということではなくて、まずは分布状況や外来種の優先順位、駆除の優先順位を整理した上で関係各課が連携して対応できる仕組みをつくっていただきたいと、こういった思いから質問をさせていただいたところであります。

白馬村の自然環境や景観というのは地域の大切な価値でありますので、こういった外来植物対策を一時的な対応で終わらせることなく、継続的な地域の課題として取り組んでいただくということを要望した上で、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番太田学議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番切久保達也議員の一般質問を許します。第7番切久保達也議員。

第7番（切久保達也君） 7番切久保達也です。今日の一般質問は、大きい項目を2つさせていただきますが、どちらも持続可能な地域社会の経営といったようなコンセプトでやらせていただきたいなと思っております。

皆さんもあるかどうか分かりませんが、私は余り集中力がありませんで、持続可能という言葉です。「持続可能な社会」、この言葉は非常に重要で大切な単語の一つなんですけれども、前1期目の4年間、「持続可能な社会」というような題材で、ずっとよく話をしていた方と話をしていると、どうも私の考えとは、ちょっとずれていくような展開ばかりだったものですから、「持続可能な社会」というと、その方の名前しか、顔しか出てこなくて、ちょっとしばらく「持続可能な」ということを余り頭の中に浮かべないように、浮かべないようにしてきました。

ようやく本来の「持続可能な地域社会の経営」というところが、ちょっと鮮明になってきましたので、今回大きく2つの質問をさせていただきたい、そのように思っております。

では最初の質問です。消防団の持続可能性と地域防災体制の再構築について。

近年、全国各地で災害が激甚化、多様化し、消防団に求められる役割は、火災対応に加え水害、地震、行方不明者捜索、さらには観光地特有の外国人対応など、年々広がっています。

一方で人口減少や高齢化、勤務形態や価値観の変化により、消防団員の確保や活動参加は難しさを増しています。

白馬村においても団員不足や地域偏在、村外居住団員の増加、訓練参加率の低下、さらには役場職員の消防団兼務によるBCP上の役割重複など、地域防災体制の持続性に関わる課題が見えています。

また、個人報酬化により一定の処遇改善は進んだ一方で、分団運営費の不足やコミュニケーション機会の減少、最低賃金との整合性、新たな課題も生じていると感じております。さらに、操法大会や訓練の在り方についても、団員負担の軽減と実践的な消防力の維持をどのように両立していくのか、消防団は地域防災を支える重要な組織です。だからこそ、村として実態を把握し、持続可能な組織体制や制度、予算の在り方を検討していく必要があると考えます。

そこで、消防団の持続可能性と地域防災体制の再構築について質問いたします。

1、現在の消防団員数について、定員に対する充足状況、北部・中部・南部など地域別の人数、村内居住・村外居住の状況、また実際に災害時に30分以内に参集可能な団員数を村としてどのように把握しているのか伺います。

また、役場職員が消防団員を兼ねている場合、大規模災害には役場のBCP業務と消防団活動が重なる可能性があります。この点について、村として現在どのように整理しているのか伺います。

2、消防団員の高齢化や新入団員の確保難が進む中で、従来型の団員確保だけでは限界があると考えます。今後は女性団員、外国人住民、機能別消防団員、退団者の再活用など、多様な担い手を組み込んだ消防団体制を検討する必要があるのではないのでしょうか。

白馬村として、今後どのような消防団像を目指し、人材確保と定数管理を進めていくのか伺います。

3、操法大会に対しては団員の中でも考え方が分かれており、負担感を訴える声がある一方で、技術向上や団員間の連携という面で一定の意義もあると考えます。今後は操法を続けるかやめるかという単純な議論ではなく、実際の災害対応に役立つ訓練体系へ見直すことが重要です。

村として、白馬村操法大会、放水を伴う訓練、大北大会などについて、目的、安全基準、練習時間、評価方法をどのように整理し、団員負担の軽減と消防力の維持を両立していく考えか伺います。

4、消防団員の個人報酬化により、個人への処遇改善は進みました。一方で、分団運営費が不足し、団員同士のコミュニケーションや活動服、カップなどの更新にも支障が出ているとの声があります。また、現行の時給1,000円相当の報酬については、最低賃金との整合性も検討が必要です。

消防団を持続可能な組織として維持するためには、個人報酬だけでなく、分団運営費、装備更新、ポンプ小屋の耐震化などを含め、適正な予算措置が必要と考えます。村として、消防団活動に必要な予算の在り方をどのように考えているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 切久保議員からは、消防団の持続可能性と地域防災体制の再構築について4項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

1点目の消防団員の状況と現状把握についてですが、白馬村消防団は、白馬村消防団条例に基づき団員定数を250名と定めています。これに対して、本年4月2日現在の団員数は、南部分団85名、中部分団96名、北部分団52名、本部14名で、団長以下247名が所属し、定数に対して3名不足している状況であります。

団員の居住状況等を村としてどのように把握しているかのご質問であります。団員は4月2日を基準日として、退職団員・新入団員の数を把握しており、入団の際には勤務先も報告していただき、これらの情報を消防団員管理システムで一元管理しています。

ただし、入団後の転居や勤務先等の情報は更新されないため、30分以内に参集可能な団員数を村としては把握しておりません。

また、役場職員が消防団員と兼ねている場合、大規模災害時には役場のBCP業務と消防団業務をどのように整理しているかのご質問であります。議員ご指摘のとおり、役場職員は大規模災

害時に重要業務を継続し、早期復旧するための業務継続計画に沿った業務のほか、災害対策基本法に基づく災害対策本部の所掌事務を行なう必要があります。

具体的には、避難所の開設・運営、避難者への食事の配給、給水の対応など、庁内各課、各係を本部組織に位置づけています。

一方、消防団は常備消防と連携し、消火活動、救助・救出、避難誘導といった人命に関わる実動を担うことになります。役場職員が、消防団員や自主防災組織のリーダーを兼務している場合、災害時にどちらの対応を優先するべきかというジレンマが生じるわけですが、職員が消防団員として現場に出してしまうと、災害対策本部や避難所運営が機能不全に陥るリスクがあることから、発災直後は行政職員として所属部署の災害対応業務を再優先し、一定の初動体制が確保された後に消防団活動へ合流するといった優先順位づけと役割を、職員災害時初動マニュアルで定めております。

次に2点目の、今後どのような消防団像を目指し、人材確保と定数管理を進めていくのかとのご質問にお答えします。

議員も御存じのことと思いますが、白馬村消防団条例では、「団員は、次の資格を有する者のうちから村長の承諾を得て団長が任命する」としており、その資格とは、「本村に定住する年齢18年以上45年未満の者であること」「志操堅固、身体強健であること」と規定していることから、女性や外国人の方を除外するものではありません。

現在、白馬村消防団には女性消防団員が3名所属しており、大北5市町村の消防団で構成され大北消防協会の女性消防団会議への参画、操法訓練や広報活動といった消防団活動に積極的に従事しています。

外国人住民につきましては、先ほど申し上げましたとおり除外する規定はございませんので、団員として活動いただくことは可能ですが、消防団員が有する公権力の行使に該当しない範囲で活動することに留意する必要があるとされています。

機能別消防団員につきましては、従来の一般団員とは異なり、特定の活動や機能に限定して従事する団員制度であり、平成19年に消防庁が制度化したものであります。

機能別消防団員の主な活動類型としましては、医師・看護師・建築士などの専門職が知識を生かして指導や助言を行なう学識経験型、応急手当の普及啓発や救助補助を行なう救急補助型、防火広報や火災予防査察の補助を行なう広報・予防型があります。また、災害時に住民の避難誘導専門に担う避難誘導型、外国人への情報伝達や誘導を行なう通訳・語学支援型、そして退団者が経験を生かして特定活動に限定参加するOB型などが上げられます。

本村は、冬期間に多くの観光客が訪れ、外国人観光客への災害時の対応として、外国人住民が機能別消防団員として避難誘導や通訳サポートに従事するという観点から、検討の余地があるものと考えます。

その一方で、定数の考え方等を整理する必要と、制度の見直しによっては共済費等の財政負担が

生じることも事実です。

また退団者の再活用につきましては、先ほど申し上げました機能別消防団員のOB型として消防団活動に参加する制度がございます。その活用事例としては、訓練指導や広報活動、警戒活動に当たっている事例があるとのことでした。

これらの状況を踏まえ、今後どのような消防団像を目指し、人数確保と定数管理を進めるかという点についてですが、まず、女性団員の確保につきましては、既にも実績もあるわけですが、各分団においては積極的な勧誘活動を行っていないものと認識しております。

女性の視点を取り入れた防災活動は、高齢者や子育て世帯など、多様な村民への対応力向上に資するものであると考えられますので、女性の入団促進に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

そのためには、女性が入団し活動しやすい環境を整え、女性が幅広く活躍できる場を用意しPRしていくことが重要でありますので、村としましては、これらについて積極的に実践してまいりたいと考えます。

また、退団者の活用を進めていく上では、機能別消防団員制度が有効であると考えられますが、自主防災組織との調整を含めつつ、機能別消防団員の対象、役割、階級、要件、処遇など、制度設計上必要な事項を先進地などの事例を参考にするなどして研究してまいりたいと考えます。

外国人住民と日本人が共に活動していくことは、消防団活動だけではなく、地域コミュニティの担い手としても重要でありますことから、外国人の方が一般団員として活動していただけるように活動の制限を踏まえた上で、本村の実情に応じた外国人消防団員の活動内容等について検討していくことといたします。

消防団を取り巻く環境が変化する中で、従来型の団員確保だけでは持続可能な組織運営に限界が生じつつあることは、私としても真摯に受け止めているところであります。まずは現団員が安心して活動に臨める環境の整備、処遇改善を最優先しながら、女性、外国人、退団者を含めた多様な担い手が活躍できる消防団像を目指し、人材確保と定数管理の在り方について、消防団幹部と共有しながら継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の団員負担の軽減と消防力の維持をどのように両立していくかのご質問にお答えします。

一昨日、白馬村消防ポンプ操法大会が開催され、団員の訓練の成果を目の当たりにし、自分たちの故郷は自分たちで守るという郷土愛精神をひしひしと感じたところであります。今年度のポンプ操法大会においては、数年ぶりに放水競技を開催したともお聞きしました。

操法訓練の目的は、実際の火災現場とは異なる定型的な手順・動作を反復することで、ホースの延長、結合、放水までの一連の操作を体で覚え込む、基礎動作の習熟を目的としています。

現場では、煙・熱・混乱の中で判断と行動を同時に求められますが、基礎動作が体に染み込んで

いることで、緊急時にも的確かつ迅速に動ける素地が生まれます。また、操法は複数の団員が役割分担しながら連携して行なうため、指揮者と団員間の意思疎通、チームワークを鍛える効果もあります。これは、実際の火災現場でも直接的に生きてくる要素であります。

訓練時間は、団員報酬を個人報酬へと切り替えた際に、各分担の訓練状況を聞き取り、消防力維持のために最低限必要な時間として設定したもので、村の操法大会までの間、1日2時間、上限20時間までを報酬支払いの上限としたことから、各分団は20時間の訓練を実施しているところであります。

また、上位大会に進出した際には、その大会までの間、継続して訓練を実施していただくこととなります。

消防ポンプ操法大会は、団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、消防活動の充実発展に寄与することを目的として開催されています。

また、上位大会への出場を目標に置くことで、村・地区レベルの訓練に強度と精度が高まり、全国統一基準の下、規律や動作の正確さ、タイムが審査されることにより、団の技術水準を客観的に把握することができます。

また、代表として上位大会に臨むことで、団員としての誇りや所属意識の醸成にもつながるものです。

一方で、近年では日本消防協会においても、形式的・パフォーマンス的な動作の見直しが進められており、実災害に即した訓練内容への転換や負担軽減に向けた議論が全国的に進んでいます。

これに対して放水を行なう訓練は、秋季に実施している中継訓練など、実際の火災現場を想定とした訓練として、操法訓練で習得した基本的操作を実践的な訓練として行なっています。

団員負担の軽減と消防力の維持を両立させていく考えにつきましては、操法訓練は基礎動作の習熟とチームワークの醸成を通じて消防力の根幹を支えるものであり、消防ポンプ操法大会は、その技術の向上と士気の高揚に寄与するものと考えております。

一方で、団員の負担軽減も、また持続可能な消防団を維持する上で欠かせない視点です。団員負担の軽減に向けては、大会出場の輪番制の導入や、順番をつけない発表会形式への移行など、全国的に検討が進んでいるところでありますが、その手法を参考にするなどして、また、本村の実情に適した在り方を消防団幹部とともに考え、その支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の消防団活動に必要な予算の在り方をどのように考えているかのご質問にお答えします。

各分団の運営費につきましては、南部・中部・北部へそれぞれ30万円、ラップ隊へ10万円を負担金として予算計上しているほか、訓練や現場に必要な消防品費につきましても一部予算化しております。また、消防団は地域の役割もあり、各行政区から補助金や負担金などを受けて運営を行なっています。

しかしながら、分団を運営する上で、その費用が不足しているとの意見があることも承知しているところです。

村では、各分団への通常の運営費補助のほかに、昨今の猛暑への対応や現場における機能性向上を目的として、昨年度から継続して団員に対して活動服を配備しております。

また、装備の更新では、現在、南部分団に配備している消防ポンプ車の更新事業を進めています。さらに、消防施設設置事業補助金制度を設け、ポンプ小屋の設置や修繕、消火栓の設置、防火水槽の設置や修繕、消防器具の購入などに活用いただいているところです。

団員の出動報酬は、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例で、1時間1,000円と定めているところですが、これは消防庁が発出している非常勤消防団員の報酬等の基準で規定する標準額1日当たり8,000円を基準とするものです。

議員ご指摘のとおり、昨年10月に改定された長野県の最低賃金1,061円を下回っているわけですが、消防庁が定める報酬基準を注視し、改定があれば近隣市町村の状況なども踏まえて条例改正をしてまいりたいと考えております。

消防団を持続可能な組織として維持していくためには、個人報酬の適正化にとどまらず、分団運営費、装備更新、施設の改修を含めた総合的な予算の在り方を継続的に検討していく必要があると考えております。

団員一人一人が安心して消防団活動に臨める環境を整えることが、地域防災力の維持、強化につながるものと考えますので、今後も必要な予算措置に努めてまいる考えであります。

以上、切久保議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 大方、答弁していただきまして、もうあえて再質問する必要はないようなくらい、しっかり細かく答弁いただきましてありがとうございます。ですが、少し再質問をしたいと思っております。

消防団ですね、私も幹部として6年間お世話になっております。もう今から11年ぐらい前になるんですけども、2014年でございます。統括分団長という役を仰せつかって、その年に神城断層地震ということで、大変、幹部でありながらパニックに陥ったというのは正直なところでございます。

しかも、そのとき団長と主任が新潟県のほうに研修に行っておりまして、いないというところで、副団長と「おい、どうするんだ」ということで、2人でパニックになっていたということを覚えております。

有事のときですね、本当に心配なのは、私、団長のときとにかく心配だったのは、大きかろうが小さかろうが有事のときに、団員はどのくらい出てきていただけるのかということを、とにかくそれが一番心配だったということを覚えております。

そういった意味で、ひとつ再質問させていただきたいんですけれども、総合計画では消防団員の減少が課題というふうにされております。今後、団員数だけでなく実際に活動可能な人数です。特に30分以内に参集可能な人数、これを継続的に把握をして消防団維持の指標として管理をしていくべきじゃないかなというふうに考えているんですけれども、その辺をどう考えているのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えします。

災害時の初動体制を確保する上で、今、議員おっしゃったとおり実動可能人数の的確な把握、これは極めて重要なことだと思っております。

先ほど村長答弁で申し上げましたとおり、現在の消防団員の管理といいますのは、入団時の勤務先等は把握しているわけなんですけれども、それ以後等の移動は把握しておりません。

災害発生直後の初期消火あるいは救命活動においては、迅速に参集できる人数を把握して、団長あるいは分団長がそれを的確に役割分担をすると、そういったことが被害の最小化に直結するのは極めて重要なことだと思っております。

そのために今後の方針としましては、消防団の幹部と協議をして、毎年どのような形になるかは分かりませんが、適切な実態調査をして、現在白馬にいる人間あるいは30分以内に集まれる人間、また長期出張に出ている人間、こういったものを今は各分団、あるいはもっと細かな地区分団の中では把握していると思いますけれども、それを一元的に管理していく、何かそういった方法ができないかというところで、まず協議をして、できれば照会をかけて、こちらのほうでも把握したいというふうに思っております。

いずれにしても、そういった人数を把握する上で、村長答弁で申し上げました機能別消防団員を導入する上での客観的な数値の指標、そういうことにもつながりますことから、ぜひそういった数字についてはつかんでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） やはり、本当にどのくらいの人数が集まっていたか、参集できるかということに、やっぱり有事のときはかかってまいります。

私も経験しましたがけれども、そのときに結局が一番頼りになるのは役場の職員という形なんですけれども、やはり大規模災害時です。答弁もいただきましたけれども、やはり役場の職員は災害対策本部のほうに当然行っていたかなければいけないわけですので、やはり30分以内参集できる人数、これは非常に大事な数字かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

次にですね、操法大会、それから訓練です。ここの在り方について、やはり団の幹部、それから

団員それぞれ意見が分かれる、二極化しているというふうに伺っております。

操法大会なんかですと、目的は答弁でいただきましたけれども、どうしても入ったばかりの団員なんかは、どうしてもその操法大会に出なければいけないのかという部分がネックに、やっぱりなっているようでございます。

そういうことからいろんなアイデアが、団からそれぞれ出されているようでございます。お話を伺いますと、村民運動会のときに開催したらどうかとか、キッチンカーを呼んで、もうちょっとイベント性を高めたらどうか、そういったアイデアも出ているようでございます。

しかし、操法大会というのはちょっとまた目的が違いますので、幹部を経験した私からすると、またそれはどうなのかというところにちょっと疑問に思うところもあるんですけども、しかし持続可能な消防団を運営していくに当たって、これからの若い世代の方の声も無視するというわけにはいきませんので、大変難しいとこかなというふうに思っております。

その辺の二極化した意見を踏まえて、訓練、それから大会、これらがアトラクション化して目的が曖昧になる、そういった懸念も当然ある中でどうしていくかなんですが、ポンプ操作ができる人材、これを育成するために操法以外の実践的訓練、こういったものを体系化していく、そんな考えはないか伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えします。

アトラクション化ですか、そういったことは最近、全国各地で操法大会がちょうど行なわれている時期で、インターネット等でもそういった言葉が見受けられます。

村長答弁でも申し上げましたとおり、日本消防協会のほうも全国大会の要領を令和4年に変えたなんて記事も載っていました。今まで乗車、ポンプ車に乗車ってやっていたのを、もう整列して始めるというようなことでございます。

いずれにしても、この消防団の訓練といいますのは、村民の生命と財産を守るための消防技術の向上、これを常に第一義的に据えなければならないということでございます。

一昨日、ポンプ操法大会が行なわれまして、切久保議員も御覧になっていらっしゃいますけれども、私、審査長で指揮者の敬礼を受けて競技を間近で見えておりましたけれども、我が村にとって、この操法に対する消防団員の意欲というのは、決して単なるアトラクション、あるいは競技、そういうことではなく、本当に純粋な消防精神にのっとりたものだということを改めて感じたところであります。

ただ、今、議員がおっしゃいますとおり、なかなかこういった活動に出にくい方、あるいはそもそもしろいろな事情で出れない方につきましては、ポンプの操作が分からないというようなことも事実であろうかと思います。

これ、各地区でいろいろな方法で考えて、今、いらしていただいていると思うんですけども、

例えば私が住んでいる地区では、消防団の春秋の作業のときに、防火水槽の水を全部抜きます。可搬ポンプで抜くわけですが、そういったときに、普段ポンプに触っていない子ですとか、作業にしか出てこれない子、こういった団員にポンプの扱い方を教える、そんなことも毎回やっております。

そんなところで、正副分団長会議等もありますので、今もそういったことを議論しているかと思えますけれども、横の連携を密にして、今、議員がおっしゃったところは本当に大事な、大切なところでもありますので、ぜひ情報共有をしながら、そういったことを全団員にまで浸透させるような取組、これを村のほうも支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） それでは個人の報酬化のほうの、ちょっと最終質問させていただきますが、消防団員の報酬を時給1,000円から引き上げた場合です。引き上げた場合に、地方交付税措置というのはどの程度見込まれるのか。また、その場合に村の持ち出しというのは実際あるのか。あるのであればどのくらい持ち出すようなことになるのか。その辺をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますとおり、例えば国の定める基準を超えて出勤報酬を引き上げた場合には、それに伴います地方交付税措置の増額ということは見込めません。引上げに要する経費の全額が、村の一般財源からの持ち出しになるというふうに認識をしております。

現状といたしましては、消防団員の報酬等に対する地方交付税措置は、消防庁が定めます非常勤消防団員の報酬等の基準に基づきまして、普通交付税の基準財政需要額として算入される仕組みとなっております。

本村の現在の出勤報酬は1時間で1,000円でございます。国の基準は、1日8,000円ということに準拠して設定しておりますので、既にその基準と同じ額というふうになっております。

したがって、普通交付税の性質上、国が標準的と定める水準を超えて地方自治体が独自に単価を引き上げたとしても、その超過分が基準財政需要額に上乗せして算定されることはございませんので、地方交付税の増額は見込めないということでございます。

なお、参考までに申し上げますと、昨年度、令和7年度におけます全団員の出勤手当の合計額は604万7,000円でございます。仮に、昨年10月に開設されました長野県の最低賃金1,061円、まあ61円のベースアップを図って算定したとしますと、641万5,867円となりまして、約37万円の追加負担になります。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員。

第7番（切久保達也君） それでは答弁いただいていますけども、それぞれ北部・中部・南部に活動費として30万円、それからラッパのほうに10万円ということでございますけども、まあ、団員幹部のほうから、やはりそれだけでは非常に活動が苦しいということを伺っております。

個人報酬化により団員の運営費というのは不足しているわけでございますけども、この運営費を、さらに別枠で予算化する、そういった考えはないかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えします。

各分団の持続的な適正な活動を維持するためには、実態に即した財政支援が必要不可欠であるということは認識をしております。

今、議員が申し上げましたとおり、現在各分団30万円、ラッパ隊10万円の負担金を支出しているということでございますけれども、例えば訓練時の飲料水、飲み物の確保ですとか消防資機材の維持管理にかかる費用、あるいは事務用品の費用、物価高騰ということもございますので、この30万円というものが固定的なものであってはならないということは十分認識をしております。

では、今後どうしたらいいかということでございますが、各分団の運営状況、実際どのぐらいにお金がかかっているのか、こういったことを村のほうでも適正に把握をしまして、一般会計のほうで予算化をしていくということを検討してまいりたいと。

ただ、それが全て負担金という形になるのか、消耗品あるいは備品購入費のほうで支援するのか、また現在、補助金制度も設けておりますので、この補助金のところの予算を上げて、そちらを使っていたかどうか、村の予算全体の中で消防団運営に関する支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員。

第7番（切久保達也君） ありがとうございます。この活動費です。これ、増やしていただきたいということの中の一つ大きな理由がコミュニケーション不足。これは結構、どの幹部の方に聞いても出てくるんですけども、消火活動に関してできて当然というのは消防団だということの中で、一方で訓練、作業には全く出てくることはなく、有事の際に行けたら行きますというような返事しか返ってこない。

この返事しか返ってこないというのは、全部グループLINEのやり取りのみで行なわれているということで、なかなかやはり、幹部と若い団員とのコミュニケーションというのが取れない。コミュニケーション不足を分かっているながら、分かっているながらコミュニケーションを取れないという、そういう時代なのかなと。

LINEというのは大変便利なツールではあるんですけども、やはり有事の際に、この団員がうちの分団だったかなというようなことすら分からないようなことになると、これは本当に怖いこ

とだなというふうにも感じております。そういった声も出ておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと、そんなふうに思うところでございます。

次の主質問に移ります。

将来の地域交通・観光インフラについて。

現在、白馬村では、観光DMOや索道事業者を中心に各スキー場を結ぶシャトルバス事業が行なわれており、観光客の回遊性向上や滞在価値の向上に大きな役割を果たしております。

一方で、今後は冬期の交通渋滞、駐車場不足、運転手不足、脱炭素化、インバウンド増加への対応など、観光交通を取り巻く課題が一層大きくなることが予想されます。

特に、白馬地域は個別のスキー場ではなくHakuba Valleyという一体的な観光エリアとして認識されており、将来的には全体を一つの観光交通圏として考える視点も必要ではないかと考えます。

奥州アルプスでは、村やスキー場同士を索道で結び、観光交通や渋滞対策、環境対策を進めている事例もあります。そこで、将来の地域交通・観光インフラの在り方について質問をいたします。

1、現在行なわれているHakuba Valley内のシャトルバス事業について、村としてどのような成果と課題を認識しているのか伺います。

2、今後の白馬地域において、渋滞対策、駐車場問題、脱炭素化、二次交通、観光回遊性向上を含めた広域観光交通の在り方をどのように考えているのか伺います。

3、奥州アルプスでは、村間やスキー場間を索道で接続し、観光交通インフラとして活用する事例があります。白馬村として将来的な研究対象として、こうした索道型交通インフラについて調査、研究する考えはあるのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の将来の地域交通・観光インフラについて、3項目のご質問をいただきましたので順次答弁いたします。

まず、1点目のHakuba Valley内のシャトルバス事業における成果と課題をどう認識しているかのご質問ですが、Hakuba Valley内におけるシャトルバス事業は、議員ご指摘のとおり、地域DMOと索道事業者により、各スキー場や主要な観光結接点を結ぶ移動手段として運行されており、冬期の移動需要を支える重要な交通サービスの一つであると認識しています。

また、成果といたしましては、各スキー場間の移動手段が確保されることで、観光客の回遊性向上やニーズに基づく利便性向上に寄与しているものと考えます。

特に、レンタカーを利用しない訪日外国人旅行者やValleyエリアに滞在しながら複数のスキー場を楽しみたい来訪者にとっては、Hakuba Valley全体を一体的に楽しむためのニーズを満たす役割を果たしていると思います。

また、こうした自家用車やレンタカーに依存しない公共的交通手段を提供することは、駐車場の

混雑の緩和や交通渋滞の抑制、環境負荷の低減にもつながると考えられることから、観光地の受入れ環境整備の側面からも意義があるものと考えています。

その一方で課題といたしましては、冬期繁忙期における道路混雑の影響から、定時性の確保が難しくなること、利用者が集中する時間帯や路線においては、シャトルバスに乗り切れないほどの混雑が発生すること、さらには運行を支えるドライバーの確保難や運行経費の負担と自立性の課題などがあると認識しています。

次に、2点目の今後の白馬地域における広域観光交通の在り方をどのように考えるかのご質問ですが、本村では、令和7年3月に策定した白馬村地域公共交通計画において、多様な人々が安心して暮らし快適に訪れることができる持続可能で利便性の高い交通サービスの実現を基本理念として掲げています。

今後の広域観光交通については、まずはこの地域公共交通計画を基本としながら、村内の交通サービスをそれぞれ個別に考えるのではなく、鉄道・路線バス・シャトルバス・タクシー・デマンド交通・宿泊施設送迎などの交通資源を一体的に捉えるとともに、利用者にとって分かりやすく、使いやすい交通環境を整えていくことが重要だと考えています。

また、国内外の観光客の多くは、このエリアを行政区域を超えたHakuba Valleyとして一体的に捉えておりますので、村内だけで完結する交通ではなく、Hakuba Valley全体を一つの観光交通圏として捉える視点は必要だと考えます。

こうした広域観光拠点に関する公共交通の在り方については、現在、長野県でも県の公共交通計画の推進に向けて議論を進めているところでもありますので、村といたしましても、こうした県の広域的な公共交通の考え方と連動しながら、広域観光における交通体系の在り方と住民生活への影響を見据えた交通ネットワークの在り方の両面を踏まえて検討すべきと考えています。

最後に、3点目の欧州アルプスのような索道型交通インフラについて調査、研究する考えはあるかのご質問にお答えします。

村内やスキー場間を索道で結ぶインフラ整備については、現状でも一時的に発生する渋滞対策や率先して取り組むべき環境対策、そして観光回遊性の向上を一体的に進めるという観点では、斬新的で有効的な施策の一つではあると思いますが、一方で、本地域においては、地形的条件や整備費と維持費における財政的負担、建設に伴う自然環境や生活環境への影響調査、客観的なニーズと民意の把握など、その実現に向けては、かなりハードルが高い側面も否めません。

したがって、行政が主体となって直ちにその導入についての調査、研究を進める考えはございませんが、索道事業者や観光団体等との協議の中でそうした話が具体的に出てきた場合には、村としての立ち位置やすべき取組などを検討してまいります。

以上、切久保議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 太田学議員のほうから、デマンドタクシー等の質問等も出ておりますけれども、まず私のほうは、白馬村として、H a k u b a V a l l e y といつか白馬村として、シャトルバスというものを将来の主要の交通手段として維持していく考えなのか、それともデマンドタクシー等とありますので、その辺も含めて新たな交通手段のほうを優先検討していくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

村長答弁にもありましたけれども、今、長野県のほうでも、この広域的な公共交通につきましては、通勤通学、観光についての移動サービスの最低保障は、県のほうの公共交通で構築しますということを考えています。

したがって、主要幹線となる、要は駅、鉄道の駅であるとか観光拠点であるもの、そういったところの広域的市町村をまたがるものの計画については、一定程度、長野県のほうで何か示してくるものだというふうに考えています。

この点については、白馬村としても単独でやるのではなくて、こういった計画との整合性を踏まえた地域内のあるべき公共交通を維持していくというのは基本的な考え方ですので、今あるデマンド交通も生かしながら、近隣市町村とどう結びつけていくのかについては、そういった動きも見ながら、今年度検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 次にですね、将来的な交通政策としてM a a S、それからデジタル技術を活用した広域交通ネットワークの構築、この辺についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

今、議員ご指摘の観光M a a Sについては、観光面においても非常に大事な役割を担うべきものであるということで、県においても、こちらも今年度、具体的な施策を掲げるために、今、準備を進めているというふうに聞いております。

ここの取組も共有しつつ、今ある既存のものをそこに組み込めるかどうかというと、また一つ、これ、ハードルがあるんですけれども、そういったことも踏まえながら、我々の体制は当然考えていかなければいけないというふうに思っています。

一つの、旅前の時点から、どういう交通で幾ら料金を払って、そこで決済が終わる、滞在時間を延ばしつつ地域を楽しんでもらうという取組については、当然行政としてもしっかり状況を把握しながら民間レベルと協力できること、それから県と協力できることを共有しながら進めていきたい

というふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 次に、3番目に質問をさせていただきました索道型の交通インフラについて調査、研究する考えはないかという部分なんですけれども、答弁でありましたとおり、大きなハードルが、やはりあるということです。

私も調べていて、かなりハードルが高いなというところは、ざっくりとですけれども、見ておりますけれども、仮に白馬地域で索道型交通を検討する場合、もちろんその法制度等々いろいろあると思いますけれども、現時点でパッと思い浮かぶそういった課題が、もし分かったらお答えいただければと思いますが、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

村長答弁とも重なりますけれども、まず一つ目は地理的条件があるというところで、切久保議員、ご承知かと思いますが、横浜市では、現に駅からゴンドラ索道を使いながら運行している形態がありますけれども、ああいった都市型のゴンドラ交通みたいなものを、この山岳エリアにつくるというところは、やはり費用面、起伏が飛んでいる地形であるというところから、そういったところのリスクといいますかハードルが高いこと、それから財政的にも大きな負担がのしかかってくるのではないかと、さらには観光地でありますので、景観といったところでどういうふうに関係していくのかみたいなところは、気がつくところで大きな課題になるところかなというふうには認識しています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問時間を含めてあと7分です。質問ありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 今回、この質問するに当たりまして、昨年ありました開発審議会で、開発審議会に出席している立場はちょっと違ったんですが、その他のところで索道事業者協議会として一つ言わせていただきたいという意見がございました。

そこで民間の各スキー場、それぞれ合算しますと、1シーズンで1億円近い経費をかけてシャトルバスを動かしていると。ちょっと、それぞれ個別にお聞きしたんですけども、2社から回答いただきまして、五竜のほうは5,500万円ぐらい1シーズンでかかっていると。岩岳のほうは2,100万円ぐらいかかっているということで、ほかのところはちょっと教えていただけなかったんですけども、そのぐらいの経費がかかっている中で、将来的にその方は、例えば47から名木山まで、この地上にゴンドラをかける、この建設コストは山にかけるものに比べればはるかに安いというような意見でございました。

もちろん法制度、景観、それから地権者調整等々を考えますと、そっちのほう莫大なコストに

なるのかなという部分もあるわけでございますけども、そういう中で、ちょっと私、集中力があり
ませんので忘れていまして、皆さんのところに本来であれば参考資料を配るべきだったんですけど
も、一応、皆さんのMore NOTEのほうにアップをさせていただいていると思うんですけども、
もし見れたら見ていただきたいんですが、岩岳の営業部長が、4月に索道展示会でフランスのパリ
のほうに行かれました。

そのときに、昨年の12月にフランスのパリでオープンしたゴンドラがございます。これは観光
用ではなくて、通勤通学に使う公共交通として、フランスのパリで12月にスタートしたそうで
ございます。名前がですね、C1、Cable C1というそうです。フランスパリのクレティユ、
ポワント・デュ・ラック駅から大体4.5キロ、5駅分、片道18分です。こういう公共交通をス
タートさせた。これは岩岳の営業部長が現地の人に教えていただいて、ちらっと見てきたという
ことでございます。

現地の方が言うには、これは本来地下鉄を造る予定だったそうですが、地下鉄建設していくコス
トに比べたら、もうはるかに安いコストで造ったということでございます。

こういった事例が日本ではありませんけども、世界でも公共交通として見直されているというよ
りかは新規に導入されてきたということでございます。

村長答弁で索道協議会等々と、そういった話が上がってくればというお話でございました。実際
に索道事業者協議会の方からそういった意見が出ておりますので、またどこかでそんな話が出る折
には、ぜひ検討していく中の一つとして考えていただけたらと、そんなふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりといたします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番永井勝則議員の一般質問を許します。第4番永井勝則議員。

第4番（永井勝則君） 第4番永井勝則です。お願いします。

私のモットーは、一生懸命準備をして本番になったら力を尽くすと、頑張って、頑張って力を尽
くすというのを、そういう姿勢で、現場主義、現場で頑張ろうというようなことでやってきたんで
すけれども、今日も頑張ろうと思うんですが、先週、この前の日曜日から、頭が何か、ちょっと
ボーッとしていて、どうにも、これは本当の話なんです。はっきりしないという。そういうところ
でお願いします。

余計なことを言うと後でいろいろ言われるんで、また今日も余計なことを言っています。すいま
せん。

今日のテーマの、一般質問のテーマのお話なんですけれども、どういうところで思いついたかというか、きっかけになったかというところを、最初に少しお話したいというふうに思います。

今年の3月の終わり頃に住民の方から連絡をいただいて、松川の河川敷の辺りで、スノーボードの滑走面、滑るほうの面に、平仮名で「のぐそきんし」って、筆みたいなやつで書かれた看板が3つほど立てられているので、観光を売りにする村としてはふさわしくないので撤去したほうがいいんじゃないかというご連絡をいただいたんです。

私がそれで、そう聞いたものですから、自分で確認して、現場で写真を撮って、文章等と場所の地図ですね、添えて役場に持って行って相談したと。そしたら役場では迅速に対処していただいて撤去されましたということで、その節は、どうもありがとうございました。

そのときがきっかけなんですけれども、観光地としての白馬村の公衆トイレというものは、一体どんなものなんだろうかというふうに思いたったわけなんです。

そのときに、この3月なんですけど発表されました白馬村観光地経営ビジョンというのがありまして、それにはどのように、公衆トイレについてどのようなことで書かれているのだろうかという思いで調べ始めました。それがきっかけとなって、今回の一般質問のテーマを、じゃあ、それで行くというふうに考えた次第であります。

ここから本論です。

白馬村観光地経営ビジョンから見た公衆トイレの政策について、2026年3月に発表された白馬村観光地経営ビジョン、以降、経営ビジョンと短く言いますが、地域住民が誇るオールシーズン型マウンテンリゾートコミュニティを目標像とする、この先10年間の白馬村の方針です。この経営ビジョンは、観光で稼ぎながらも白馬村らしい暮らしと自然を守るという考えが特徴的で、観光消費額や滞在価値の向上や観光の量から質への転換を唱えつつ、観光振興と環境保全の両立、上下水道、交通等インフラ許容量の確保、地域住民の満足度向上を目指すことなどが柱となっております。

行政のウェブサイトで公開されている文書の、この経営ビジョンの文書でPDFファイルとして公開されているんですけども、その30ページには、白馬村として形成したいコミュニティの具体的な側面というものが示されています。

その中に、地域住民にとってという項があるんですけども、そこでは「観光は住民生活を圧迫するものではなく、インフラ（道路、交通、医療、消防、上下水道等）の許容量を守る」というふうにされています。

一方、一般的な観光地の公衆トイレというものを考えた場合に、観光地での一般的な公衆トイレというものは、景観や衛生環境に寄与し、誰もが使用できるユニバーサルデザインに基づくもので、災害時にもその活用が求められるほか、その観光地の印象に大きく影響する重要な要素だというふうに考えられます。

また、観光客目線からすると、公衆トイレの管理者が、村であろうと県であろうと民間であろうと一切関係なく、白馬村にそれが、白馬村にあるのなら白馬村のトイレだというふうにみなされるというのが自然なわけです。

さらに、白馬村には2016年に策定、24年に改定された白馬村公共施設総合管理計画というものがありまして、これも行政ウェブサイトで公開されています。その中で、公衆トイレというのは書かれているわけなんですけれども、「無条件に維持拡大する施設ではなく、必要性や代替性、財政負担を踏まえて選択的に維持、更新する公共施設というものである」というふうに書かれています。

ここからは、公衆トイレというものは積極的には更新しないという方針がうかがえるというふうに私は感じます。

また、令和6年度成果説明書102ページ、これも公開されている文章なんですけれども、102ページにある公衆トイレ管理事業には、村内16か所の公衆トイレを年に約830万円かけて管理しているということが書かれています。

ここには山岳トイレ、いわゆる山岳トイレは含まれず、その管理は地元のトイレのある、公衆トイレのある地元地区や団体、シルバー人材センターなどに委託されているというふうになっています。

経営ビジョンの文脈では、公衆トイレは観光品質を左右する重要な基盤だというふうに位置づけられているように思えるんですけれども、現状は従来のままの維持、管理する公共施設のまま、何も変わっていないのではないかというふうに思います。

そこで、以下について伺います。

1つ目、公衆トイレは公衆衛生の維持や災害時の衛生確保、自然環境の保全など、社会の安全と持続可能性を支える基盤だと言われますが、経営ビジョンでいうインフラに公衆トイレは含まれるのかどうかということをお伺いします。

2つ目、観光客や来訪者、地域住民が使いやすくする公衆トイレ政策を、経営ビジョンに基づいた観光施策に組み込む考えがあるかどうかを伺います。

3つ目、先ほど述べました公衆トイレ管理事業は830万円と、今、金額が出ていますけども、これをざっくり計算すると、1か所に、1つの公衆トイレに年52万円、月に直すと4万3,000円、1日に直すと、計算すると1,500円弱となります。

これは、白馬村の公衆トイレは、1か所に1日1,500円足らずで回されているということです。ここにもっと予算をつぎ込むと、経営ビジョンで書かれているビジョンに、より近づくのではないかというふうに考えます。

経営ビジョンの27ページには、白馬村には来訪者の増加によるインフラの不足という課題があるということが示されており、それに対する施策案として、宿泊税を活用したインフラ整備と明記

されています。

公衆トイレが経営ビジョンというインフラに含まれる場合、公衆トイレの整備に宿泊税を活用すべきだと思いますが見解を伺います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 永井議員からは、白馬村観光地経営ビジョンから見た公衆トイレの政策について3項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の観光地経営ビジョンというインフラに公衆トイレは含まれるか、2点目の公衆トイレ政策を観光地経営ビジョンに基づいた観光施策に組み込む考えはあるかとのご質問は関連がありますので、まとめてお答えいたします。

1つ目の、公衆トイレは経営ビジョンにおいてインフラに含まれるかどうかについては、見解から申し上げますと、公衆トイレは経営ビジョンにおけるインフラに含まれると解釈します。

その理由といたしましては、基本戦略の3、白馬村における観光産業の構造改革の中の3の3、ハード・ソフトの付加価値の向上、既存施設への再投資において、村内の主要インフラ（道路、上下水道、登山道等）や観光関連設備の老朽化が進んでいる状況を踏まえ、早急に現状把握と今後のロードマップの整理、財源の検討を行なう必要があることを整理していますので、観光地経営に必要な公共施設全般について、これに当たるものと解釈しています。

特に公衆トイレの機能として、来訪者の受入れ環境を支える基礎的施設であること、衛生環境の維持には不可欠であること、来訪者の満足度向上に直結することなどが上げられるため、観光インフラとして位置づけられるものと考えます。

また、白馬村の公共施設管理上の小分類においても、公衆トイレは独立した公共施設の位置づけで整理されており、村の公共施設等総合管理計画には、12施設の公衆トイレの管理計画を示しています。

したがって、公衆トイレについては、観光地経営ビジョンにおいては直接的に公衆トイレの記載はありませんが、経営ビジョンで掲げる主要インフラ及び観光関連設備という表現に含まれる施設であり、来訪者の受入れ環境を支える基礎的な公共インフラとして位置づけられるものと考えます。

最後に、3点目の公衆トイレの整備に宿泊税を活用すべきと考えるがその見解はとのご質問にお答えします。

これまでの議会答弁でも申し上げておりますとおり、白馬村観光地経営ビジョンは、いわゆる宿泊税の使途条例である白馬村持続可能な観光地経営に関する条例に基づいた、いわば法定計画の位置づけとして定められているビジョンでありますので、この経営ビジョンの基本戦略に示された項目を具現化する施策や事業及び取組については、宿泊税の活用事業となり得るということになりま

す。

ただし、宿泊税の実際の使途の決定については、経営ビジョンの中でも整理しているとおり、DMOに設置する宿泊税使途活用審査委員会において、経営ビジョンに掲げた基本戦略のうち、優先的に取り組むべき事業領域を策定しつつ、その具体的な施策、事業及び取組について主体となる者の募集を行ない事業を選定することとしています。

仮に公共施設等総合管理計画にある12施設のうちの1つの公衆トイレの改修工事の事業費に宿泊税を充てようとした場合には、村は審査委員会に対して活用事業の応募を行ない、活用事業として選定されたときは、宿泊税を積み立てた白馬村観光地づくり基金を財源として公衆トイレの改修を行なうという流れになります。

以上、永井議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。永井議員、質問はありませんか。

第4番（永井勝則君） 今回いろいろ資料を、主に行政のウェブページで公開されているもの等をいろいろ調べたのですが、その中に、2023年に改定された白馬村都市計画マスタープランというのがありまして、その第3章のまちづくりの現況と課題というところで取られた村民アンケートというのがありまして、その中に、観光振興に必要な公共的基盤整備として、主要観光施設や公衆トイレなどのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を23.6%の人が望むというようなことが、結果が出ているんです。

これは、要するにどういうことかという、観光振興のために公衆トイレをバリアフリー化しユニバーサルデザインを導入すべきだということを、村民の4人に1人の人が大まかに思っているということだというふうに捉えられるというふうに思います。

このバリアフリー化やユニバーサルデザインが求められているという、そういう結果が出ているわけですが、そのことについて、どのように、率直に感想をお持ちかということをお伺いしたいというふうに思います。

私には、村民の皆さんが増加するインバウンドへの対応はもちろんなんですけれども、質の高い白馬村が、質の高い観光地を目指すべきだという、そういう皆さんの気概が含まれているのではなかろうかというふうに思いますがいかがでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 永井議員がおっしゃるとおり、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が求められているということは、質の高い観光地になってほしいということを住民のほうも求めているというふうに私も認識しております。

また、観光庁が出しております持続可能な観光ガイドラインにも、その辺りが載っておりまして、やはり多様なニーズに対して受入れ環境を整える必要があるということを明確に言っておりますので、白馬村としては、やはりこうしたものを目指すべきだというふうに、私自身も考えているとこ

ろでございます。

ただ、実際に全てのものをバリアフリー化、またユニバーサルデザイン化するとすると、やはり費用というものがかかりますので、先ほど宿泊税の話も出させていただきましたけれども、この辺りの財源とのバランスを勘案する中で、可能な限り適宜対応していくべきものであるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 村民の皆さんと同じように進んでいくということが確認できたということではないかと、よろしかったというふうに思います。

2つ目の質問なんですけど、再質問なんですけど、新しいその企画とかプランを計画したときには、名前をつけたほうが実現しやすいという説がありますので、今回の、私が今、述べていることを、仮にですけど「白馬村また来たいね公衆トイレプロジェクト」、通称「また来たいねトイレプロジェクト」というふうに、今ここで名づけたいというふうに思います。

経営ビジョンの53ページには、行政が公共の社会基盤、観光インフラの整備を行なうということが示されています。今、申し上げております、この「また来たいねトイレプロジェクト」は、役場内のどの部署が司令塔となって進めていくというのが適切だろうかというふうにお考えになれますでしょうかということをお聞きします。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、今回の一般質問のタイトルが「公衆トイレ」という名称での質問項目になっておりますので、現在の所管課とすれば、住民課ということになるかと思います。

若干付け加えさせていただきますと、過去において複数の課をまたがり、30を超えるトイレを管理していたという経過がございました。20年ほど前に遡るんですけれども、そこで公衆トイレについては、一つの課で一元管理をするということがスケールメリットもあるということですので、公共施設の総合管理計画では現状を維持しつつというところの、今、質問でいくと魅力のあるトイレということになれば、これをどういうふうにやっていくのかというご質問と捉えれば、住民課になるのかなというふうに思います。

ただ、観光の面を含めて考えるべきというふうになれば、これは、その人の移動であったりとか、どこに集中するのか、そういうところの要件を調べた中で判断にはなるかと思いますので、複数の課をまたがりつつ、その要素を定めるという必要が生じてこようかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 1つの課でやられようと、あと横断的にやられようと、1つの思いに向か

って進んでいくということであればよろしいというふうに私は思います。考えます。

次の質問、再質問なんですけれども、山岳リゾートの先進地といわれるツェルマットとかサンモリッツとか、私などが申し上げるより皆さんのほうが、かなり相当御存じかと思うのですけれども、景観配慮とか高頻度の清掃とかバリアフリーとか有料トイレとか民間協力などが進んでいるというふうに言われているそうです。

こうした観光地では、公衆トイレを景観やブランド、観光生活政策一部として、要するに組み込んでいるわけだという例があると。

スキー関係の皆さんというのは、多くの人が過去に、こういったヨーロッパのスキー場とかには何度も訪問されていることと思いますが、白馬村としてこうした観光地の公衆トイレ政策を参考にする考えがあるかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

当然、観光地経営ビジョンの経営目標にもありますとおり、通年型マウンテンリゾートを目指すということは目標として抱えていますので、当然、世界の確固たる先進地の事例も活用しながら、いろいろな環境整備をしていくことは当然のことであると思います。

観光課では、今年度の目標としまして、この観光地経営ビジョンを実現する行政の一つの目標として、そういったその観光地における公共インフラが今どういう状況にあって、どういう方向でロードマップで整備していくべきかというところを明らかにしたいというのを課の目標に掲げておりますので、こういったところを明らかにしつつ、実施年度等々を庁内連携しながら進めていくという考えであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 予想より早く進んでおりますので、ちょっと焦っておりますが、次の質問に行きます。再質問に行きます。

先ほど、外国のお話でしたけれども、今度は長野県内の、いわゆるメジャーどころです。誰が聞いても、誰に聞いても知っているという軽井沢とか上高地とかってあると思うんですけれども、そういったところのトイレ政策、どのようなトイレ政策がとられているかというのを研究されたことはありますでしょうかということをお伺いしたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

個別具体的な地域のトイレの政策に限って課題を見たことがないのでよく分かりかねますけれども、長野県においては快適なトイレを目指すというところで、全県的な取組として推進した時期もございましたので、ある程度、先ほどのユニバーサルデザインも含めて、そういったところを目指

すべきだというような、まごころトイレといった事業もなされているので、こういったところを参考に各市町村も行なわれているものと認識しています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 上高地とか軽井沢とかというのが、白馬村よりもっと前に、トイレとかというところ、特に上高地なんかはそういう場所ですので、トイレとかって非常にセンシティブ、センシティブというんですか、こういうのは、問題だと思いますので、いろいろ進んだ面があるかというふうに、想像はできると思います。

また別の質問をしたいんですけども、先ほど長野県が進めているというのがありましたが、調べたところ、「信州まごころトイレプロジェクト」というプロジェクトがありまして、その中身というのはどういうことをやっているのかというのを、ざっと申し上げますと、全ての旅行者が快適に利用できるよう、ユニバーサル対応など一定の基準を満たし、きれいなトイレを維持していく取組が行なわれている観光地の公衆トイレを県が認定するというものなんです。

あなたの市町村ではいいことやっていますねとかって、じゃあ認定しましょうとかっていうようなことなんですけれども、それが長野県のホームページで、ウェブページで公開されているわけです。

白馬村を調べますと、道の駅とグリーンスポーツきこりの道の2か所というのが入っていました。ネームバリューでいうと、白馬村のネームバリューでいうと2か所というのは、いささか少なからうというふうに思うんですけれども、この認定数を増やすということで、これはお金がかかることではないと思いますので、この認定数を増やしていくということを、直近のすぐ目の前の目標として、分かりやすい目標として設定するということもあり得るかと思うんですけれども、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤住民課長。

住民課長（松澤拓哉君） お答えいたします。

白馬村の中で、今、永井議員さんがおっしゃいましたとおり、2つ、信州まごころトイレプロジェクトということで認定を受けております。

今回、これをまた増やしていく目標はということなんですが、まず、その中の要件として、洋式化とかバリアフリー化等、様々な要因がございまして、すぐにできるものもありますが、ちょっとすぐに取り組めるものがなかなかないのかなというふうに考えております。

昨年度整備をさせていただきました、さのさかのトイレでございますが、そちらのほうについては県のほうと調整をしたんですけれども、スロープがないという中で、ちょっと認定ができないという結果となっております。

なぜスロープがないかという除雪等で、設置すると除雪ができないというような課題もありまして、そこはしっかりと、今後調整をしながら、また対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） お金をかけて直しましょうと言っているわけではなくて、今のあるものを一生懸命磨いていいものにしていくという、きれいなものにしていくという、そういうところが今の日本に求められている、白馬村に求められているところではなかろうかなというふうに思います。

共通する願いとして、白馬村に來られている観光客にしろ、トラックの運転でちょっと寄られた方とかですね、あと地元の住民の人、そういう白馬村でトイレに來られた人、公衆トイレを利用された人ですね、そういう人が白馬村に來てよかったねとか、トイレもきれいでよかったねとか、また來たいね、それで、「また來たいねプロジェクト」と言っているわけですがけれども、また來たいねと言ってもらえるように、観光ビジョンから見て優れた公衆トイレ政策を確立させてもらいたいというのが私の願いというか、そういう思いで今回このようなお話をさせていただいております。

お金をかけましょうと言っているのではありませんので、そこのところ、ぜひお酌みおきいただければと思います。

用意していたネタ、最後なんですけれども、近年、高速道路のサービスエリアの駐車場のトイレというのは進化がすごい、これはお金をかけた話なんですけれども、びっくりするんです。

皆さんも御存じかと思うんですけれども、NEXCO中日本のトイレ、おもてなしプロジェクトというのがあるそうで、高速道路のトイレ施策というのが、それで進められているようなんです。

この前通ったときに見たんですけれども、男子用のトイレなんですけれども、普通はこうあって、そこにはないんですけれども、普通は何もないんですけど、そのトイレ、初めて見たんですけれども、ここに手を洗うとかなんです。こういう。それぞれが単体であるという。

お金もすごいかかるかと思うんですけれども、さすがにNEXCO中日本は力を入れているなというのは分かりました。それも何年もかけて何回か入っていますので、どんどん進化しているなというような気はしました。

これは、これから、今から申し上げるのは、駐車場とトイレというものの関係性の話なんですけれども、白馬村には長野オリンピック時に造られた大きな駐車場があって、そこには公衆トイレが併設されているというものがあります。

私の家はサンサンパークの近所なので目にする機会が多いんですけれども、冬場に週末の夜になると、そこに車が多く止まっているということで、これ一般の人が、一般の人というか、ぱっと見たときに、こういう駐車場で、要するに商売すりゃ、いい商売できるじゃないかという、キッチンカーなどへの営業の開放というのをやると、別の観光客への、観光の人へのサービスのようなことになるかというふうに思うんですけれども、一般客としてみると、こんないい場所で何で商売しないのか、ぜひ、もったいないな、ビジネスチャンス逃しているんじゃないかとかなんかという考えがあるかと思うんですけれども、今回の一般質問とはちょっと外れた内容ですけ

れども、何かお考え、感想なりありましたらお聞かせいただければと思います。

議長（太田伸子君） 通告からずれていますけれども答弁できますか。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

地域、地区の方からは、永井議員同様のお話をいただいております。その一方で、老朽化という部分もかなり目立っていて、その使用の仕方が、なかなか清掃等が、対応が難しいというようなお話も伺っています。

その一方で、議員おっしゃるとおり人の、夜間の駐車であつたりとか、いろんな意味であそこに人が滞留しているという部分があつて、何か別なやり方ができないかというようなお話も、担当課のほうは伺っている部分もあります。

ただ管地、いわゆる管理者がいる土地になりますので、そのへんの手続として、まずはできるのかどうなのか、できる場合にどのようなやり方ができるのかということに話はなっていこうかとは思っていますので、ちょっと今、出されたのはキッチンカーとか、いわゆる営業の媒体をできないかというお話ですので、それを含めて、県の所管のところには聞くことは可能ではありますし、地域のほうからも若干そのようなお話も受けている部分がありますので、ちょうど施設の改修も要望している部分がありますから、それと含めて、もうちょっと魅力を高めるという意味で相談のほう、相談と働きかけのほうをしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからも少し補足をさせていただきます。

今、副村長の答弁のとおり、トイレの改修に関しましては以前から要望をいただいております、私どもも、大町建設事務所を通じて県のほうには要望を上げてきております。

今年、また建設部長が変わられましたので、過日、数か月前、3月になりますか、4月かな、すみません、ちょっと4月ですね、4月に変わられたタイミングで県庁に行なった折に、私からも直接部長にも、改修の件に関しては再度要望をさせていただきました。

現在進めているという回答はございますので、ちょっと資材の入ってくるタイミング等が課題としてあるようですけれども、その要望自体は、しっかりと聞いていただいているところでございます。

また、先ほど副村長が申しましたとおり、夜間の車中泊といったようなものが、堀之内地区の皆さんから、かえってそれをきちんと管理することによって、駐車代等を取っていくことができないかといったような話も、地区懇談会等の中で伺ったところでございます。

県のほうには、いわゆる民間にそういったものを任せて活用していくといったことをぜひ検討してほしいということも、そのときに併せて部長には要望したところでございますので、現在の段階ではそういった状況にございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。通告に戻して質問をお願いいたします。永井議員。

第4番（永井勝則君） 人生というのは非常に思うようにいかないものでありまして、ネタがつきました。先ほど申し上げましたように、私の願いというのは、白馬村を訪れたいろんな方に、白馬村に来てよかったねとか、トイレがきれいよかったねとか、また来たいねと言ってもらえるような、そういうトイレというのがあっちにもでき、こっちにもでき、あっちにもできる。それは決して高いものではなくていいと思うんです。きれいである、よく管理されていて、整備されているというものがよろしいかと思うので、そういうようなことになれば、非常にすばらしいビジョン、観光ビジョンへの道のりが開けるのではないかなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番永井勝則議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時42分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番酒井洋議員の一般質問を許します。第5番酒井洋議員。

第5番（酒井洋君） 5番酒井洋です。本日は、白馬村の立地適正化計画に対する具体案についてお伺いしたいと思います。

白馬村の立地適正化計画は、今から5年前に公表されました。コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造へ転換し、生活サービスを維持しながら持続可能な村づくりを進めるための中長期計画であります。

白馬駅、神城駅を中心に生活機能や居住を誘導する区域を設定し、公共交通と連携して集約型の街へ移行することを狙っているものですが、今後の取組と具体案についてお伺いいたします。

白馬駅周辺を主要拠点とした医療・福祉・商業の連携による魅力的な都市機能の集積と、観光の主要基地とした都市内外交流の実現という目標に対する具体策について伺います。

2つ目です。誘導区域の課題としては、公共交通の脆弱性と機能不足から、区域の設定だけでは不十分で、交通政策との一体設計が不可欠と考えますが、公共交通の利便性向上について伺います。

3つ目です。神城駅周辺の誘導区域は、白馬村南部の生活拠点として位置づけられています。生活圏としての潜在力がありますが、現状のままでは誘導区域としての機能が十分発揮できていません。

住宅地形成の余地はあります。駅徒歩圏の農地転用を計画に進める。若者、移住者向けの賃貸住宅を整備するなど、住める場所をまず造ることが誘導区域の前提となるものと考えます。

これが、今回の質問の中でも、一番、私が村長にお伺いしたかったことでございます。やはり、まず住める場所、これが一番大切というふうに思っていたところで、5月28日にこの質問を一般

質問として通告させていただいたところ、昨日の今議会の開会のご挨拶の中で、定住促進住宅については建設を計画しているというふうにご表明されました。

また、この点につきましては挨拶のみでなく、本日の新聞にも出ているところではございますが、もう一度ご説明をいただきたいというふうに考えてございます。

4つ目でございます。一定規模の住宅建築においては、誘導区域外での建築は届出義務のみで禁止ということではないんですが、やはり抑止力としては弱いものではないかというふうに考えます。やっぱり誘導政策とセットでないと、効果が出ないと考えます。

誘導政策には補助をする、税制上の優遇、また交通の改善というようなことがあろうかと思いますが、こういった補助とか税制上で優遇する考えについての考えをお伺いいたします。

5つ目です。神城駅周辺における生活サービスの空白を埋めるために、例えば移動販売、食品とか日用品の定期巡回をする事業、それから集約というものの、またデマンド交通は、全て神城駅で接続して、例えば五竜のシャトルとか長野白馬線の高速バスとの接続、乗り継ぎの改善を行なうような取組、また、冬期の白馬駅の混雑は御存じのとおりと思いますが、こういった混雑の解消のために、神城駅周辺をもう少し整備して、特急あずさを停車させるなどの取組を行なうような考えはないのかお伺いいたします。

また、集約には、やはり医療というのが非常に大切でございますが、駅から徒歩圏内で医療・福祉機能を受けることが理想だと思っております。サテライト化により高齢者の通院困難というものを解消するような考え、取組についてお伺いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 酒井議員からは、白馬村立地適正化計画の具体案について6項目のご質問をいただきました。

最初に、本村の立地適正化計画の概要についてご説明させていただきます。

本計画は、おおむね20年後を展望し策定する都市再生特別措置法に基づく計画で、人口減少や少子高齢化が進む中においても、住民が安心して快適に暮らし続けられる持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するため、住宅・医療・福祉・商業などの施設を一定の区域に誘導し、効率的な都市基盤の整備や機能集積等を目指すことを目的としています。

本村においては、令和3年3月に公表し、目標年度を令和22年度としております。なお、国土交通省の資料によれば、令和7年12月31日現在、全国650都市が本計画を公表しており、村という自治体規模としては、本村を含む5村が公表しているところです。

本村の特性として、村域の大部分が都市計画区域における白地地域であり、土地利用を用途別に規制する用途地域が設定されていないことから、様々な用途の建物が村内各所に混在している状況にあります。

このため、とりわけ居住誘導区域については、計画上の位置づけと実態との間に大きな乖離が生じていることを認識しており、昨年度に実施した、白馬村持続可能なまちづくり庁内検討会においても、建築分野の有識者から、まず実態を正確に把握した上で、今後のまちづくり関連施策と連動させながら、段階的に見直しを図っていくことが望ましいとの助言をいただいております。

こうした助言を踏まえ、今年度から着手する持続可能なまちづくり形成事業において、本村の「まち」としての現状を多角的に調査、把握することを計画しています。

以上の状況を踏まえた上で、各質問に順次お答えいたします。

最初に、1点目の白馬駅周辺を主要拠点とした医療・福祉・商業の連携による魅力的な都市機能の集積と観光の主要基地とした都市内外交流の実現という目標に対する具体策についてですが、現在、白馬駅前には民間資本の再整備が非常に活発であることや、長野県による無電柱化工事が進んでおります。

本村が目指すコンパクトなまちづくりという目標に向けた具体策は、次の3つの視点から進めています。

1つ目の視点は、都市機能誘導区域への都市機能及び生活関連施設の集積です。

本村が目指す集約型都市構造の構築に向け、子育て支援センターや図書館、学校、病院などの公共性のある施設につきましては、同区域に緩やかに集積し、住民の利便性向上と効率的な行政運営が図られるよう計画を進めています。

商業機能等の民間施設の集積、民間投資を促す施策といたしましては、さらなる誘導の促進のための補助制度や税の優遇措置などが有効な手段として考えられますが、これらについては必要性も含め、引き続き研究を進めてまいりたいと思います。

また、空き家、空き店舗の活用として中心市街地の活力を維持するため、商工会とも連携し、空き店舗等を活用した創業支援を進めています。

2つ目の視点は、観光の主要基地としての機能強化と景観の向上です。

白馬駅を世界水準のマウンテンリゾートの玄関口にふさわしい拠点とするため、長野県や地元関係団体等と連携し、駅前周辺の電線類地中化事業を進めております。

街路整備につきましては、地元白馬町区の景観向上チームが主体となり、白馬駅周辺整備検討委員会における検討を経て、「星空の見える街並み」をテーマにデザインした街路灯の設置や街路樹の植樹などにより、駅前の景観づくりを進めているところです。

また、情報発信機能としては、白馬駅前観光案内所やSNOW PEAK LANDSTATION HAKUBA内の観光局観光案内所を拠点とし、多言語対応の案内を進めています。

3つ目の視点は、公共交通ネットワークの再構築です。

村内の各地域をつなぎ、車に頼らなくても移動できる仕組みを強化しています。公共交通の利便性向上のために、地域公共交通計画に基づく交通体制の構築に取り組んでいます。

具体的には、A I デマンド交通を活用し、住民の通院、買物といった生活の足と、観光客の夜間の移動手段（ナイトデマンドタクシー）を融合させるなど、効率的な二次交通の運用が上げられます。

これら3つの視点を踏まえて、具体的な施策を推進しているところであります。

次に、2点目の誘導区域の課題として、交通施策との一体設計が不可欠と考えるが、公共交通の利便性向上はとのご質問ですが、立地的成果計画は、議員のおっしゃるとおり、コンパクト・プラス・ネットワーク型構造への転換のため、公共交通の充実が欠かすことができません。

1点目の答弁でも少し触れさせていただきましたが、現在、村では、A I デマンド交通の活用に取り組んでおりますが、今後の利便性向上のために、地域公共交通計画の基本方針に掲げているとおり、安心した暮らしのための生活交通の確保と拡充といった住民交通の視点と、観光客が快適に移動できる交通体系の構築といった観光交通の視点及び担い手不足の解消や環境負荷に配慮した交通サービスへの発展を意識した持続可能な交通の視点の大きく3つの領域における施策の推進が必要だと考えています。

他方、これらの計画の実現と具体的施策の推進は、行政のみで取り組むという性格のものではありません。公共交通の積極的な利用に努める住民、事業者、学校といった地域の皆様の理解と協力や、安全、安心と安定的な運行サービスを提供し、専門的知見を生かした公共交通の運行を担う交通事業者の支援など、それぞれが主体的役割を担いつつ、地域一丸となって問題意識を共有し、利便性向上策に取り組んでいく姿勢が大事だと考えます。

次に3点目の、神城駅周辺の誘導区域は、白馬村南部の生活拠点としての潜在力はあるが、現状は誘導区域としての機能が十分に発揮できていない、住宅地形成のため、駅徒歩圏の農地転用を計画的に進め、若者、移住者向けの賃貸住宅を整備するなどの考えはとのご質問ですが、村では農業委員会や認定農業者と連携し、一筆ごとに農業振興地域内の農振農用地の見直し作業を進めています。

これは、将来的に守るべき優良農地を明確にすることで、限られた村内の土地の有効活用につながるものと考えています。

また、神城駅を中心に半径300メートル以内にある農地は第3種農地となりますので、転用内容が明確かつ他の農地への影響が軽微な場合は、農業委員会において原則許可となると伺っております。

農地の転用申請は、所有者や事業者が申請することが基本になりますが、本村を取り巻く住宅事情を踏まえ、現在、官民連携による定住促進住宅の建設候補地の募集を行なっているほか、白馬村土地開発公社では、今後、宅地分譲も考えていると伺っております。

これらの事業において、農地が該当する場合の諸手続は、村や土地開発公社が支援することになると考えますが、立地適正化計画で示す居住誘導区域内の土地には限りがありますので、区域内へ

の誘導ができるかどうかが課題となります。

次に、4点目の一定規模の住宅建築において、誘導区域外での建築は届出義務のみで禁止ではないが抑止力としては弱い。補助、税制上で優遇する考えはとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、居住誘導区域外における開発、建築行為に対しては、都市再生特別措置法に基づき、一定規模以上の集合住宅の新築などの際に事前の届出義務が課されているものの、建築禁止等の抑止力があるものではないため、区域内への居住や投資を促す誘導施策との連携が重要であると認識しており、補助、税制上での優遇についても引き続き研究を進めてまいりたいと考えます。

現在、白馬村では一定規模の新築住宅への固定資産税の減額制度や、白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業補助金による支援を実施しているところではございますが、これらの施策は居住誘導区域に限ったものではございません。

居住誘導区域内への住居の誘導が計画の実現に不可欠ではございますが、冒頭で答弁したとおり、計画上の位置づけと実態との間に大きな乖離が生じていることから、まずは今年度実施する持続可能なまちづくり形成事業において、本村の「まち」としての現状を多角的に調査、把握の上、計画で定めた振興管理に基づいて必要な見直しも視野に入れながら、誘導施策の研究を進めてまいりたいと考えます。

次に、5点目の神城駅周辺における生活サービスの空白を埋めるための取組についてお答えします。

食品や日用品の移動販売につきましては、現在、民間事業者により買い物配達サービス（ネットスーパー）として、現にサービスが展開されております。いわゆる、民にできることは民に委ねるという公助と共助の適切な役割分担の観点からも、民間活力を主導とした持続可能な仕組みづくりが望ましいと考えます。

また、デマンド交通と路線バスとの接続や乗り継ぎの改善の取組については、現在のデマンド交通の乗降場所として、神城駅周辺は神城駅とフジノヤ薬局の2か所を設定しております。

民間が運行する路線バス等が停車する停留所とデマンド交通の乗降場所には、若干の移動距離はあるものの、乗り継ぎ箇所の利便性確保という点においては、おおむね対応できているものと認識しております。

現状として、定時定路線で運行するバスの停留所をデマンド交通の乗降場所と合致させることは困難であり、また、デマンド交通の乗降場所を路線バスの停留所を利用することも、バスとデマンドタクシーが同時に乗り入れてきた際は、乗り降りや待合のスペース確保が物理的に困難なことは明らかですので、現時点の対策として、1か所の集合体で乗り継ぎができる取組を講じることは難しいと考えます。

次に、冬期の白馬駅における混雑緩和策として、特急あずさを神城駅に停車させる取組についてですが、これについては、昨シーズン、議員ご指摘の対策を講じたいがため、J R 東日本に対し同

様の要望を行なったところ、現在の神城駅のプラットフォームの長さでは、先頭車両と最後尾の車両がホーム内に収まらず、ドアを開閉することができない。加えて、現在運行しているあずさ号は、全車両のドアが連動して開閉する仕組みとなっており、一部の車両ドアのみの制御には対応していないこと、乗務員を車両に増員配置すれば、神城駅停車時に先頭と最後尾車両のドアを手動に切り替えて開閉する対応は可能であるが、その人員配置が困難であることから対応は難しい。併せて、プラットフォームを延長することは対応できないとの回答があり、断念した経緯があります。

そのため、この冬期シーズンにおいては、白馬駅に特急あずさが到着する時間帯の宿泊事業者の送迎車両の乗り入れについて、村内を北部エリア、中部エリア、南部エリアに区分し、時間をずらして白馬駅構内に乗り入れるよう、関係する皆様にご協力をお願いをしたところであります。

併せて、小谷村の送迎車両についても、同様に北部エリアと合わせた時間帯での送迎を、小谷村観光連盟を通じてお願いしました。その取組の結果としては、あくまで協力要請であるため、抜本的な混雑緩和には至っておりませんが、ご理解いただいた事業者の協力もあり、一昨年シーズンと比較すれば、幾分混雑が緩和された印象があるとの声もいただいているところです。

また、駅前混雑の要因の一つとして、スキー場間を結ぶ大型シャトルバスの白馬駅前ロータリーへの乗り入れ時間が渋滞を発生しやすい状況にあることが確認されたため、今シーズンからの運行時間の再考と改善について、既に調整をお願いしたところです。ＪＲ東日本に対しては、引き続き神城駅での停車についても要望をしてまいります。

最後に、６点目のサテライト化による高齢者の通院困難を解消する取組についてお答えします。

神城エリアにつきましては、ＪＲ神城駅を中心に、日常生活に必要な機能が一定程度集積している地域であると認識しています。特に医療面では、徒歩圏内に厚生連北アルプス医療センター白馬診療所及び神城醫院が立地しており、地域住民の健康・医療・福祉を支える重要な役割を担っております。

白馬診療所につきましては、透析医療や訪問看護ステーションの運営など、地域に不可欠な医療機能を担っており、昨年度行なわれた透析機器の更新に対し、本村から約８６５万円の支援を行なうほか、来年度には老朽化に伴う大規模修繕が予定されており、大北圏域５市町村で連携して支援を行なう方向で協議を進めております。

一方で、本村のような小規模自治体において、単独で多くの診療科を確保することや遠方までの通院は容易ではありません。そのため、現在、白馬診療所において月１回の認知症専門外来を開設いただいておりますが、今後も医療機関との連携を深めながら、住民ニーズに応じた専門診療の充実について検討を進めてまいります。

また、神城醫院につきましては、介護老人保健施設、訪問介護ステーション、デイケア、認知症グループホームなどの介護保健サービスのほか、病院併設型のフィットネスジムも備えており、介護・医療・健康づくりの総合サービスが集約されております。

立地適正化計画においても、こうした医療・福祉機能を維持、確保しながら、安心して暮らし続けられる生活環境の形成に努めてまいります。

以上、酒井議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。酒井議員、質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 答弁ありがとうございました。それでは、少しずつ、もうちょっと深掘りさせていただきたいと思います。

まず、白馬駅の集約の関係につきましてですけれども、私、考えるには、白馬駅は観光と生活の二重構造というような関係、やはり観光の窓口であることは間違いありませんし、村の中心に取られたエリアであるということは、誰もが疑うべき内容ではございませんが、ただ、生活の拠点としてというようなことになりますと、実際住むということになると、これは若干、2つのそういった構造があるわけですが、誘導区域としての実効力が少し弱いのではないかというふうに考えておりますが、その点についてお考えをお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中建設課長。

建設課長（田中洋介君） 答弁いたします。

酒井議員おっしゃるとおり、非常に誘導区域というのが、土地は村の場合限られておりまして、それをどうしていくかというのが非常に課題になっているかなと思っております。

冒頭の村長の答弁でもございましたが、これは都市計画マスタープランを補完する計画でもございますが、様々な用途の建物が村内に混在しておりまして、なおかつ都市計画マスタープランというところの白地であるということが、なかなか難しくなっているところであります。

これはどのように集約していくかというのは、少しこれから考えていかなければいけないと思っておりますが、現在のところは、今の白馬駅と神城駅を中心とした誘導で進めていくということとでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） やはり、その辺が難しいところかなというふうに思っております。ちょっと生活の中心としては、白馬駅は弱いのかなというふうに、私自身、個人的な感想でございますが考えております。

それにつきましてどんな形であるか、それぞれ、先ほど公共施設については緩やかに整備するというような方針をいただきましたので、そんなのを踏まえながらいけばいいのかなと思っております。

白馬駅については、やはり、もうちょっと生活拠点として必要なサービスが高まればいいのかというふうに考えております。

では、具体的にはどんな形にしていけばいいかというと、私、たまたま神城の出身でありますの

で、やっぱり神城駅周辺の誘導区域というのを、もう少し強くやっていただきたいなというふうに思っているところでございますが、先ほど2番目の質問のところでございますが、公共交通の関係ですね、これについては、ほかの議員、同僚議員も質問したり、今までも何度か質問しております。

再度、交通政策につきましては、いろんなことを考えながら取り組んでいくと、現在も今、公共交通についての委員も募集しているというようなこともございますので、その推移を見守っていきなというふうに思っているところでございますが、先ほど、村長のほうは公共交通、例えばJRを積極的に使うような施策も考えたいというようなことをおっしゃっていましたが、もう少し具体的に何か思いつくことがありましたらお話してください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

大糸線の利用促進につきましては、今、沿線自治体を踏まえて生活交通としての在り方、それから観光交通としての在り方というところを詰めているところです。

沿線自治体の協議会については、糸魚川、南小谷間となっておりますけれども、大町も白馬村も含めた広域的な沿線自治体として、村長がオブザーバで参加しておりますので、そういった利用につながる取組につきましては、引き続き生活としての利用として生き残っていくのか、観光として生き残っていくのかというところも踏まえて、今後の公共交通が維持される状況で進めていくということを前提に、今、いろんな角度からアンケート調査等を進めているというところであります。

乗り方の利用としては、生活も観光もあるのでありますが、例えば通勤に考えた場合にはパークアンドライドといったような考えも一つとしてはあると思います。ただ、実施に当たっては、当然、駐車場を確保しなければならないということもあるので、こういったところをどうするかというのは、当然課題になってくるところでありますので、実現できるかどうかは別として、手段としてはそういう考え方もあるよというところは考えていく必要があるかと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 神城駅の整備の関係については、また後ほど、もう少し質問させていただきたいと思います。

先ほどの公共交通を積極的に使う政策のことなんですけれども、非常にたまたまなんですけれども、神城駅周辺に徒歩五、六分、半径300メートル、不動産表示でいいますと、大体80メートルで1分みたいな不動産の決まりはあるんですけれども、たまたまなんですけれども役場の職員というか、役場に通っている職員が五、六名いらっしゃるんです。

その方はみんなそれぞれ、当然通勤は自動車通勤されている方がほとんど、中には公共交通を使っている方もいらっしゃるようでございますが、こういった方々、皆さん、公共交通で通勤されるなんていうようなことになれば、役場の駐車場不足にも寄与しますし、公共交通の利用促進にも

つながりますし、そういった方々の定期代とか、場合によっては白馬中学校へ通う生徒さんたちのＪＲの定期代というようなものをしっかり補助して、多くの方々に大糸線に乗っていただくというようなことを考えれば、駅の活性化につながり、それが最終的に集約化につながるのではないかと
いうふうに考えますがいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） では、私のほうからお答えさせていただきますけれども、今、２点ござい
まして、職員の通勤の関係と、いわゆる中学生、生徒の通学のお話が出ましたけれども、前段の職
員の移動の関係につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、ＪＲの利用という点では非常に有効な部分というのは私どもも分かって
おりますし、駐車場、予防接種とかの場合には、駐車場確保とか職員ウェブ上でも流れている部分
もありますけれども、やはり利用に当たっては、子育て世代という職員もおりますので、全てを、
それを統一できるかという部分はなかなか難しいですけれども、おっしゃるとおりＪＲの活用につ
きましては、職員に対して改めて通知等を出してＪＲ利用を促すという部分は村全体でも取り組ん
でいる、広域全体でも取り組んでいる部分でもございますので、その辺については改めて、また職
員にも周知のほうをさせていただきたいと思います。

前段の関係については私からであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 中学生のところについて、私のほうから回答させていただきます。

中学生のほうは、基本歩き、また遠距離の方についてはＪＲの通学というところになってござい
ます。

３．５キロ以上であれば遠距離通学、遠距離の補助金が出ますので、それを活用していただくと、
そういう形になっていますが、中学生の場合、冬ですね、部活動を行なっていると、やはりＪＲ
の時刻によっては、ちょっと乗れないケースがございまして、そういう場合はスクールバスの対象
とさせていただいておりますので、そちらのほうを活用していただくというような形で、今、行な
っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第５番（酒井洋君） 通告に少し外れるかもしれませんが、村長のご挨拶でありました官民連携
による定住促進住宅の建設候補地の募集の関係につきまして、もう少し詳しくお話ししていただく
ことは可能でしょうか。

議長（太田伸子君） よろしいですか。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先週の金曜日ですか、ホームページ、フェイスブック、LINE等媒体を使いまして公表させていただきました。おかげさまで非常に関心も高く、既に何件かの問合せ、あるいは提供の電話もかかっているところでございます。

こちらにつきましては、ご承知のとおり村の課題というところで、住みたくても住む場所がないと、特に若い世代には給料に見合った金額ではない、非常に高い金額であると、そういう課題がございました。

そんな中で、例えば土地開発公社の活用ですとかいろいろな方策を考える中で、今回、官民連携による定住促進住宅というところで計画、まだ案の段階ですけれども、計画したところでございます。

例えば住む、どんな方に住んでいただきたいかというのは、子育て世代、エッセンシャルワーカーといわれます世代、また地域の産業に通年で雇用している方、こういう方をターゲットとしておりまして、家賃の相場からいきますと6万円から7万円というようなところで、平均的な給与で住める家賃貸与を考えております。

例えば、部屋の間取りとかも2LDKですとか、新婚世代なら1LDK、こういうようなところも想定しているところでございます。

また、条件としては地域コミュニティの存続ということも考えまして、行政区への加入ですとか、そういった地域への参画、あるいは消防団への加入、こういったところも条件としてつけていければいいのではないかとこのように考えているところです。

また、外観ですとか例えば機能性、こういったところも白馬らしい景観、あるいは外観であるとか環境に配慮したそういった機能がある住宅、こういったところも想定しているところです。

一番肝心の事業スキームなんですけれども、官民連携と言っておりますが、PFIのBTO方式、これを今のところ念頭に入れております。建設については民間に建てていただき村のほうに譲渡していただく。運営については民間が運営していただくということを考えております。

今、財源もいろいろ調べたところなんですけれども、現時点では地域未来交付金、これが最も使いやすいところかなと。上限10億円で2分の1助成、補助裏につきましては民間の資金、あるいは寄附、こういったところで、なるべく持ち出しが少ない形というところも検討しているところでございます。

これでもざっくりしたところなんですけれども、スケジュールなんです、今年度、用地選定ですとか事業化の可否判断をして申請を上げていくと。来年度につきましてはPFIの事業者の選定をし、設計に入り、令和10年度に着工、入居者の募集、令和11年度から入居開始、これが最もスムーズな理想なスケジュールというところで考えております。また、全協の折には詳しく説明させていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。通告にはありませんでしたが、通告された後からの出てきた案件です。金曜日に発表されておりますので、その時点で酒井議員には通告していただくように、追加として出していただくように、今後よろしく願いいたします。

教育課長から訂正の発言がありますので、お願いします。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） すいません。先ほどの答弁に、ちょっと訂正させていただきます。

3.5キロというふうに答弁させていただきましたが、中学生は5キロ以上になりますので、すいません。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 他に質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 非常に重要な政策につきまして、私の予想以上に丁寧なご説明をいただき、本当にありがとうございます。

ぜひ村長、これの政策につきましては、着実に進めていただくようにお願いしたいところでございます。

続きまして、誘導区域の中の補助とか税制上の関係でございますが、やはり税制上は、もう既に住宅地ということで、かなりの税制上の優遇がされているということは理解いたしました。

ただ、補助もこれから考えるということでございますが、今さら皆さんに言うほどではありませんが、松川村は移住してきた家族には100万円です。新婚世帯には60万円というような補助事業が出ているわけでございます。

やはり、そういったある程度インパクトのある思い切った補助制度を出していただくことが移住定住につながるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

確かに松川村の場合は、そういった、比較的目を引きやすい政策を打っているわけですが、白馬村の場合、その財源となるものが、やはり住民の皆さんからの税金ということを考えますと、既に住んでいる方が、まずは定住していただけることを優先的に考えることが住民目線ではないかというふうに考える部分がございます。

ただ、新たに移住される方を否定するものではございませんので、財源にゆとりがあればそういった政策、そういったものも打ち出していくということは頭にはありますので、移住定住促進という言い方をしますけれども、まず現在、白馬村は住んでいる人が出ていってしまうような課題がありますので、そこを重点的に対策を打ちつつ、住みたいというふうに外から思っていられしやる方が住める環境づくり、こうした両面を進めていく必要があると思っておりますので、状況を勘案しながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） それでは、5番目の質問のほうに関係するところでございますが、先ほど移動販売というようなものを誘致、集約するような考えがないかという質問に対して、ある程度、それは民間のやっていることなので、ネットスーパーとかそういったのがあるからみたいなご返答ではございますが、具体的な場合は、ちょっと上げませんけれども、移動スーパーをやっている事業をやっております、県内の大手のスーパーマーケットと業務提供をして、軽トラにいっぱい生鮮品を積んで、移動販売をしている事業がございます。

あと、それは大町市の一部でやっていますし、池田町も少し関わっているかと思います。それから当然、隣の小川村でもやっているんです。これは、そうは言っても高齢者になると、やっぱり車も運転しづらくなったりとか、そういった状況になると、こういった移動スーパーですね、非常に便利だろうというふうに私は考えております。

実際使っている方のお話も、隣村の方でちょっとお話聞いたけど、週に一回来るのが楽しみだと言っているお年寄りもいらっしゃいました。そうは言っても、大きいスーパー行けば目移りするくらいいろいろな食品、食材があって非常に楽しいです。

私なんかも買物に行けば、非常に手に取ってみるというのは楽しいんですけど、ただ普段使いの食品というのは定番のものになっちゃいますので、ネットスーパーとかってありますが、高齢者にとってはネットスーパーではなく、実際自分で商品を手にとって選ぶという、その買物の楽しさというはあるかと思います。

そのたまたま移動スーパーをやっている事業者は、今、長野県に41台くらい回っているそうで、全国でも1,200台くらいが移動スーパーで回っているということで、一部の隣の村ですけども、小川のほうですけど、若干、官民連携がかかりまして、地元の見守りにも寄与しているというお話も、村の方から伺ったことがあります。こういった事業を官民連携で誘致するようなお考えはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 先ほどの酒井議員のことについて、今の村の現状について含めてお答えさせていただきたいと思います。

白馬村には、特に山間部の地域を中心に、以前からいろんな商業のお店が移動販売に来てという長い歴史もございます。それとか、新潟のほうのところから、お魚の販売が回ってきていたりというところもありまして、現在も信州新町の一部の商店が山間部を中心に移動販売を実施していただいたり、あと松本のほうの一部の店舗で、限られた商品ではございますが、地域を回って商品を販売しているという状況もございます。

先ほどお話しされた大型のスーパーとの提携という形では、今はございませんけれども、そういった長い地域にある歴史的なつながりも活用しながら、またそういった大きなスーパー等も連携することが可能であれば、いろんな形態で住民のニーズに即した形の買物ができると思いますので、

併せて検討をしていきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 今の移動販売の関係なんですけれども、私も最近はやってないんですけれども、糸魚川から来る魚屋さんとかから購入したこともありますし、野菜販売の移動販売も購入したこともございます。

目的としては、神城駅周辺を誘導区域にするためには、そういったものを神城駅に集約するようなことを考えたらいかがでしょうかというような内容でございましたので、今、回っているものを、特にどうのこうの言うあれではなく、引き続き地域にとってよいものはどんどん取り入れてほしいという内容でございますので、お願いしたいと思います。

次に、同じ神城駅の関係なんですけど、特急あずさの停車の問題です。

先ほど村長の答弁では、JRのほうが正直言って難しいというような答弁が来ているというような話なんですけど、実はこれ、ちょっと古すぎていけないと言われればいけないんですけれども、新幹線が開業をする前のときの、当時の時刻表をひもといってみますと、特急あずさなんですけども、1日4本が白馬村に乗り入れております。

特に季節運行というような列車が、実は2本、3本なので、トップシーズンにしか大糸線には乗り入れてこないあずさなんですけども、定期のあずさでいうと、一番有名なところで8時ちょうどではないんですけれども、当時は7時ですか、7時ちょうどの新宿発の1番列車です。これが白馬まで、南小谷まで乗り入れているわけでございます。

当然、当時は神城駅に停車しています。当時の時刻表を見ると、7時発の新宿発が、あずさ1号です。10時52分に神城駅に停車しております。白馬が5分後の10時57分というような時刻表になっていまして、過去にはあずさ号が停車した実績がございます。

時刻表を見ますと、あずさが4本、それから特急しなの、これはJR東海になりますけれども、これも神城駅に停まっております。さらに、一番深夜帯なんですけれども、非常に、大町までは特急あずさで来て、その後快速になって小谷まで行くと、各駅で停まるというような、あずさ車両もあったということでございまして、恐らく村長もそのような列車に乗ったことがあるのではないかと思います。

実際、実績で停まっているわけですから、現在停まらないというのはJRの都合かなというふうに思っているところございまして、この辺なんかも突っ込んでいただいて、ぜひ、神城駅に停めてもらいたいんです。

白馬のほうの混雑についても、いろんな解消策をやっているということなんですけど、これ本当、今回の時刻改正で、今まで南小谷行きだったあずさ号が白馬止まりになっちゃったわけです。

それで、小谷村、梅池、乗鞍関係の観光の皆さんも、白馬駅にまで送迎にみえるわけで、より一層混雑に拍車をかけちゃっているということで、これがもう一度、また小谷まで伸びてくれば、

恐らく小谷村の観光業者は小谷駅へ迎えに行くんだろうなというふうに思っています。

これは言っているのかあれなんですけども、正直言うと農協さんの敷地で送迎しちゃったっていうような宿泊業者さんもあるわけございまして、もう完全に白馬駅はパンクしている状態です。約、満員で来ると500人からのお客さんが一気に白馬駅に降り立つわけございまして、ここはやっぱり神城駅に停まってもらうことで、当然、五竜スキー場、47スキー場へお越しのお客様、場合によってはみそら野・エコーランドのお客様の送迎も神城駅で間に合うわけございまして、神城駅、もう少し整備してしっかりロータリーできるような形で整備いただくと、非常にそういった分散化になるのかなと。

なおかつ神城駅周辺が栄えて、先ほどの誘導区域により近づくというようなことになりましたが、引き続きJRのほうにしっかり働きかけをしていただく考えということでよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

今、酒井議員がおっしゃった部分は、村としても、ほぼおっしゃっていただいた課題を、そのとおり受け止めておりまして、そうした中で昨シーズンはJRのほうで対応いただけませんでしたので、こちらででき得る対応を取ったところになります。

こちらの要望に関しましては、JR東もそうなんですけれども、小谷村としても、やはり白馬停車ということを中心に課題に思っておりまして、国交省にも要望に行ったりですとか、さらにはJR西日本のほうにも要望というところで行なっているところでございます。

ですので、白馬村といたしまして、やはりその白馬駅前の混雑、こちらに関しては特に冬シーズンの11時台に到着するあずさのタイミングでは、非常に大きな混雑が生じておりまして、解消していきたいものとして考えておりますので、駐車場の整備といったところも含めて、事業者とも様々に協議をしているところでございますので、当然にJR東日本に対しては今後も要望していきたいと思っておりますし、JR東日本さんのほうも、特に駅長さん、非常に熱心に動いてくださいますので、幹部のほうにも含めてお声をかけていただいているところですので、村としても、さらに継続して要望してまいりたいと強く思っているところでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 神城駅の関係なんですけれども、これは歴史的に言うと、お話を伺ったところ、昭和5年に大糸線が築場から神城駅に延びてきたときに開業しているということでございまして、もうじき100年になるという、非常に歴史のある駅でございます。

その後、2年後に信濃森上まで列車が延びて、白馬と森上駅に開業しているという経過がございます。これ、実はオリンピックの前に、当時の駅舎が非常に古くなったということがありまして、当然、村の皆さんからのご支援等もいただいたんですが、神城駅舎というのが、約30年前に現在の駅舎に建て替えをしたという経過がございます。

それで、そのときまあまあ五、六千万円くらいはかかっているんですけども、当時、地元にとっては非常に大切な駅だということでございまして、飯田区、飯森区、それから堀之内区、三日市場区、神城駅は堀之内、三日市場の皆さんも、通勤通学で多く利用している駅だということでございまして、この4地区で当時かかった建設費のうち800万円余りを地区の方が拠出してんです。

飯田区につきましては、もう本当に飯田の区費、一般の区費、それから一般の、それぞれ個人の寄附等も合わせて560万円くらい、飯森が私のメモによると120万円、堀之内80万円、三日市場の方ですね、40万円ものそれぞれの、本当に個人や企業の方からのご寄附を頂いて、今の駅舎を造ったという歴史がございます。

それから、先ほどの白馬の駅長さんが今の駅長さん、非常に頑張ってらっしゃるという話で、もう白馬の駅に来る駅長、割と頑張っていただけの方多いんですけども、十数年前の駅長さんは、神城駅の2番ホーム、今現在で言うと2番ホーム、実際は3番ホームなんですけど、南側にスロープをつけて、無人駅にも関わらず西口と言っちゃおかしいんですけども、そちらからも五竜方面からのお客さんが徒歩であるようなことをということで、地元で要望したら、いや、そういうのは、ぜひちょっとJRのほうへ要望してみましようかというような話で、かなり具体的な話を、当時の駅長さんがやっていただきました。

その駅長さんは、白馬駅においても、大出公園へ行く木流川の遊歩道ですね、白馬駅から今のホーム沿いに走って、木流沿いを歩いて大出公園に向かう遊歩道について何とかできないかということで、実際、今、木流の橋の下は、ちょっと桁下が狭くて人間が通るには大変なんですけれども、そこを人が通れるようにしたらどうだろうかというような提案もしていただきまして、具体的な関連する企業に少し見積りをとっていただいたりとか、そんなようなことをした経過がございますので、ぜひそういったのも含めまして、特に神城駅の西側の乗降口に関しましては、旧4番線なんですけれども、南側からも北側からもポイントで分岐して入れたやつが、最近はまだ南側のポイントが廃止になりまして、北側のポイントだけで補線の車両が待機するだけになっているということで、十分出入りができるような状態になっています。

さらに、神城駅から犬川踏切に関しても、道路拡幅というような話も当時ありまして、かなり水面下では具体的なお話も進んだり、駅前の舗装化をして駐車場としてしっかり整備しようというようなお話が出ておりましたので、また地域からそういった要望が出てきた際には、ぜひ聞いていただきたいと思うわけですが、何か今、思っているような整備状況がありましたらお教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

特段、具体的な改修工事案等々については、連絡等々は、情報は得ていませんけれども、今、議員ご指摘のことにつきましては、白馬駅においても、実はそういうことはできないかというようなことが、去年同じくJRの駅長に話した経過もございます。

いろんな取組の中で、ＪＲさんができることできないことをしっかりジャッジをしていただきますので、要望については、引き続き地元要望も含めて、我々からも一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。酒井議員の質問時間は答弁も含めあと７分です。質問はありませんか。酒井議員。

第５番（酒井洋君） それでは、もう時間もありませんということで、ほぼほぼ最後にはしていきたいと思います。先ほど医療の関係でサテライト化のお話をさせていただきました。

白馬診療所の機能増強ということでお話を伺ったところでございますが、もう少し具体的に、以前に比べてこんな感じになったよというようなものを教えていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 神城駅周辺にあります医療機関のサテライト化ということで、現状についてご説明させていただきたいと思います。

神城駅から徒歩圏内にある医療機関ということで、あづみ病院の附属診療所としまして白馬診療所、それから城西病院の関係機関ということで神城醫院の２つの医療機関がございます。

白馬診療所につきましては、循環器内科の先生が月に１回、それから整形外科の先生が月に１回来ていただいて、専門科という形でやっていただいていたんですが、現在は、ちょっとその２つの科につきましては、その先生が退職されたということとか、職場が変わられたということで中止になってしまったという状況がありまして、白馬診療所では、今、認知症外来の月１回というのだけになっております。

それから、神城醫院におかれましても同じような状況で、皮膚科が毎週金曜日開設をしていたんですが、それも来ていただいた先生が高齢化に伴ってちょっと来られなくなったということで、今はないという状況になっておりますが、先ほど、酒井議員さんがおっしゃったように、この小さな村で眼科が欲しいとか耳鼻科が欲しいという要望は、地域の皆さんからもよく聞くんですが、その専門の病院を造るというのは、やはり現実的に難しい状況がございますので、そういった総合病院の機能を持っている医療機関から、専門の科の先生を月に何回か派遣していただくことで、村内の足りない科目を補っていただくという、本来、サテライト科というのは郊外にある大きな医療機関を、機能の、便のいい駅前のところ診療所部門を設けて使いやすくするという機能のようですが、こういった山間部というか小さい村ならではのサテライト科の発想というの、とても理にかなっているのではないかなというふうにも思いますので、また今後、それぞれの医療機関とそういった専門科の派遣についても、検討をしたり交渉をしたりしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） おっしゃるとおりで、やはり医療福祉があるということは、やはり住み続ける村であるためには一番重要なことでありますので、引き続き取組をお願いしたいところでございます。

それでは最後には、もう時間がありませんので最後になろうかと思いますが、こういった誘導区域をして持続可能な村づくりをしていくわけではございますが、誘導区域外の集落です。ちょっと小規模集落になろうかと思いますが、こういったところの、やっぱり場合によっては維持、撤退というようなことも考えなければいけないかと思います。

また、誘導区域外の集落の維持コストというようなものを、ある程度試算したりして合意形成を進めていくことが必要かと思いますが、その誘導区域外の集落についてはどのようにお考えかお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。あと2分ですのでよろしく願いいたします。

副村長（吉田久夫君） じゃあ、私のほうからお答えします。

居住誘導区域外というところのご質問ですけれども、これ、やはり正直申し上げますと、非常にデリケートなお話だと思います。

じゃあ、こうだからどうだというところを、なかなか行政のほうから提案するというのは非常に難しいと言わざるを得ないと思います。

その地域の状況としてお話を伺いつつ、もともとある居住誘導区域に対する考え方とか、そこら辺の思いを聞かずに行政が主導的にやるというのは、やはり難しい手法になろうかと思いますが、その点については現時点では、そこら辺の踏み込みというのはなかなかできないという部分と、村長の答弁にもありましたとおり、今、居住誘導区域、都市機能誘導区域が乖離しているという実態を、今のまちづくりとしてどう考えるのかという整理をしているということをご理解いただいてお答えとさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） すいません。質問はございません。非常に丁寧にお答えいただきまして、どうもありがとうございます。

引き続き、持続可能な村づくりのために頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上をもって質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番酒井洋議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月10日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日6月10日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時42分

令和8年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和8年6月10日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和8年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和8年6月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	参事兼総務課長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	松澤拓哉
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	伊藤達男	建 設 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和8年第2回白馬村議会定例会、第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。

4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行ないます。質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第3番鈴木均議員の一般質問を許します。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番日本共産党の鈴木均でございます。2日目冒頭でよろしく願いいたします。

質問は防災関連で3つに分けてはおりますが、多少前後もあろうかと思いますがよろしく願いいたします。

1、地域防災計画につきまして、その前に、一昨日環太平洋地震帯に属すると言われるフィリピンでマグニチュード7.8の大規模地震がありました。ご承知のとおりです。全貌はちょっとまだ分かりませんが、少なくとも30数名の死者も出ているとのことです。

日本中、いつどこでどんな災害があってもおかしくない状況になっています。

12年前の2014年11月22日、22時08分の神城断層地震は、いまだ記憶に新しいところでございます。堀之内や三日市場の住民の中には、今もトラウマやフラッシュバックがある、よみがえるとの話も聞きます。

先日4月18日の地震も糸魚川静岡構造線による可能性が大きいとも言われ、その後も大町市を中心に連日小規模の揺れが観測されています。2年前の1月1日に能登半島の震度6以上7の地震が発生して、大規模な被害がございました。

政府はこの11月に防災庁の設置を準備をしていると言われます。今や地震対策が喫緊の課題で

ございます。災害から生命、財産を守るために、以下、お尋ねいたします。

1、現在の白馬村地域防災計画は平成29年、2017年に改訂され、600ページ、資料200ページ、併せて800ページ以上に及ぶ膨大な資料ですが公表はされていません。避難所運営マニュアルも非公開。白馬村のホームページにも記載がなく、議員にすら配布されていないのはなぜですか。

2番、今年度改定する予算約750万円を組んでいますが、その進捗はいかがですか。また、改定版を待たずとも、現在の地域防災計画及び避難所運営マニュアルのデータがあるはずなので、直ちに公開できますか。

先ほど、地域防災計画については、議員のタブレットに収納されたというふうにお聞きしましたが、避難所運営マニュアルはないと思います。

3番、地域防災計画には、いまだに「避難勧告」という表現が残っています。避難勧告というのは、総務省の基準で5年前に既になくなって、「避難指示」に一本化されました。直ちに修正すべきではありませんか。「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の表現、この区別も、言葉、文字だけでは非常に分かりづらい。さらに、観光防災マニュアルには、一時滞留場所に誘導とありますが、地域防災計画には一時滞留場所という表現はありません。これらをシンプルに統一すべきではございませんか。

4、村民に配布されているのは防災マップだけで、ほかに公表されているのは観光防災マニュアル及び白馬村避難支援プラン全体計画です。県は、能登半島地震の後、令和6年9月に長野県地震防災対策強化アクションプランを作成し、大北地域のほかの自治体では既にマニュアルを改定しています。白馬村の防災マップ自身はカラーで見やすくはできてはいるのですが、地震に限定した30ページ程度に収まる「地震防災支援マニュアル」というようなものを直ちに作成する必要がございませんか。

5、職員初動マニュアル。これは公表されていませんが、各避難所の担当職員や運営についての記述がありません。どの課の職員が担当し、地域の自主防災組織と連携、連絡してどのように行動するのか明らかにしてください。

6番、災害対策基金の積み立てについて検討を行なうとありますが、村の基金リストにはないと思います。どうされますか。

7番、全ての地区で避難所疑似体験と訓練が必要ではございませんか。

8番、現在の村の防災担当職員は、一人では対応しきれない課題がたくさんあると思います。3月議会で、同僚議員が防災監の配置など防災強化を提案し、研究すると、村長のご答弁でしたが一係ではなく、危機管理室あるいは防災室として、例えば元消防職員の方をお願いして会計年度職員とかになっていただくなど、迅速かつ円滑な対応、また、避難所開設等のためにマンパワーの強化、せめて複数体制は必要ではございませんか。

1 番目の質問にいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問 2 日目、よろしくお願いいたします。

鈴木議員からは、地域防災計画について 8 項目のご質問をいただきましたので、順次、答弁いたします。

最初に 1 点目の、平成 29 年に改定された地域防災計画が公表されていない。村のホームページにも掲載がなく、議員にすら配布されていないのはどうしてかとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、白馬村地域防災計画も避難所運営マニュアルもホームページへの掲載はしておりませんが、総務課にお越しいただければ閲覧することは可能です。

しかしながら、資料編まで入ると 700 ページを超える膨大な計画であるため、印刷して配布することはコスト的にも現実的ではありません。また、地域防災計画は、庁内でも全職員に配布しておらず、各課に 1 冊ずつ配布し、必要に応じてその 1 冊を利用することとしています。議会事務局にも 1 冊を配布し、議員の皆様で共有してご活用いただく形をとっております。

ですが、ホームページへの掲載につきましては、今回、議員のご指摘を受け止め、村民の皆様にもいつでも、どこからでも御覧いただくことができますように先週掲載いたしました。行政サイトの防災のバナーをクリックしていただければ、計画・マニュアルのページに飛び、地域防災計画や大規模災害時の避難所運営マニュアルが御覧になれます。

地域防災計画は、先ほども申しましたように膨大な量ですので、総則等の本編が載っている全体版と、全体版の内容を章ごとに分けた分割版、それらとは別に資料編を掲載しました。また、議員の皆様のタブレットでも閲覧できますように、地域防災計画全体版、地域防災計画資料編をアップしましたので、ご活用ください。貴重なご指摘を頂戴し、ありがとうございました。

次に、2 点目の、今年度改定する地域防災計画の進捗は、また、改定版を待たずとも、現在の地域防災計画を直ちに公開できるか、とのご質問ですが、地域防災計画の更新事業につきましては、その委託業務について、指名競争入札を行なうための業者選定委員会の手続を済ませた後、業務設計書、特記仕様書、入札要綱書等を作成し、入札の指名通知を発送済みで、今週 12 日に入札を行なう予定でございます。

また、地域防災計画を改定するにあたり、防災会議における審議が必要になってきますことから、委員を選出していただく組織に対しては、既に人選をいただいております、防災会議開催に向けての事前案内を通知しております。

地域防災計画の公開につきましては、先ほど申しましたように既に公開いたしましたので、御覧いただきたいと思います。また、以前、他の議員の質問で、PDF ファイルのホームページの掲載についてご意見をいただきましたが、今回は急を要し、また情報量が多かったこともあり、PDF のまま掲載となっております。今年度行なう計画の改定後につきましては、スマートフォンで閲覧

していただく内容等についても検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の地域防災計画に避難勧告が残っているが、直ちに修正すべきではないか。また、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の表現が分かりづらい。さらに、観光防災マニュアルでは一時滞留場所に誘導とあるが、地域防災計画には「一時滞留場所」という表現はないので統一すべきではないかとのご質問にお答えします。

現在の地域防災計画は平成29年に改定したものですので、「避難勧告」という文言が残っておりますが、今回実施する見直し作業では、関連法規やガイドライン等に基づいた改定を行ないますので、このような点も全て最新の内容になってまいります。なお、災害対策基本法の一部改正に合わせて、白馬村ホームページ等で、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたことは周知しておりますし、実際の運用に当たっても、「避難勧告」という避難情報は使用しておりません。

次に、指定緊急避難場所と指定避難所につきましては、地域防災計画にもその説明を記載させていただいておりますが、指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4により、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、村長により洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、地震、津波、大規模な火事等の災害による避難を行なう場所として、その災害種別ごとに指定が行なわれます。一方、指定避難所は災害対策基本法第49条の7により、災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が一定期間滞在するための施設等であり、村長により災害種別に限らず指定が行なわれるものです。指定緊急避難場所は、緊急時に命を守るための一時的な場所であり、指定避難所は自宅が被災した人が避難生活を送るための場所として、それぞれ災害対策基本法で規定された用語でありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、観光防災マニュアルに記載した「一時滞留場所」という用語は、法令等で規定された用語ではありませんが、大地震などで交通機関が停止した際、行き場を失った帰宅困難者が村指定の収容施設が開設されるまで、安全に一時待機する場所を指しています。

観光防災マニュアルで使用する一時滞留場所は、夜間の大規模災害や局地的災害、または中規模災害の場合などには指定緊急避難場所を指しますが、日中の大規模災害の場合は、指定緊急避難場所以外に別途場所を指定することも想定しているため、「指定緊急避難場所」という用語を使わずに、あえて一時滞留場所としているものです。次に、4点目の30ページ程度に収まる地震防災対策支援マニュアルを直ちに作成する必要はないか、とのご質問についてですが、まず、本村が直面する自然災害は、地震災害のみにとどまらず、集中豪雨や大型台風による風水害、それに伴う土砂災害など多種多様な災害が想定されます。これらの災害は、事前の気象情報に基づく計画的な警戒体制の構築が必要な風水害と、突発的に発生する地震とでは、職員の初動体制や避難誘導のタイミング、講ずべき対策が大きく異なることとなります。これを踏まえ、一般的に地震対応マニュアルなどと言われるものには、発災直後の安全確保から避難、安否確認、復旧対応までの一連の行動が

明記されます。地震防災対応支援マニュアルという形にはしておりませんが、防災マップには、安全確保、初期消火、避難誘導といった発災直後の初動対応や情報の集め方、安否確認システムといった情報収集と連絡体制、避難場所、持ち出し品、救助活動といった避難行動と救護を記載しております。また、復旧対応につきましては、防災マップには記載しておりませんが、地域防災計画や業務継続計画に記載しているところです。

このことから、現時点では直ちに地震防災対応支援マニュアルを作成する予定はございませんが、改定する地域防災計画には、能登半島地震を踏まえた修正等もされますことから、地域防災計画の改定に合わせて各種マニュアルの修正作業をする折に、村民の皆様に配布する防災マップにつきましても更新を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の職員初動マニュアルには、各避難所の担当職員や運営についての記述がない。どの課の職員が担当し、地域の自主防災組織と連携・連絡して行動するのかとのご質問にお答えします。

本村の職員災害時初動マニュアルには、災害対策基本法に基づき、条例で規定する白馬村災害対策本部の組織と文書事務を掲載しております。議員ご指摘の避難所に関することは、教育部、幼児避難所班の文書事務で子育て支援課の職員が担当することを明記しています。令和5年に発生した黒豆沢被害の際にも、初動段階では子育て支援課の職員が避難所となる多目的ホールの会場設営等を行ないましたが、その後の運営には他の部や班も運営に協力しました。

また、平成29年7月の大雨に伴う避難準備情報発令に伴う避難所開設の際には、村内3か所の避難所に避難される方の対応に備えて、主に係長以上の職員が交代で待機したこともございました。このように職員災害時初動マニュアルを用いながらも、その都度災害種別や範囲等に一番適した対応に努めているところであります。

なお、避難所運営マニュアルに記載のとおり、大規模災害発生時には職員も被災する恐れがあり、避難所を担当する職員の派遣が遅れる場合も考えられます。また、避難生活の長期化が見込まれる場合には、誰もが安全で安心して生活するために、地域の方々が普段のコミュニティ活動の延長として自ら行動し、助け合いながら避難所を運営することを必要としています。地域の自主防災組織や地域の皆様と協力・連携することが、避難所の円滑な運営のためには大変重要なことであると認識しております。

次に、6点目の災害対策基金の積立てについて検討を行なうとあるが、どうなっているか、とのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、地域防災計画の防災対策に関する財政措置計画の節には、主な取組として災害対策基金の積立てについて検討を行なうと記載しておりますが、その下に記載してあります具体的な取組方法を見ていただきますと、基金としては財政調整基金を活用する旨が記載しており、その使途も明示してあります。白馬村財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第1条に規定する設置理由にも、災害復旧、地方債の繰上償還、その他財源の不足が生じたときの

財源を積み立てるため、財政調整基金を設置すると規定しており、災害復旧に関する条例第6条2号の処分理由にも、災害により生じた経費の財源、または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、基金の全部または一部を処分することができる」と規定しております。したがって、特定目的基金として災害対策基金を新たに設置するということではなく、災害対策のために財政調整基金への積立てについて検討を行なうという解釈で記載しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、7点目の、全ての地区で避難所・疑似体験と訓練が必要ではないか、とのご質問についてですが、災害への備えを考えると、自助・共助・公助の連携が重要です。自助とは、災害が発生したときにまず自分自身の身の安全を守ること。共助とは、地域や行政区といった周囲の人たちが協力して助け合うこと。村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助が公助です。公助だけでは、多くの方が被害に遭われた場合、救助・援助する側の人手が不足します。避難所疑似体験や防災訓練は、地域や家族、学校などが連携して行なうことが必要になるなど、自助・共助・公助の連携が不可欠であります。

白馬中学校では、一昨年から防災学習に取り組んでおり、1泊2日の避難所生活宿泊体験学習を行なっています。避難生活では、どのようなものが必要かを自ら考え、新聞紙・ポリ袋で作ったお皿を用いた炊き出しや、足の不自由な避難者、ペットを連れた避難者は、避難所内のどこで寝るかなど、避難者の特性によってテントやベッドの配置決めも自分たちで行なうといった大変有意義な学習であります。

避難所開設訓練については、隔年で実施しております地震総合防災訓練の中で、多くの村民の皆様にご参加いただきながら実施しているところでございますが、避難所疑似体験や避難所運営訓練につきましても、村が主体となって実施しているものはございません。しかしながら、その必要性は十分に認識しておりますので、各地区から実施の要望がございましたら、総務課防災担当にご相談いただければと思います。

最後に8点目の、危機管理室や防災室を新設し、防災担当職員を複数体制にする必要はないかとのご質問ですが、令和8年第1回定例会の一般質問でも同様のご質問があり、若干重複するところがありますがお答えします。

防災業務とは災害対応のみならず、平時の予防・啓発、自主防災組織の拡充や地域防災計画の策定など多岐にわたります。大規模災害時には全庁的な対応が不可欠です。これまでも豪雨災害や地震災害が発生した際に、主として総合対応してきた所管課となる総務課において、庶務や連絡調整機能を一括管理するほうが、指揮命令系統の集約化及び災害対策経費といった財政面において効率的であったと考えます。

その一方で、近年の災害の激甚化・頻発化を鑑みれば、防災に関する高度な専門性と部局を横断して調整を行なうリーダーシップが必要であることは十分認識しております。

そこで、危機管理室や防災室といったご提案についての考え方ですが、まず、「課」と「室」という組織的違いを一般論で申し上げますと、「課」は行政が継続して行なうべき業務を広く網羅する組織であり、国の組織改正や法改正などがない限り、基本的には存在し続けるものです。一方、「室」は特定の重要課題や複数の課にまたがる複雑なテーマに集中して取り組むために作られることが多く、その課題が解決したり事業が落ち着いたりすれば解散や改変されるなど、柔軟で機動的な運用がなされるケースが多いものと理解しています。

3月の一般質問の答弁と重複しますが、現状では組織としての課は新設しないものの、議員がおっしゃる専門的知見を備える防災監を配置する手法は、本村の自治体規模としては適していると言えることから、今後においても自衛隊や警察、消防等での経験者や防災に関して専門知識を有する人材を任用するなど、複数体制を視野に入れ、小規模自治体ならではの迅速な防災体制が構築できるよう研究を進めてまいりたいと考えます。

以上、鈴木議員の一つ目の質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ご答弁ありがとうございました。私の質問を事前に提出して、恐らくこれがきっかけだと思うんですが、ホームページあるいはタブレットに地域防災計画等を記載したということで、もう10年近くたっているんですね。平成29年、2017年に現在の防災計画が作られた。この間にも全国で様々な災害、能登地震をはじめ、10年間何をしてきたのかということなんですよ。10年近く。つまり、個人ではありませんけど、村の体制、行政の体制として、災害に対する危機感、これをもっと共有すべきではないかということになるのですが、具体的に再質問に一つ。

今年度、改定版を作るということになりますが、こんな600ページも800ページもあるもの、必要ないですよ。ほとんど見ない。僕もこれも全部は見なかったですけど、地震について読むだけでも大変でした。実態に合わないこともある。だから、何百ページかは別として作成していただくことは当然必要なんですけど、要約版、AIも今活用されますから、もっと住民に分かりやすい、あるいは当然、職員の皆さんにも分かりやすい、機動的な、実践的な、単なる作文ではなくて、それを、要約版を作るお考えはございませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

今の再質問の答えする前に、今回、鈴木委員からのご指摘で、ホームページ等に遅かれながら、掲載させていただきました。本来であれば、特にこの地域防災計画というものは、職員の行動指針的なものが大部分でございますので、掲載しなかったというのは言い訳になりますけれども、今回のこういったことを真摯に受け止めて、情報公開のほうに努めてまいりたいと思います。

再質問の件ですけれども、今年度、先ほど総務長答弁でございましたように、地域防災計画の改

定とのための、これから入札を行なうところですが、その業務仕様書の中に概要版の作成というのも業務の中に入っております。この地域防災計画ですけれども、本編だけでも600ページに及ぶものということで、ただこれは国の災害対策基本法で決められていて、また国の防災計画、あるいは都道府県が作る防災計画、これに準じて作るということになっております。策定するのも地域防災会議が作るということになっておりまして、この会議の中には国の機関、あるいは県の機関の方も全て入っております、国、県の計画と整合が取れているかどうか、そんなことも村の防災計画ではありますが、必要なこととなっておりますので、どうしても総花的に書かざるを得ないという部分がございます。ご指摘のとおり、概要版では村民が実際にどういう行動をとるのか、あるいは避難したときにどうなのか、こういったところを重点的に村民の皆様が必要な部分を抜粋して見やすい形で作ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ありがとうございます。時間の関係もありますので急ぎますが、村長、今のお答えでいろいろおっしゃっていただいたのですが、神城地震の教訓から、あまり一般的には言われていないかもしれないのですが、いわゆる自助、公助、共助、これは一種の共通表現としてありますが、神城の場合、「近助」。近いところではなくて、助け合いの近くの助ける「近助」という表現が、DVDなんかにも地元の方がおっしゃっている。これはあまり、マスコミ等でも、あまり僕たちにも聞いたことがない。これの精神を生かすというのが、白馬村のような地域で非常に有効と言いますか、大事な視点だと思うんですね。これをもっと重視していただけたらと思います。

それで、再質問の2つ目ですが、観測データの問題なんです。気象庁は恐らく、白馬村の村役場での観測データを元に発表していると思うんですが、いわゆるレベルですね。その発表ですが、私が聞く限り、いわゆる三日市場のほうに防災科学技術研究所が設置している観測データがございます。体感的には、役場、つまり役場だけではありませんが、姫川より西側に比べ地盤の関係が、東側のほうが体感的には地震の揺れが激しいし、実際に被害も多い。今回の4月のでもそうです。

したがって、何を言いたいかと言いますと、役場の、公的には、公的には役場の観測データを基にしていると思いますが、より実際に近い、三日市場のこの公的ではないかもしれませんが、この観測データを元に発表した方が納得しやすいのではないかと。いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

当然、気象庁の発表につきましては、いわゆる気象庁が保有する震度計、役場の敷地の中にごございますけれども、こちらで発表をしております。今、三日市場の例を出されましたけれども、村内にはほかにも東大の研究所の地震計があったりですか、ございます。

特に神城断層地震のときにも、議会の一般質問でも同様な質問が出されまして、三日市場の震度

計、あるいは東大の震度計、これもインターネットで見ることができますので、実際は三日市場地域ではこのぐらいの揺れがあったんだな、ということはお話しすることができたんですけども、それを気象庁の発表、テレビとかにテロップで出る白馬村震度いくつというとは別に、白馬村が独自にそれを発表するというのは、なかなか難しいかと思います。

ただ、テレビの震度だけを信じて、震度、この前の地震もそうですけども、震度3だから白馬村へ被害はないんだということではなく、我々は初動対応で集まったときに各地区からの情報、あるいはそこに住んでいる職員の自分の体感、そんなことを聞いて、もっと東の山沿いでは震度実際は大きかったんだな、というようなことを常に頭の中に入れてながら行動しているということは当然のことでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） それでは、第2点目の質問に入ります。

避難指示と避難所運営につきまして、今日災害については想定外という言い方はもうできません。観光防災マニュアルでは、実際に観光防災に当たっては最大リスクを想定することで震度7を想定して整理したとあります。

テレビやラジオ、防災無線は機能しません。恐らく完璧ではない。道路は寸断して情報や地区が孤立することもあり得ます。

そこで以下、お尋ねします。

1点目、避難所は良好な生活環境を整えるというのが既に言われていますが、そこに必要な設備、エアコン、簡易ベッド、テント等以下ですが、これらは国の示す基準を現在満たしていますか。

2番、長野県避難所運営マニュアル策定指針が本年3月30日に第5版に改定されました。白馬村避難所運営マニュアル及び業務継続計画、いわゆるBCPは公開されていません。近隣自治体は、令和4年頃に作成して公表しています。白馬村も直ちに公開し、議会にはもちろん住民や自主防災組織等で活用した講習が必要ではございませんか。

3番、防災アプリによる避難は分かりづらく、いわゆるピクトグラム、グリーンのよくある案内ですけど、やQRコード等で避難誘導と避難場所の案内掲示板を多言語で村内各所に至急作成する必要がございませんか。

4番、自主防災組織の実態と訓練はどの程度行なわれていますか。避難所の基本的な考え方としては、住民による自主運営の促進を強調されているのですが、地区や自主防災組織でどこまで合意が進み、準備がされているかを把握していらっしゃいますか。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の避難指示と避難所運営について、4項目のご質問をいただきました

ので、順次答弁いたします。

最初に、1点目の良好な生活環境に必要な設備は十分か、国の示す指針を満たしているのかとのご質問にお答えします。

白馬村非常用備品備蓄計画では、長野県が平成27年3月に公表した第3次長野県地震被害想定調査報告書における本村の地震被害想定2,100人を基準に備蓄量を想定しています。

昨年度は、国の補正予算による交付金を活用して、エアコン、ダクトヒーター、簡易ベッド、パーテーションテントなどの備蓄品を購入いたしました。また、今年度におきましても同様に、国の交付金を活用し、避難所環境備蓄品を購入することとしており、本定例会に議案を提出しております。

これにより、食料や飲料水は、自助・公助で賄えない3日間を目安に備蓄量を設定しておりますが、食料や飲料水の備蓄については、賞味期限があることから、毎年、いずれかの地区で更新を図る必要があり、備蓄率は50%程度となっております。

一方、トイレ、ベッド、テントといった生活環境を支える備品につきましては、昨年と今年の2年間で、組立て式ベッドやエアベッドなどベッド類の備蓄率は100%を超え、パーテーションテントやポータブルトイレは90%程度になります。議員ご指摘の国の指針ではありますが、昨年7月に消防庁が最低必要量の算出式の例として、食料、毛布、乳児用ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレと簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品の8品目が示されており、その備蓄量は、いずれも最低3日、推奨1週間を推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとしています。

この基準からしますと、この8品目につきましては、いずれも基準を満たしていないことになります。これに対応するためにも、現在の非常用備蓄計画の品目や数量を見直すなどして、計画的に備蓄品を購入し、必要備蓄量の確保に努めてまいりたいと考えています。

次に、2点目の白馬村避難所運営マニュアル及び業務継続計画を直ちに公開し、議会にはもちろん、住民や自主防災組織で活用した訓練や講習が必要ではないかのご質問にお答えします。

内閣府が示す避難所運営ガイドラインからも、避難所は原則的に被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められており、地域住民、避難者が主体となった避難所運営体制が不可欠です。

白馬村避難所運営マニュアルは、隔年で実施する地震総合防災訓練の中で行なう避難所開設訓練の際に、参加者に配布して活用しております。

一方、業務継続計画は、役場職員の災害応急対策及び災害復旧対策、さらには災害復興の役割から、役場機能が低下する状況にあっても業務を継続し、早期にできるだけ通常レベルに復旧させるための対策を定めているものです。

このマニュアルにつきましても、地震総合防災訓練に合わせて実施する災害対策本部維持訓練時

に他のマニュアル等と合わせて活用しております。

議員ご指摘のとおり、これらのマニュアルについては決して隠しておくものではなく、有事の際には皆さんに理解していただくものでございますので、一つ目のご質問でお答えした地域防災計画、避難所運営マニュアルと同様に、業務継続計画もホームページに掲載いたしました。これまでホームページ等で公表していなかったことをおわび申し上げます。

次に、3点目の防災アプリによる避難は分かりづらいため、いわゆるピクトグラムやQRコード等で避難誘導と避難場所の案内掲示板を多言語で至急作成する必要があるのではないか、とのご質問でございますが、現在、本村では、伝達手段の機能と情報を受け取る対象者の特性を踏まえた方法による情報発信に努めており、防災アプリだけでなく、白馬村公式LINE、SNS、防災無線など、多様な媒体を使った情報発信を行なっています。

防災アプリでは、スマートフォンやタブレット端末の所有者の言語設定により自動翻訳し、多言語対応が可能です。対応している言語は、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語で、これら以外の言語設定の場合は英語で起動します。

また、防災アプリの避難所検索機能には、設定した言語で表示されるGoogleマップ上に、指定緊急避難場所と指定避難所のピクトグラムが表示され、画面上の地図もGoogleマップのほかに、航空写真や国土地理院標準地図の選択ができ、地図上に土砂災害警戒区域や浸水想定区域を重ねて表示することも可能です。

さらに、防災無線の情報も文字情報として防災アプリ上で閲覧することができることから、この情報もアプリ中の翻訳機能により多言語対応ができるなど、ノウハウが蓄積されたアプリならではの便利機能が備わっています。

議員ご指摘のとおり、ピクトグラムやQRコードを活用した避難誘導も、言語の壁を越えて、誰もが直感的に避難ルートを理解できる手法として有効であるとお聞きしましたので、先進自治体の考え方やご意見を聞いてみるなどして、今後の災害対策事業に生かしていきたいと思います。

次に、4点目前段の自主防災組織の実態と訓練の実施状況は、についてお答えします。

本村の自主防災組織は行政区が主体となっており、現在までに27地区において自主防災組織を組織しています。訓練の実施状況は、年に1回通報訓練を実施する地区もあれば、北アルプス広域消防署の職員を招いて防災や救護に関する訓練を、毎年メニューを変えて実施する地区、支え合いマップの見直しを行なう地区、避難所における炊き出し訓練を行なった地区もございます。どのような訓練を、いつどのように実施したのか、村では報告を求めておりませんので、具体的な実施状況は把握しておりません。

一昨年の区長連絡会の折に、自主防災組織における訓練に関するご意見を伺ったところ、隣接区等と合同で訓練を実施したいというご意見や、村で大規模な訓練を実施すればそちらに参加したいといったご意見がございました。

これを受けて、毎年春の区長会議では、各地区の防災訓練について、訓練計画から訓練の実施、講師の派遣などを総務課がお手伝いする旨をお伝えしているところであり、今後も支援してまいりたいと思います。

次に、避難所の基本的な考え方として、住民による自主運営の促進を強調しているが、地区や自主防災組織で合意が進んで準備していると把握しているかとのご質問でございますが、何をもって合意が進んでいるとするかの判断ができませんので、お答えするのが難しいのですが、これまで、自主防災組織を設立しようとする際には、総務課の担当において、自主防災組織の役割や必要性から始まり、役員や係分担、活動計画、予算、世帯の把握方法、自主防災会規約の作り方、平常時、災害時の活動などを各地区に対して設立に至るまで支援をしてきております。

このことから、少なくとも自主防災組織の必要性を認識したことにより、組織図作成や活動計画には、避難誘導や避難所の開設、焚き出しや避難所生活などについて、役割分担も議論された上で掲載されていると思われます。また、区長会議において配布する自主防災組織の資料でも、災害時の取組として避難所の運営という項目を明記しているところです。

自主防災組織は日頃から災害に備えた取組を実践するとともに、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動や救護活動、避難所生活における活動を行ないます。神城断層地震の際にも、常備消防や消防団などの防災関係機関に加えて、自主防災組織も発災直後から大変重要な役割を果たしたことが記録にも残されております。改めて、自助、共助、公助の連携が重要ということが認識されたところであります。

したがって、自主防災組織を組織している地区では、共助の必要性を十分に認識し、有事に備えて準備をしているものと思っております。

以上、鈴木議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ありがとうございます。避難誘導が実際には、やはり一番難しい局面になるかと思います。ぜひ、村、行政が、自主防災組織に偏らないで、村が、行政が一定の主導、今のご説明をいただきましたけれども、引き続き連携しながらよろしくお願ひしたいと思います。

時間がございませんので、再質問で2点だけお願ひしたいのですが、1つは、自主防災組織及び職員の皆さんの中で、防災士の有資格者は何人いますか。その増やす目標とか計画はございますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

防災士の資格につきましては、今、うちの村では防災士の、例えば協議会的なもの、こういったものは作っておりませんので、実際何人、白馬村の方で防災士の資格を持っているかというのは、把握はできておりません。

また、本村では防災士取得のための、例えば助成ですとか、そういったところも今のところはございません。

ただ、防災士になるために、例えば消防団の分団長経験者であれば、基本的な試験は免除になって受けれると。そういったことはございますので、そういった情報は正副分団長会議等では提供しておりますけれども、実際に防災士を募るというような行動は、今のところはとっておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 小谷村では10万円補助しているんですよ。自主防災組織の方を中心にね。交通費を含めて。ぜひこれ、今の災害の状況で防災士がおるのかおらないのか分からない。消防団の随分活躍されているけど、防災士として活動しているというわけでもないんですよ。それをぜひ、早急に実現していただきたいということです。

もう一点、避難場所に関わってですけど、貞隣寺は土砂災害警戒区域のすぐ隣ですよ。これ適切と言えるんでしょうか。南小学校ではだめなんですか。及び岩岳の体育館はもうないんですよ。エコーランドの指定避難場所はホテル建設、今真っ最中です。この3か所についていかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中参事兼総務課長。

参事兼総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

そのような、いわゆるイエローゾーン、あるいはレッドゾーンの中に指定をせざるを得なかったというところは今おっしゃったとおりです。ただ、災害の種類によってその場所を使うということはできますので、当然その災害の種類、あるいは状況によって必ずそこに避難するということではなくて、季節的なこともあるでしょうし、我々のほうで避難する場所は指定をしているというのが実情です。

例えば一番近い黒豆沢の土砂災害のときには、もう既に寒く、12月ということで寒くなっておりますので、発生場所はみそら野でしたけれども、役場の多目的ホール、すぐ暖房が入りますので、こちらを指定避難所にしたということでございます。

現在ない施設が今なっているというところですけども、これも今年度の地域防災計画の改変とともに改めてまいりたいと。また、これには我々のほうで勝手にここだというわけにもいきませんので、地域の方のご意見等を聞きながら指定をしていきたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 3番目に移ります。時間が限られてきていますので。

観光防災マニュアルと観光客及び外国人の皆さんへの避難対応に関わってです。

観光防災マニュアルの1ページには、仮に本村で被災した観光客が大変な目にあったけど、白馬だったから無事に家に戻れた。白馬村は安全安心な観光地だと言ってもらえるよう準備しておくことが本マニュアルの狙いであるとか、2月に大規模災害が発生した場合、5,000人弱の帰宅困

難、観光客が発生することが予想されるとあります。想定としては非常に深刻な場合の想定であります。村民の支援と合わせて、特に冬の外国人対策は観光防災マニュアルで十分かどうかになりますが、時間の関係がございますので、ちょっと端折ってもらいたいんですが、2番の大型ホテルの施設建設条件には、停電時の自主電源や大型貯水タンク、燃料、様々な防災備品の備蓄等が必要なんですが、その義務化及び中小宿泊事業者への自家発電等の防災設備の購入補助ができませんか。

3点目ですが、提出文書では3点目ですが、一棟貸しやコンドミニアム等、つまり管理人がいらっしゃらない宿泊施設で地震が起こった、災害が起こったという場合に、直ちに管理会社の方が、スタッフが来れるとは限らないわけで……。

(発言する声あり)

議長（太田伸子君） 言います、ちょっと待ってください。鈴木議員、続けてください。

第3番（鈴木均君） そういう状況の中で、日本語が話せない外国人のお客様が、そういう管理人がいないところで大地震が起こった、どこに逃げるか、どこに避難するかというようなことが目の前の課題になっているんですが、そういう場合の対応というのは非常に難しいと思います。それをどう考えるのか、外国人による防災無線はできるのかということで、アプリはもちろん大丈夫なんですけれども。

4点目になりますが、観光防災訓練の情報伝達訓練で、村全体と観光協会単位の2通り考えられるということで実際に行なわれているわけですが、その内容を、時間の関係もあるんですが、端のご説明ください。

以上です。

議長（太田伸子君） 鈴木議員、1番目の地域防災計画というところは、質問されているのですが、はじめの通告でありますので、しっかりと質問してください。なので、1番目をもう一度質問していただいてよろしいですか。

第3番（鈴木均君） 1番目は、先ほどの大きな2番の回答とちょっと。

議長（太田伸子君） それは、鈴木議員の解釈であって、通告されておりますので、ここでは通告どおり、通告に従ってというところですので、質問してください。

第3番（鈴木均君） 分かりました。全文読み上げるわけではなくて、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、及びピクトグラム、先ほどの質疑、答弁と重なる部分もありますが、ピクトグラム標識等に、つまり案内表示等に宿泊税をここに活用するということはいかがですか、ということです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 3つ目の観光防災マニュアルと観光客及び外国人への避難対応について、4項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

1点目の、外国人に向けた多言語化や外国語版の啓発資料の作成と配布、簡明かつ効果的な標識

等の対応などの進捗状況、また、これらに宿泊税を活用することはできないかとのご質問ですが、最初に、指定緊急避難場所や指定避難所及びその避難経路の周知を図るために、標識等を簡明かつ効果的なものとするのと同時に、多言語化を推進するとの項目につきましては、村内の各緊急指定避難場所や指定避難所には、ピクトサインを掲示してありますが、そこに書かれている、ここは避難場所という文字と、避難所の名称は日本語表記になっています。

ただし、先ほどの答弁と重複しますが、防災アプリ、白馬村防災ナビでは、スマートフォン等の言語設定により、多言語で表示されるG o o g l eマップ上に、指定緊急避難場所と指定避難所のピクトグラムとともに、避難所の名称等が設定した言語で表示されます。

また、このアプリの避難所検索機能は、日本国内全ての避難所を網羅していますので、特に旅行者の方にとっては有効な機能であります。

次に、外国語版の啓発資料の作成と配布の項目につきましても、紙媒体で配布する資料、例えば防災マップの多言語版は作成しておりませんが、公式ホームページや防災アプリ、SNSは多言語化に対応していますので、ここから発信する情報等につきましては対応ができております。

最後に、外国人旅行者にも対応した災害時における対応を作成するよう努めるの項目についても、観光防災マニュアルの英語版を作成し、対応しております。

また、これらにおける宿泊税の活用につきましては、宿泊税使途の基本方針と想定する事業例に、観光リスクマネジメント事業として、防災情報の多言語化や避難所整備を含んでおりますので、宿泊税の活用事業に十分なり得るものであります。

次に、2点目の、大型ホテル等の施設建設条件に停電時の自主電源や大型貯水タンク、燃料や一定の防災備品の備蓄等の義務化及び中小宿泊事業所へ、自家発電機等防災備品の購入補助ができないか、とのご質問にお答えします。

原則論として宿泊施設を経営する者の責務として、自らの施設の安全確保や防災の備えを整備することは、事業者自らが負担するべきものと考えます。とりわけ、消防法に基づく消防設備や事業継続のための非常用電源、宿泊客の安全確保に必要な備蓄品の確保は、本来宿泊事業を営む上での経営責任の範疇だと言えます。

その一方で、一例として、災害時に宿泊施設が事実上の防災拠点となるような場合、例えば帰宅困難者の受入れなど、一時避難所の機能を施設に備える場合には、その部分は宿泊経営の範疇を超えた公的機能として整理することはできるかもしれません。

しかしながら、公的機能として整理したとしても、災害が発生しなければその公的負担は使われなかった機能への投資となります。限られた財源の中で発生確率が不確定なものに対して、平時から特定の民間施設へ財政支援を続けるよりも、公的な指定避難所等の耐震化や備蓄の拡充など、直接的な公共インフラに投資するほうが費用対効果が高く、逆に有事には実際に避難者を受け入れた際の実費となる宿泊費や食費の実費弁償のほうが現実的と考えます。

現状の大規模災害時の宿泊施設に関連した本村の運用体制としては、長野県旅館ホテル組合会白馬小谷支部と村との間で締結している白馬村災害時における宿泊施設の臨時避難所使用に関する協定書に基づいて、大規模災害が発生した際は、組合会の加盟施設を被災者の臨時避難所として使用することの協力要請を行なうこととしています。

次に、３点目の前段、一棟貸しやコンドミニアム等、元々管理人を置いていない宿泊施設の避難誘導等の村としての課題はとのご質問にお答えします。

旅館業法では、使用人や従業員等の宿泊施設への２４時間常駐は必須ではないとされていますが、緊急時の対応や本人確認のため、基本はスタッフ等が対応するか、万が一の事態のときには１０分程度で駆けつけられる体制が求められています。

この駆けつけられる体制には、例えば近隣に管理事務所が設置されている場合やＩＣＴ等の活用により同様の対応が可能な場合も可、とされています。一方、法律では玄関帳場、いわゆるフロントの設置は義務づけられているものではありません。

このため、東京都千代田区や北区などでは、独自の条例により対面対応のフロントやスタッフが常駐することを国の法律に、自治体条例を上乗せする形式で義務づけている事例も存在します。

本村における個々の宿泊施設が、法律に準じた体制が整備されているかどうかまでは把握しておりませんが、宿泊業を経営する上では遵守しなければならない法律、関係するガイドライン、地域のルールに則った経営は、当然にして事業者の責務であります。

本村では、今年２月に、白馬村観光局及び常設観光協会との共同により、持続可能で質の高い観光地経営を実現するための指針として、「白馬村観光事業者向けガイドライン」を策定していますが、その中においても、村内で事業を営む観光事業者が取り組むべき義務や推奨事項を具体的に明記し、事業活動の中での実践をお願いしているところです。合わせて、今年３月に……。

議長（太田伸子君） 村長、時間が参りましたので、終了してください。

村長（丸山俊郎君） はい。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了いたしましたので、第３番鈴木人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから５分間休憩といたします。

休憩 午前１１時０２分

再開 午前１１時０７分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第８番、伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第８番伊藤まゆみ議員。

第８番（伊藤まゆみ君） ８番伊藤まゆみです。本日の信濃毎日新聞１面には防衛力変革へ予算増、ＧＤＰ比３から３．５％を提示と大きく載っていました。

敵国条項がまだ残っているのに軍備拡大路線の危ない選択肢に突き進む現政権は２月８日の衆議

院選挙での316という議席を後ろ盾にやりたい放題、そんな感じが否めません。私がよく参考にするユーチューバーによりますと、この軍事費の増額を仕向ける背景があるとのことで、まずはこの国は危ないという仮想敵国を作り高額な武器を売り込む、その後ろに軍事産業がいる。当然その株を持っている世界3大資産運用会社であるブラックロック、バンガード、ステイトストリートが、戦争が終わった後には復興という名目でその国に入っていく、そういったパターンがあるとのことでありました。そう言われてみればあのイラク戦争、大量破壊兵器を所有している……

（「議長、議事進行、議事進行、質問させてください、議事進行。一般質問の時間です」の声あり）

議長（太田伸子君） 今、伊藤議員が初めの言葉をおっしゃっていますので、不規則に発言することは控えてください。伊藤議員、続けていただいて結構です。

第8番（伊藤まゆみ君） びっくりした。すいません、どこか忘れてしまいました。

所有しているというのがそもそもの攻撃の根拠でした。でも、蓋を開けてみたらそんな兵器はありませんでした。そして、戦後は先ほどの投資会社を中心になって入り、イラク国民の資産が奪われる、そんなことになってしまいました。

ウクライナも、イランも全く同じパターンで、そして次のターゲットは皆さんも察しがつくかと思いますが、日本が巻き込まれるかもしれない、中国を仮想敵国とした台湾有事であると。こういう状況下で大切なのは、戦争に巻き込まれるかといった恐怖を抱き、やみくもに軍事費増額に賛成するのではなく、この繰り返されてきたパターンを知ることだと先ほどのユーチューバーは言っておりました。

そして、この白馬号という船に乗っている私たちはこの荒波の中、手を携えて休耕田を使って自給率を上げる、海外の資本等に頼らない経済を構築し、脈々と受け継がれてきたこの地の大切なものを次の世代にちゃんと手渡すという港にたどり着く、そのことを目指す。それが今、私たちができる、そしてすべきことと思っております。

そこを踏まえまして、質問に入りたいと思います。

まず、一つ目でありますが、宿泊税についてであります。

この6月1日から宿泊税が課税されています。この税金を課することに十分な説明がされたのか、また徴収義務者である宿泊事業者は十分理解しているのか、かなり疑問が残っていると個人的には思っています。

そこで、下記の点について伺います。

1、添付資料①の概要では具体的な使途の方向性としてオーバーツーリズム対策、増加する観光客の集中によって生じる住民生活への影響を緩和対策するための整備とありますが、現在白馬村はオーバーツーリズムであるとの認識でよろしいでしょうか。

2つ目です。添付資料③令和6年9月発行の白馬お宿倶楽部のチラシ裏面に前議会がまとめ、令

和6年6月14日に提出した提言書の概要を載せてあります。その中のその他の財源確保策及び行政の在り方への提言に宿泊税以外の財源を検討するようにとの項目がありますが、行政としてはどのような財源を検討したのかを伺います。

そして最後ですが、具体的に行政が検討した観光局の組織見直しの内容を伺いたいと思います。

以上よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 伊藤議員からは、宿泊税について3項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

最初に1点目の、現在、白馬村はオーバーツーリズムであるとの認識でよろしいかとのご質問ですがオーバーツーリズムについては、法律上の統一された定義は日本にはありませんが、国際機関や国の観光行政ではおおむねの考え方が示されています。

具体的には、国連世界観光機関（UNツーリズム）では観光客数が過度に増加することで観光地や、その地域に暮らす住民の生活の質、あるいは訪れる旅行者の体験の質に対して観光が過度に与えるネガティブな影響、悪影響を及ぼす状態と定義づけています。

また、観光庁においても観光客が集中する一部の地域や時間帯等において、過度の混雑やマナー違反などにより、地域住民の生活への影響や旅行者の満足度低下への懸念が生じている状況として同様に整理しています。

これらの考え方から、オーバーツーリズムとは単に来訪者数などの客観的な数値のみで判断できるものではなく、地域住民が日常生活に負担やストレスを感じる状態、あるいは観光客自身が混雑等により満足な観光体験を得られない状態が生じていればそれはオーバーツーリズムとしての定義に当てはまるものと理解しています。

そのような観点から申し上げますと、白馬村においては季節的に一部のエリアや時間帯において混雑等による日常生活の負担、ストレスを感じている住民や満足な観光体験を得られない来訪者が少なからずあると認識していますが、現時点で直ちにオーバーツーリズムの状態にあると断定するものでもなく、言えることは急激な観光需要の増加に伴って、交通、住宅、人材、防災等のそれぞれの分野において地域の需要能力への負荷が急激に高まってきている状態であり、これ以上の住民生活への負荷の影響を及ぼさないために未然に防ぐための対策が必要な段階にある状態と捉えています。

次に、2点目の行政としてどのような宿泊税以外の財源を検討したのかとのご質問につきまして、これまでの宿泊税を含む財源検討の経過を踏まえてお答えします。

平成30年に開催した白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例に位置づける白馬村観光振興のための財源確保検討委員会では、当時は「（仮称）白馬の未来観光税」として宿泊税を有力な候補財源としつつ、リフト利用への課税、別荘等への課税、登山協力金、事業者負担金等につい

でも有力な選択肢であるとの検討結果をまとめ、村は検討結果の報告を受けました。

その後、コロナ禍を経て令和5年度に財源確保検討委員会2.0を改めて設置し、これまでの提言内容を含む財源の在り方検討の議論を本格化させました。

その結果、長野県による宿泊税導入に合わせて、白馬村においても定額制の二段階方式による宿泊税を導入する方針を決定したところです。

さらに、翌令和6年度には財源確保検討委員会に3つの部会を設置し、宿泊税検討部会、登山協力金検討部会、事業者負担金検討部会のそれぞれにおいて個別、具体的な分野の財源検討を進めてまいりました。

このうち、登山協力金検討部会においては、まずは喫緊の課題とされる登山道整備の財源を確保することを優先するため、村単独ではなく、北アルプスエリア一带を含む登山協力金を徴収する制度を導入することを決定し、既に令和7年度より北アルプストレイルプログラムという枠組みで協力金の徴収が開始されています。

また、宿泊税検討部会では導入を決定した宿泊税の制度案について審議するとともに、入湯税の最適化に関することと併せて審議し、特別徴収義務者のアンケート結果や白馬村温泉施設連絡協議会が実施した事業者意識調査の結果、それらを反映して村に提出された要望書の内容を踏まえて宿泊税と入湯税のそれぞれの目的や使途、課税客体を整理した上で負担感や納得感といった納税者の視点、加えて税率としてのバランスの視点から入湯税の最適化方針を取りまとめています。

事業者負担金検討部会においては宿泊税と登山協力金以外の新たな候補財源について幅広く検討することとして、2回の委員会を開催したものの、審議の進捗状況は税や分担金、負担金といったそれぞれの候補財源の分野の整理にとどまっている状況です。

こうした状況を踏まえて、さらに議論を進化させるため今年度改めて同部会を稼働させることとし、新たな有識者にもご参画いただきながら来月7日に第1回目の部会を開催する予定です。

今年度の審議においては、事業者負担金制度に係る具体的手法の考え方、在り方等を整理するとともに村内を取り巻く経済活動の状況を踏まえた、法定外目的税の可能性についても併せて検討し、次年度以降の本格的議論に向けての論点整理を行なう予定としています。

最後に、3点目の観光局の見直しについて、具体的に行政が検討した内容についてのご質問ですが、行政の立場から白馬村観光局組織に対して要望している、あるいは期待していることとして相手方へ共有している事実についてという前提でお答えします。

初めに行政からDMOへ期待している基本的な考え方としては、白馬村観光局は単なる観光PR団体ではなく、宿泊税を含む公的財源を活用しながら地域全体の持続可能な観光地経営を担うDMOとして、理事会等の組織内ガバナンスを強化すること、行政からの財源に依存しない自立した財政基盤を確保すること、地域を経営する組織としてのマーケティング戦略やデータ分析等における専門人材を育成すること、そして観光地経営の機能を進展させるためデータに基づく政策決定、K

P I 管理、住民との関係性の構築などそれぞれの分野の機能をさらに高めていくことが重要であることについては、大きな期待を寄せているところであり、関係会議や打ち合わせ等において共有しているところです。このことについては、観光庁のDMOの定義やDMOの登録制度に関する改正ガイドラインにも同様の考え方が示されています。

こうした背景も踏まえ、昨年10月には今後の観光振興を担う役割分担を整理するため、行政、観光局、商工会、ハクババレーツーリズムを招集し、法律や組織の登録要件に基づくそれぞれの組織の位置づけを確認しつつ、地域から期待される理想像を整理し、今後の地域における具体的な事業範囲や役割分担を村内観光等組織に係る体系整理表として整理をしたところです。

今後の観光振興における諸課題等の取組については、この整理表を踏まえて事業や取組を推進していく考えです。引き続き観光施策の推進においては、緊密に連携が必要な組織とはこれまで以上に連絡を密にしながら、行政運営の効率化と適正化を図ってまいります。

さらに昨年度、地域公社の設立に向けた可能性調査事業を実施いたしました。地域公社とは官民連携により収益事業の最大化と行政負担の軽減を図ることを目的として地域が課せる取組を実現するもので、本村では観光と地域サービスの一体的な運営による持続可能なまちづくりを目指す組織として、期待するものです。

可能性調査の中では既存組織の役割、効率性、存在意義が最大化する体制を求めるため、組織の体制や課題を整理しています。調査の結果としては既存組織が共同するだけでも収益性、公益性の両輪で成長できる可能性が高いとされ、今年度は引き続き地域公社設立に向けた準備事業を進めているところであり、この事業も間接的ですが組織の見直しを含め、検討している内容です。

以上、伊藤議員の一つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。まず、一つ目のオーバーツーリズムであるかという認識のところなんですけれども、定義はないということで住民がどう思っているかということが大切だというようなことをおっしゃっていたかと思います。

そうすると、この現在オーバーツーリズムか否かという、その住民に対しての調査といいますか、そういったことはされたのかどうか、それでこういった冊子とかにオーバーツーリズムという言葉が出てきていますので、ここを使うべきか使うべきでないかというのはやはりその辺を慎重にやった方がよかったんじゃないのかなと私はと思いますが、住民にはどう思っているのかの調査はされていたのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

オーバーツーリズムに特化した住民調査というような直接は行なっておりませんが、第6次総合計画のアンケート調査も踏まえて、住民が今どう考えているかということは十分に調査し

ているということだと思っておりますので、その認識については先ほど村長答弁のあったとおり、季節的に一時的なところでそういうストレスが発生しているということは、そのアンケート調査からも把握しているので、一時においてはそういう状況にあるという認識であるというのが、答弁になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） そうですね、私、このオーバーツーリズムという言葉をちょっと出したときに、オーバーツーリズムじゃないじゃんっていう人の言い分を聞いてみましたら、見てよ、今、この村の中ガラガラじゃんっておっしゃってました。

確かにそうですね、今全然お客さんいないですよ、です、その「オーバーツーリズム」という名称が当てはまる時期というのはかなり限定されている、私はそう思っています。

ですが、その、この今のガラガラの状況、これをどうすべきかということを考えていただくのは、私は観光局かなとずっと思っていたわけなんです。

で、まあまあ、今までもかなりの観光資金が入っていたと思うんですけども、議会が観光局の見直しを要望事項に入れた際に、その中の要望書の中には批判もある観光局に重要な役割、すなわち宿泊税を任せると言いますか、そちらを通すということになれば組織の見直しも改めて必要というふうに書いてありました。

そうすると、批判もある観光局というのは、先ほどおっしゃった観光財源、失礼しました、ちょっと幾つかあったので全部は覚えてないんですが、自主財源の構築ですとか、マーケティングなどの専門的人材の育成、データに基づく政策決定、そういったことがされていなかったというふうに、それが批判という形になっているということではよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 伊藤議員、今、その批判というのはどこ、何に対しての批判というところでしょうか。

第8番（伊藤まゆみ君） すみません、大変失礼しました。その議会、前議会が観光局の組織の見直しを要望事項に入れた理由として、要望書の中に批判もある観光局に重要な役割を担わせるならば、観光局の組織の見直しも改めて必要というふうに入っていたんですね、ちょっと多分間違っただけではないと思うんですが、その批判もある観光局というのは先ほど幾つか要望している事項の中、それがちゃんとされていないというか、満足のいくようなものではなかったということではよろしいのか、よろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからはお答えできる範囲でということになりますけど、先ほど私が申し上げたのは、行政として局に期待をしていることといったものになってきます。

実際にそれが行なわれていないことをもって批判があるかどうかというのは、議会側からいただいたものになりますので、議会がどう聞いているかというところになってくるかと思います。ちょ

っと私のほうでは判断がしかねるんですが、大きく見た場合にはこちらが期待していることが先ほど挙げたようなところなので、それができていないような部分もある可能性はあると思いますけど、私のほうで断定をすることはできないという回答になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） そうしますと、批判もある観光局という具体的な批判内容は行政側としては理解していないとか、把握していないという形なのかなと思いました。

それで、先ほど幾つか挙げていただいた中で、自主財源の構築、マーケティングなどの専門的人材育成とか、データに基づく政策決定、まさにこういうのは観光局のような組織に担っていただくべきものだったと私も思います。

それで、あるときちょっとたまたま、私どもの観光局のことに関しては、ちょっと村外の人なんですけど知り合いと話したところ、たまたま彼女が21期の決算報告書、観光局のそれを見まして、販売費、一般管理費内訳書というのの中の下から4つ目の業務委託費というのが8,736万9,000円という大きな数字になっている、40%くらいかな、ちょっと計算したの持ってきていないんですが、結構なパーセンテージになっていました。

それで、こういうふうに業務委託してもらって、物品のあれのところもあるのかなとは思いますが、こういうふうに業務委託を外に出すという、やっぱりどうしても専門性を持った人材というのは育成できないんじゃないかなと思うんですが、この業務委託費に関して副理事で参加されている副村長はどのようにお考えだったのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

議長（太田伸子君） 伊藤議員、質問の内容が観光局のほうに移っているんですけども、この宿泊税についての質問の中で、観光局に特化されないように質問を変えていただいてよろしいでしょうか。

第8番（伊藤まゆみ君） 分かりました。ちょっと、今その、マーケティング人材という言葉が出てきましたのでこれ聞いといたほうがいいかなと思いました。

この宿泊税というのは観光局にある意味、そこに財源を基金から出していくという形だと思うんですけども、その基金を観光地経営会議、今盛んに宣伝とかメンバーを募集してますよね、それが使途とか事業を審議して決定する、その決定にゴーサインを出すのは観光課なんですか、税務課なんですか。

その、この決定がいいよとじゃあこれでいきましょうというのはどの組織なのかそれを教えていただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

前回の答弁でも何度かお答えしましたが、再度お答えさせていただきます。

観光地経営ビジョンは、いわゆる使途条例に基づいて使途が決定されていますので、その使途条

例に基づいた具体的な当てていい事業を定めたのが、観光地経営ビジョンに載っています。それが、4つの戦略と18項目で示した部分であります。

したがって、宿泊税に使える使途というのは今ここでもう定められているということになります。この後の手続については、今年度、来年度から使える実際の具体的な宿泊税のその事業について観光局が使途管理団体となってその事業を募集します。

観光局の中に独立した組織として、その宿泊事業使途活用事業委員会という委員会を設置しまして、具体的に村内かあるいは域内から上がってくる事業を選定して、その4つの戦略と18項目に合っている事業かどうかを見極めた上で、宿泊税に活用する事業を決定していくという流れになります。基本的にはこういう作業を今年度中に局の中の独立した組織で検討していくということになります。

併せて、4つの戦略と18の項目という非常に範囲が広いわけですので、具体的にここ3、4年で何を実施するのかというやっぱり実施計画、これはアクションプランという言い方をしていますけれども、これを定めないとなかなか来年度以降優先的に実施する事業が定めにくいということもあり、その活用事業の選定委員会ではそのアクションプランを踏まえて、今年募集要項を明示するという流れになっています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） そうしますと、観光局が中心になってその事業を振り分けて進めていくという形でいいのかなと思いました。もし違っていたら、後で訂正をお願いいたします。

そうすると、観光地経営会議のメンバーの中に観光局のメンバーは重複していないという認識でよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

そのとおりでありまして、観光地経営会議の委嘱した委員のメンバーと、今回事業を選定する委員とは基本的にダブっておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） すみません、私ちょっと耳が悪くなくて、なるべくマックスにしているつもりなんです、ちょっと分かりにくかったので、また個人的に言って聞くことにしたいかなと思います。

それで、6月8日議会初日の村長挨拶の中で、6月2日に税務課職員が村内の複数の宿泊施設を訪問、制度開始後の状況の聞き取りをしたと。そのときに宿泊者から疑問や反対の声はほとんどなく、制度への理解が進んでいるといったような内容があったかと思います。

聞き取り調査をした宿泊施設なんですが、これは全部で1,000から1,300くらいあるという施設の大体何%くらい、何軒くらい行なったのかちょっと伺ってよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

6月1日ですので、白馬で言えば閑散期にあたります。そのため、比較的大きな施設を中心に5つ訪問して聞き取りを行ないました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） こういった聞き取りと言いますか、統計学で言うと、英語で言うところの「マージン・オブ・エラー」と言って誤差の範囲があるんですよね。ですので、こういうふうに言い切るのには、ちょっといかがかなと私は思います。

ですので、何件対象者があって、こういうのをやって、こういうふうだったというしかりとした、何て言うんですか、データに基づいたマージンが、なるべくエラーがない、そういったもので発表していただきたかったなと私は思います。ぜひ、次回は……。

税務課長（太田雄介君） はい。

第8番（伊藤まゆみ君） はい、いいですけど。はい、もし、あの。

議長（太田伸子君） 太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 申し訳ありません、聞き取りの結果として開会のときにご報告した内容なんですけれど、私が聞き取りをして、そういう声が寄せられていますというところまでしか、まだご報告してないんですよね。

これから本格的に始まるのは夏、それから冬になろうかと思います。そこでより多くの施設の方に聞いて、手応えを村としてしっかりと明確にしていきたいというふうに考えていると思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ありがとうございます。くれぐれも皆さんが誤解を得ないような表現の仕方、そういったものをぜひよろしくお願いしたいと思います。

あんまり時間もありませんので、2つ目にいきたいと思います。

2つ目です。

村長の立候補時の政策案についてであります。4年前の村長選前に別紙、糸通信5号にある、これ添付資料の4だったと思います、にある内容で候補者に質問をし、丸山村長からは同通信のページ右のように回答をいただきました。あのときはありがとうございました。

村長就任前の回答ですので、実際に村長としての任に就いた後に感じたこととは違っているのではないかと思います。4年が経過し下記の項目について、どの程度達成されたのかを伺い

たいと思います。

1 番、観光局の在り方では理事会にて決定された事務局長の処遇と公募についての質問をしています。同通信の右にあるように定款では一般公募となっているのでしょうか、また一般公募となっているのであれば、直近の事務局長の任期終了の際には改選で公募されたのかを伺いたいと思います。

2 つ目に観光局の考え方の質問、ページ左のほうですが、宿泊の予約システムに対する観光局の取組の真剣度が自主財源の創出につながり、観光局継続の試金石ではないかと私たちは思っていました、当時。予約システムの稼働率は現在どのくらいで、観光局の自主財源ですね、収入の何%に当たるのかその辺りを聞きたいと思います。

また、3 つ目ですけれども、グリーン期の観光資源の創出では、リゾートテレワーク・ワーケーションなどの誘致及び環境整備をします。個人の利用だけでなく、企業研修などで多くの方に長期滞在していただけるきっかけづくりを促します。

また、白馬の原点である山岳観光についても重視し、平地観光に加え山小屋の活性化、多様な山の楽しみ方を提案するといった回答をいただいています。現在これらの取組について達成率はどのくらいとご自身で思っているのかを伺いたいと思います。

4 つ目ですけれども、個人事業主の流出の質問では、個人事業主は苦境にさらされ、今後は土地家屋を売って村外に流出するのではないかと、そして、その土地家屋は資金源豊富な海外投資家が購入し、投資の対象となったり、海外資本による大型施設の流入でこの地の富が流出するのではないかと懸念を述べています。

それに対して、新しい施設にはない既存施設ならではの白馬らしい魅力をしっかりと伝えますとのお答えをいただいています。「既存ならではの白馬らしい魅力」とは、どのようなものなのか、また、この4年でこのことをしっかりと伝えることができていたのかを伺いたいと思います。

最後ですけれども、大糸線存続、白馬高校存続の具体案でいただいた回答では糸魚川市でも、久比岐自転車道を活用したサイクリングに力を入れているため、ここを結ぶサイクルトレーニングを運営し、活性化につなげる提案をするとのことでしたが、現在の達成状況をお聞かせください。

また、白馬高校存続の具体案では、白馬高校の魅力、高校生ホテル、高校生レストラン、観光英語を充実させ発信することで生徒数確保を図るとの内容ですが、こういった魅力で白馬高校を選んだという生徒さんが、どの程度いるのかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2 つ目の村長立候補時の政策案について、5 項目のご質問をいただきました。

最初に私に対する3 項目のご質問について答弁させていただき、その後で副村長に対する2 つのご質問について、副村長のほうから答弁いたします。

最初に、3点目のグリーン期の観光資源の創出におけるリゾートテレワーク・ワーケーションなどの誘致及び環境整備、また山小屋の活性化や多様な山の楽しみ方の提案などの取組について、達成率はどのぐらいと考えるかのご質問ですが、各取組について具体的に定めた達成目標値や取組内容と入り込み数の明確な因果関係があるわけではないので、達成率という言い方は難しいですが、客観的な数字に基づき可能な範囲でお答えします。

リゾートテレワーク・ワーケーションについて、村として所有するテレワーク施設でありますノルウェービレッジにおいては就任前の令和3年度においては年間総利用者数からテレワークに関係しないイベント利用者数を差し引いた人数が2,438人であったのに対し、令和4年度は3,282人、令和5年度が3,285人と850名ほど増加しています。また、ノルウェービレッジの指定管理業務について、期間満了のタイミングで単純に更新とせずに、さらに活用することを目指してふるさと納税業務とともに企画提案競争方式とし、令和6年度から新たに白馬村観光局が担うこととなりました。

ただし、令和6年度は準備期間があり稼働できなかった期間があったため、単純に比較できないことから令和7年度の数値でお答えします。

令和7年度は3,456人と令和4年度5年度よりも170人ほどですが増えました。また、令和6年に設立されたデジタルノマド官民推進協議会に全国の15自治体として白馬村も入り、昨年5月には観光庁の質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業として全国で5か所が採択された中に白馬村観光局が選ばれました。その一環で観光局が昨年実施したデジタルノマド共創イベントでは、参加者が10日間にわたり地域をめぐり、参加者満足度、再訪希望率はいずれも92.9%となりました。

そのほか、環境整備に関して携帯会社やNTTに村内の電波状況やWi-Fi状況の改善依頼などを実施してきましたが、他の施設でのテレワーク利用者や企業研修利用者の数字は持ち合わせていないため、平地観光客の全体数が上がったことをもってしか判断することはできませんが、これらの結果からこの分野での取組の達成率については一定程度達成できたのではと考えています。

山岳観光については、行政としては国連世界観光機関のベストツーリズムビレッジの認証取得において山岳文化を白馬村の魅力として強く打ち出すなどし、観光地経営ビジョンの策定のための観光地経営会議委員にも山岳関係者の代表に入っていました。

数字で見た場合、山小屋の活性化については村営施設においては八方池山荘の入り込みが就任前の令和3年が2,451名だったのに対し、令和4年は2,908人、令和5年が3,451人、令和6年が3,652人、令和7年が3,760人と毎年増加しました。

白馬岳頂上宿舎では令和3年が1,653人であったものが令和4年で3,745人、令和5年で2,740人、令和6年で3,502人、令和7年5,073人と同じく大きく増加しました。前年比で見た場合には下がった年も1年あり、これは晴天率や大雪溪の状況が大きく影響したものと考え

えます。

また、多様な山の楽しみ方の提案については、民間努力の影響がほとんどであると思いますが、村としてはそれらの魅力の発信に協力したり、山小屋スターリンクの導入などを推進し、白馬村の目的別観光客入込数では登山が令和6年が3万4,700人、令和5年が4万2,100人、令和6年が4万3,990人、令和7年が5万3,380人と年々コロナ前を超えて増加しており、一般観光においても令和4年124万2,955人、令和5年144万7,758人、令和6年160万1,673人、令和7年167万6,654人と増加し、昨年はデータのあるここ35年間で最も多い人数となりました。これらのことからこの分野での取組の達成率は比較的高いものと考えています。

次に、4点目の既存ならではの白馬らしい魅力とはどのようなものなのか、またこの4年でしっかりと伝えることができていたのかとのご質問にお答えします。

「既存ならではの白馬らしい魅力」とは、宿泊事業者でいえば白馬村が民宿発祥の地と言われるように、来訪者を家族のように温かく迎え入れる家庭的なおもてなしであると思っており、それは民宿だけではなく、ペンションやロッジ、旅館、ホテルなどにおいても規模の大小やお客様との関わり方の濃淡はありますが、同様であると考えています。

先ほども述べましたベストツーリズムビレッジの取得はまさにこの部分を魅力として強く打ち出すものであり、取得後も国内外多くの媒体で民宿文化のすばらしさが取り上げられ、日本最大級の観光シンポジウムにも複数登壇の依頼をいただき、そうした場で広く伝えることができました。

また、既存宿泊事業者の有志で結成する宿泊イノベーションチームの事業に行政としても支援し、民宿文化のすばらしさの発信や共有の機会の創出、環境配慮への取組を推進してきました。

しかしながら、後継者不在やスキーブームの頃からの負債の影響、消費者の行動や嗜好の変化、資材の高騰、近年の訪日客増加に伴う投資の活発化、さらには円安の影響などもあって白馬商工会による事業承継の支援や国の事業再構築補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援、その他各種支援を実施してもなお事業にかかる土地や家屋を売却するケースもあるのが現状です。

これらの課題に対しては、今後も村としてでき得る必要な対策に全力で取り組んでいく所存ですが、質問に対するお答えとしては、既存ならではの白馬らしい魅力をこの4年でしっかり伝える努力はかなりできたものの、市場原理を変える要因としては限界があったものと考えております。

私としては、限界があろうとも引き続きこの魅力を伝え続けていく所存です。

次に、5点目のサイクルトレイン運行により活性化につなげる提案の達成状況と白馬高校の魅力を充実させ、発信することで生徒数の確保を図るといった施策により白馬高校を選んだという生徒がどの程度いるかとのご質問にお答えします。

最初に大糸線サイクルトレインの運行に関しては、就任前の令和3年の利用者のアンケート結果で運行頻度や運行本数を増やしてほしいという意見が複数あったことや、国交省自転車活用推進官

民連携協議会のレポートでスポーツツーリズムの中でサイクルツーリズムが最も規模と勢いがあるというデータがあったことなどから、ＪＲと直接対話する機会や大糸線活性化協議会などでサイクルトレインの運行頻度を増やす提案要望をしました。

その結果かどうかは定かではありませんが、令和３年には年間３日の運行だったものを令和４年には５日に増やしていただくことができました。

しかしながら、利用者は増えず令和５年から令和７年には年間２日となり、本数が減らされてしまいました。そのため、達成状況は低いものと言えます。

なお、利用者が増えなかった理由について、明確な分析や報告はありません。

白馬高校に関しては、例年第２回の学校運営協議会で白馬高校を選んだ理由などのアンケート調査結果が報告されています。アンケートは記述式で短文なので、純粋に高校生ホテル、高校生レストラン、観光英語のみに絞った分析はできないため、それらの魅力で白馬高校を選んだ生徒がどの程度いるかという正確なお答えはできませんが、結果は次のとおりです。

就任後、最初の入学生となる令和５年度のアンケートでは国際観光課で回収できた３３人中の回答中、入学した理由について最も多かったのが「英語を学びたい、上達させたい」が８件、それに次いで、「国際観光課の行事に興味がある、楽しそう」が４件ありました。令和６年度は、４１人のうち「英語を使った交流や実用的な英語を学びたいから」といった回答が１９件と最も多く、具体的に「観光英語」という記載もありました。「白馬高校ならではの取組があるから」という回答は３件、具体的に「高校生ホテル」という記載は２件ありました。令和７年度は４０人の回答があり、令和６年度同様に「英語力の向上」が最も多く１８件で、具体的に「英語ガイド」という記載が１件ありました。「白馬高校ならではの取組があるから」といった回答は４件で、「将来ホテルマンになるため」という記載と「高校生ホテル」という記載が１件ずつありました。なお、実際にこの間白馬高校の入学者数は増え、県の再編基準を上回ることができました。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 次に、副村長からの答弁をお願いします。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私には観光局に対して２項目のご質問をいただいておりますので、副代表理事の立場からご答弁をさせていただきます。

まず、１つ目の観光局事務局長の処遇と公募についてです。

観光局の定款では選任方法を含め、事務局長に関わる記載事項は設立当初から現在までありません。また、事務局長人事に関することへの定款の変更したという経過もございません。

観光局の定款に基づき、業務の意思決定手続及び決裁権限を定め、業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする決裁規定の中では、理事会の決裁事項に人事管理の基本方針及び人事計画の決定に関すること、事務局長、その他重要な職員の任免及び懲戒に関することといった項目があることから事務局長人事に関しては理事会の決議事項として協議することとなり、その選定方法、

採用任免、契約更新するか否かなどを都度決定しております。

なお、令和5年には丸山村長からは観光局にお願いしたいこととして、この点についてご意見をいただいております、令和6年2月には私から「観光局の事業及び運営等に関する提言 白馬村」を書面にて理事会に提出し、その項目の中に定款第4章に人事の透明性確保のため、事務局長人事に関することを加えてはどうかと具体的に提言をしております。

現在の事務局長の処遇につきましては、第20期の第5回観光局理事会を令和5年10月18日に開催し、令和6年6月からの事務局長の契約更新について、代表理事より事務局長の業務評価の報告があり、継続していただく評価ではあるが、一般公募の必要があるのではと考えているとして評価制度について意見を求めています。

なお、この理事会には私は他の公務で参加できませんでしたが、理事会の開催要件は満たしておりました。

その際の意見では、「事業計画に対する実施も含めて組織としての評価も必要ではないか」、「期首目標を明示し、その結果を評価するのがよいのでは」、「定性的な評価だけではなく定量目標が必要」、「単年度で判断すべきではない」、「地域の評価や進化を考える人が大事」、「内部者だけの評価ではなく外部者からの評価も一部必要ではないか」、「評価は難しい。実績を考慮し本人の意思を尊重したい」、「意欲のある人に務めてもらい、支えていくのが望ましい」、「課題を見つけ、中長期的に実行していくことが大事と感じている」などが理事から出されました。

続いて、代表理事より「明確化、組織改革も含め、検討課題であると考えている」と発言し、改めて事務局長一般公募に対する意見を求めました。その際の意見では、「事務局構成組織の見直し等も含めて公募の有無を検討すべき」、「業務評価を重視し一般公募は必要ないのでは」などが出されました。

採決の前に理事より事務局長に契約更新の意思を尋ねたところ、継続の意思があることを述べられたことから、最終的に令和6年6月からの事務局長は公募するのではなく、事務局長の契約を更新することについて挙手による採決を行ない、出席理事全員の賛成により承認され、令和6年6月1日から令和10年5月31日までの4年契約のうち2年が経過し、現在は3年目に入ったところでございます。

次に、2点目の観光局の独自財源のうち、特に宿泊予約システムについてです。

この予約システムに関する稼働率との質問につきましては、システムの運用状況という意味においては、稼働率は100%です。なお、地域OTA（オンライントラベルエージェント）での各宿泊施設の稼働率については、把握が困難な状況でございます。

そこで、予約件数という点で申し上げますと、システムを稼働した令和4年度は年度中途ではありますが139件、手数料29万7,407円、令和5年度は202件の105万772円、令和6年度は196件の60万4,659円、令和7年度では190件の133万8,095円と、件数

や金額は微増傾向にあります。これを、令和5年度以降の決算における事業収入に占める割合（構成比）で申し上げますと令和5年度1.5%、令和6年度は0.8%、令和7年度は1.4%という結果であり、割合としては大きくない状況です。

一方で、予約システム以外の自主財源となる項目を見てみますと、リフト券販売手数料、レンタル手数料、白馬マイスター、物販があり、中でも物販は決算期ごとに大きな伸びを示しており、令和7年度においては4,200万を超える実質的収入となり、事業収入全体の約95%を占めております。

今後は、好調な物販事業を維持・拡大しつつ、伸び悩んでいる予約システムにつきましても地域の宿泊事業者との連携を深め、利用促進や機能改善を図ることさらなる独自財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上となります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ありがとうございます。やっぱ数字が多くてメモができないというなかなか厳しいところがありますので、以前のそちらでの答弁書をいただいて、その中からこちらの再質問をするという形をもう一度検討していただければもうちょっと歯車が合った議論になるのではないかと改めて感じました。

それで、まず一つ目の一般公募の件ですけれども、これは定款にないということで全く私ども、私がいただいた質問といえますか、意見の見当違いも良かった、いいところ甚だしかったなというふうに思っております。やはり、先ほど副村長おっしゃっていたみたいに、今後はやはり人事の透明性をしっかりとすべく変えていただきたいように思います。

それと、やはり以前は一般公募する際にレポートを書いていたと思うんですよ、それが基本になってこの方をお願いするというようなことになっていたかと思います。

それはやはり、議員でいえば公約みたいなもので、2年というところを4年にしたのは議員と同じ年数にしろということになったかと思いますので、ぜひ同じステップにさせていただきたいなと思うように思います。

また、2つ目の予約システムなんですけれども、こちらのほうの稼働率100%というのは当たり前といえば当たり前だと思うんですが、これ、いただいた金額29万とか105万、133万、これ、要するにシステムに委託、何ていうんですか、この金額の中からある程度何%かは支払いしなきゃいけないと思うんですが、これは赤になっていないということよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） お答えいたします。

数字を申し上げたのは手数料収入ですので、実質的な収入というふうに考えていただければ結構です。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 物品のほうで、2つ目の収入のことなんですけれども、物品で四千何百万あるということで、先ほどの1つ目の質問でちょっと言わせていただきました、委託ですね。委託に八千何百万という、業務委託費ですね、これが8,736万九千何百万というふうになっていすけれども、こちらにやはりかなり関係しているのかなと思うんですけれども、これは村外に出ていますか、それとも村内で委託しようという形になっているのか、その辺はいかがですか、お分かりになりますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） ただいまの伊藤議員の委託料という部分なんですけれども今、決算書は手元にあるんですが、論点を確認したいものですから、決算書の項目、もしお手元で分かればということを確認したいため、その質問をする許可をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 質問してください。

副村長（吉田久夫君） それでは改めて、先ほど第21期の決算書というお話だったと思いますけれども、ちょっと具体的に「委託料」という名称ではなく、決算書のどこの部分という数字、これ直接ダイレクトに8,000万という金額が見当たらないものですから、何と何を足した数字なのか、そもそもちょっとそこら辺が分かりかねますので、それを踏まえた上でお答えできれば、お答えをさせていただきたいと思いますがよろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 伊藤議員よろしいですか。

第8番（伊藤まゆみ君） はい、申し訳ありません。私もそんな具体的に深掘りしていたわけではなくて、これは本当に多いなと知人から言われたものですから、こういうふうに委託料が多いと人材育成できないよというふうに、その彼女は何て言うんですか、ホクト文化ホールとかいった公共のところで働いていまして、よくこういうところに通じている人なんですよ、なので、これじゃちょっと難しいよと、その割に給料手当低いんじゃないというようなことを言われたんですね。ですので、ちょっとこの辺はもうちょっと、これだったら人材育成のためにこちらのほうにまわせるようにしていただければなというふうに思います。

それと、先ほど村長のほうからいただきましたノルウェービレッジの稼働率と言いますか、何名来ていたというのが結構な人数だったかと思いますが、当時ノルウェービレッジはヤフーがお客さんをたくさん、お客さんというか従業員をたくさん連れてきて、八方地区なり何なりに滞在して、それでそこでワーケーション的なものをするということだったと思うんですよ、それがこういう形でつながっているのかなと思うんですが、要するにワーケーションされている方は地元泊まっていたというふうに理解してよろしいんですかね。

議長（太田伸子君） 伊藤議員に伺います。先ほどの業務委託の件は、質問はされなくてよろしい

ですか。

第8番（伊藤まゆみ君） 結構です。

議長（太田伸子君） じゃ、次の今の質問に入ります。答弁をお願いいたします。

まず先に、委託のほうを答弁していただきます。

副村長（吉田久夫君） 委託の部分ですけれども、支出の内容はともかく国の交付金とか補助金を使っている部分が恐らく4,000万ぐらいあるものですから、そちらを出している部分が今、伊藤議員が見た中に含まれているのかなというふうに思いますので、詳細については改めてまた聞いていただければ結構かと思いますが、できれば具体的に中身を解析して質問をしていただくと、こちらのほうも答えられるんですけれども、歳出が支出として委託行為が多いという部分については、その交付金の関係もあるということだけご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） では、次にノルウェービレッジの件について答弁をお願いいたします。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

利用している方が泊まっているか、泊まっていないかというところまでは、指定管理のアンケートもとっていないので実際にどうなっているか承知していません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。答弁を含めてあと2分30秒です。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） そうですか、やはりちょっともうそろそろ時間ないなと思ってきたんですけれども、もうちょっと本当はやる予定だったんですが、ちょっと飛ばしてさせていただいて、できればノルウェービレッジ、どのくらいの波及効果があるかというふうなところまで、できれば観光局のほうで把握できるような体制、ぜひとっていただければなと思っています。

それと、あと一番最後の大糸線存続と白馬高校存続の具体案についてというところなんですけれども、昨日の同僚の一般質問の中で大糸線の存続に関しては、職員の人たちが使っていただくのがいいんじゃないかというようなことを、あと中学生が通学に使うのはどうかということを提案されました。私も全くそのとおりだと思っています。すぐできることです。やろうと思えば。やる気だけの問題です。

なので、実は4月にあった交通安全の人波作戦のときに、たまたま電車が着きまして、高校生がぞろぞろと歩いてきたんですけれども、その中にある課長さんがおられて、おはようございますと言ってくださったんですね。そのときに、ああ、電車使っているんだと思ってすごく嬉しかったんですよ、こうやって応援してくれる、そういう人たちにやはり手当を出してあげるのいいんじゃないかなと、私は個人的に思います。

あと、高校生のことなんですけど、私、下宿をやっているんで、よそから来た、全国募集で来た子

達はみんな帰っちゃうな、もう本当に白馬に残ってくれないなというふうにすごく残念に思っていたんですけども、でも、ここで3年間過ごしたこと、彼ら絶対残っているはずですよ。いい思いしていただければ、白馬の山だとかスキー、それで魅力に感じて戻ってくる可能性はゼロではないと思うんですね。なので、ぜひそういう人たちと常にコンタクトをとって、白馬こういうことをやっている、実はこの前言った河津町なんですけど、ふるさとふれあい通信ということで……。

議長（太田伸子君） 伊藤議員、時間が来ましたので終了してください。

第8番（伊藤まゆみ君） ああ、残念です。分かりました。残念ですが、これで一般質問を終わらせていただきます。失礼いたしました。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第8番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から6月16日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、全員協議会、議会全員協議会を行ない、6月17日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から6月16日までの間を休会としその間、定例会会期日程表のとおり各委員会議会、全員協議会を行ない6月17日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時09分

令和8年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和8年6月17日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和8年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和8年6月17日（水）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 同意第 3 号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 同意第 4 号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 5 号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 6 号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 7 号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 8 号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 9 号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第46号 物品の取得について
- 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第18 議員派遣について

令和8年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和8年6月17日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	参事兼総務課長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	松澤拓哉
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	伊藤達男	建 設 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

同意第 3号（村長提出議案）説明、採決

同意第 4号（村長提出議案）説明、採決

同意第 5号（村長提出議案）説明、採決

同意第 6号（村長提出議案）説明、採決

同意第 7号（村長提出議案）説明、採決

同意第 8号（村長提出議案）説明、採決

同意第 9 号 (村長提出議案) 説明、採決

同意第 10 号 (村長提出議案) 説明、採決

同意第 11 号 (村長提出議案) 説明、採決

同意第 12 号 (村長提出議案) 説明、採決

同意第 13 号 (村長提出議案) 説明、採決

同意第 14 号 (村長提出議案) 説明、採決

議案第 45 号 (村長提出議案) 説明、質疑、討論、採決

議案第 46 号 (村長提出議案) 説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

8. 地方自治法第 149 条第 1 項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 同意第 3 号 白馬村農業委員会委員の任命について

2. 同意第 4 号 白馬村農業委員会委員の任命について

3. 同意第 5 号 白馬村農業委員会委員の任命について

4. 同意第 6 号 白馬村農業委員会委員の任命について

5. 同意第 7 号 白馬村農業委員会委員の任命について

6. 同意第 8 号 白馬村農業委員会委員の任命について

7. 同意第 9 号 白馬村農業委員会委員の任命について

8. 同意第 10 号 白馬村農業委員会委員の任命について

9. 同意第 11 号 白馬村農業委員会委員の任命について

10. 同意第 12 号 白馬村農業委員会委員の任命について

11. 同意第 13 号 白馬村農業委員会委員の任命について

12. 同意第 14 号 白馬村農業委員会委員の任命について

13. 議案第 45 号 工事請負契約の締結について

14. 議案第 46 号 物品の取得について

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１１名です。

これより、令和８年第２回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第７番切久保達也総務社会委員長。

総務社会委員長（切久保達也君） ７番切久保達也です。それでは令和８年第２回白馬村議会定例会、総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において総務社会委員会に付託された案件は、議案４件、陳情１件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第３９号 財産の取得について。

村営北部グラウンドの照明設備をＬＥＤ化するため、照明器具のリース契約を締結するもの。契約期間は５年間で、期間満了後は、照明器具の所有権が無償で白馬村へ移転する所有権移転ファイナンスリース契約となり、リース総額が７００万円を超えるため、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第３９号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第４０号 物品の取得について。

避難所環境改善事業として、折りたたみ式ベッド１，５００台及び乳幼児用段ボールベッド４５台を取得するため、取得金額は２，０２９万５，０００円、令和７年度国庫補助事業を活用したもので、５月１９日に指名競争入札を実施し、翌２０日に仮契約を締結したことから、本契約の締結に当たり議会の議決を求めるもの。

質疑、意見としまして、今回購入するベッドやパーテーションの単価はどの程度を見込んでいるのか、また、かなりの数量になるが保管場所は確保されているのかの問いに、設計時の積算単価では、折りたたみ式ベッドが１台約１万２，０００円、乳幼児用段ボールベッドが１台１万５，０００円、パーテーションテントが１台約１万８，０００円、また、保管場所については、南部地区は東部ポンプ室、中部地区は多目的研修施設、北部地区は新たに整備した防災倉庫を活用し、各地区に分散

して保管する予定との答えです。

避難所環境改善として、ベッドやパーテーションを整備することは大変重要だと思う。しかし、近年は夏場の猛暑や豪雨災害も想定されるため、避難所内の暑さ対策も重要である。避難所環境改善事業の一環として、移動式エアコンなど空調設備の整備についても、今後さらに充実を図っていただきたいとの意見です。昨年度、移動式エアコンを5台購入しており、南部、中部、北部の各地区へ配置する予定。ただし、全ての避難所をカバーするには十分な台数ではないため、今後必要に応じて整備を進め、台数の充実を図っていききたいと考えているとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第40号は委員長を除く全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号 物品の取得について。

避難所環境改善事業として、パーテーション450台を取得するため、取得金額は881万1,000円、令和7年度国庫補助事業を活用したもので、5月19日に指名競争入札を実施し、翌20日に仮契約で締結したことから、本契約の締結に当たり、議会の議決を求めるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第41号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について。

児童福祉法等の改正に伴い、保育所、家庭的保育事業及び放課後児童クラブ等に関する条例において、児童虐待の定義を引用する条文を明確化し、法令との整合を図るため、所要の改正を行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第44号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

陳情第1号 社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める国への意見書提出を求める陳情書。

提出者は、信州ケア社会を考える会、代表者小林純子。受理年月日は令和8年5月20日。陳情者より趣旨説明がありました。

陳情内容は、現在、国会で審議されようとしている社会福祉法等の一部を改正する法律案に含まれる介護保険法の一部改正案には、人口減少地域を特定地域と定め、介護職員の人員配置基準の緩和、介護生活に不可欠な在宅サービスの保険給付から市町村事業への移行、また、新たなケアマネジメントの創設による利用者負担の検討など、介護保険制度の根幹を揺るがしかねない懸念すべき内容が含まれており、居住地域によるサービスの質や保証に格差が生じ、保険の理念が崩壊になる恐れがあるため、少なくとも現在の介護ある暮らしを継続し、誰もが安心して老後を迎えられる社会を維持するために、社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書を、衆参両院と国の関係機関に対し提出することを求めるものです。

説明者に対しての質疑として、慎重な審議を求めるという内容は当然のことであり、また陳情では人員配置基準の緩和に反対する理由や代替案が十分に示されていないように思う。さらに配置基準は国の制度であり、地方議会が直接変更できない中でなぜ意見書の提出を求めるのかとの問いに、人員配置基準の緩和は人手不足対策として進められているが、少ない職員で同じ業務を担うことになり、職員の負担増や介護サービスの質の低下につながる恐れがある。また法改正により自治体の負担が増え、地域によってサービス格差が生じる懸念もある。このため地域に影響する問題として地方議会から国へ意見を伝えてほしいと考えているとの答えです。

介護保険は大北地域で広域的に運営されているが、この陳情は白馬村以外の大北地域の自治体議会にも提出されているのかとの問いに、本陳情は信州ケア社会を考える会の会員等が各自自治体議会へ提出や働きかけを行なっている。県内では複数の自治体へ提出されているが、大北地域では現時点で白馬村議会のみへの提出と認識しているとの答えです。

ここで、説明者は退出していただき審査に入りました。本陳情の内容は、村の福祉行政や条例、予算などどのような関わりがあるのか、また村としてどのように対応していくことになるのかとの問いに、本陳情は介護保険制度や介護報酬に関する内容である。大北地域の介護保険事業は北アルプス広域連合で運営しているため、今後の対応については広域連合の介護保険計画に沿って進めていくことになるとの答えです。

討論に入りまして、反対。介護保険は大北地域で広域的に運営されているが、本陳情は大北地域では白馬村議会のみ提出されているとのことである。国に意見書を提出するのであれば、関係自治体が広く議論し、意見をそろえた上で行なうべきであり、白馬村単独で提出する意は乏しいと考えるため、不採択としたい。賛成。介護保険制度は国民生活を支える重要な制度であり、将来は誰もが利用する可能性がある。制度改正によってサービスの質や利用者負担に影響が生じる恐れがあることから、今の段階で地方から懸念の声を上げることは意義があると考え、本陳情に賛成する。継続審査。本陳情に係る法案は、現在国会で審議中であることから、直ちに採択不採択を判断するのではなく、今後の審議状況も踏まえて引き続き検討するため、継続審査ということも考えられる。

採決したところ、陳情第1号は委員長を除く委員少数の賛成により不採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号 財産の取得については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第39号は可決されました。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号 物品の取得については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第40号は可決されました。

議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号 物品の取得については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第1号 社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める国への意見書提出を求める陳情書の件は、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(少 数 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手少数です。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第10番丸山和之産業経済委員長。

産業経済委員長（丸山和之君） 第10番丸山和之です。12日に開催されました産業経済委員会の審査等の報告をさせていただきます。

令和8年第2回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案2件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第42号 村道路線の廃止について。

議案第43号 村道路線の認定について。

道路法第10条第3項の規定により、村道2142号線を廃止し、道路法第8条第2項の規定により、村道2282号線を認定するもの。関連するため一括審査としました。

質疑、意見として、認定される村道については、新たに土地を取得して道路を造るといった認識でよいのかの問いに、村が取得するのではなく、事業者が開発行為の中で取得を行ない、村が帰属を受けるという流れになるとの答え。この道を実際に通ったところ、草まみれで道として何とか機能している状態であった。今後の利活用の可能性も考え、認定に合わせてもう少し利便性を考えていただきたいがの問いに、草刈り等の管理については、住民説明会の中で意見として挙がっているため、今後事業者と協議をしながら調整をしていきたい。今回認定される道路の付け替え箇所については、事業者のほうで4メートルぐらいに拡幅整備を行なう計画で調整している。さらに、その事業開発区域内の歩道整備も含まれるため、地域の公共性や利便性が向上すると考えているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第42号及び議案第43号は、委員長除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号 村道路線の廃止については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第４３号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４３号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第４３号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、議案の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第２２条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第２ 同意第３号から日程第１５ 議案第４６号までは、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第２ 同意第３号から日程第１５ 議案第４６号までは、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第２ 同意第３号から日程第１５ 議案第４６号までは、委員会付託を省略することは可決されました。

これにより、同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第２ 同意第３号から日程第１３ 同意第１４号までは、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第２ 同意第３号から日程第１３ 同意第１４号までは、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第2 同意第3号から日程第13 同意第14号までは、質疑、討論を省略し、採決することは可決されました。

△日程第2 同意第3号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第3 同意第4号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第4 同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第5 同意第6号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第6 同意第7号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第7 同意第8号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第8 同意第9号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第9 同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第10 同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第11 同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第12 同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第13 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命について

議長（太田伸子君） 日程第2 同意第3号 白馬村農業委員会委員の任命についてから、日程第13 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命についてまでの12件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第3号から同意第14号までの、白馬村農業委員会委員の任命についての説明を申し上げます。

白馬村農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めたく存じます。

氏名と住所を読み上げます。なお、生年月日につきましては省略させていただきます。

同意第3号 篠崎充弘。住所、白馬村大字神城6797番地2。

同意第4号 津滝晃憲。住所、白馬村大字神城17353番地。

同意第5号 武田和男。住所、白馬村大字神城25537番地。

同意第6号 降旗功男。住所、白馬村大字北城1030番地1。

同意第7号 塩島秀基。住所、白馬村大字北城3020番地15。

同意第8号 平瀬久美子。住所、白馬村大字北城7193番地1。

同意第9号 矢口公勝。住所、白馬村大字北城10935番地1。

同意第10号 横川洋一。住所、白馬村大字北城13058番地。

同意第11号 松澤利彦。住所、白馬村大字神城1399番地。

同意第12号 津滝明子。住所、白馬村大字神城17357番地。

同意第13号 武田昭彦。住所、白馬村大字神城25538番地。

同意第14号 太谷正治。住所、白馬村大字北城836番地97。

任期は、令和8年7月20日から、令和11年7月19日の3年間であります。

説明は、以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに採決いたします。

この採決は、全て起立によって行ないます。

同意第3号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第4号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第6号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第7号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第8号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第9号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、事項の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結について

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） 議案第45号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、令和8年度（債務負担行為）白馬村子育て支援施設新築等工事でございます。

本工事は、工期が複数年度にわたる大型工事であることから、3年間の債務負担行為を設定して実施するものでございます。契約金額は10億8,680万円でございます。契約の相手方は、長野県長野市県町524番地、北野・相模・宮尾特定建設工事共同企業体でございます。共同企業体の代表者は、北野建設株式会社代表取締役社長北野貴裕、また、構成員は、北野建設株式会社代表取締役社長北野貴裕、株式会社相模組白馬営業所所長宮澤宏明、株式会社宮尾建設代表取締役宮尾英明でございます。

本工事につきましては、地域経済への波及効果及び村内事業者の育成を図るため、県内大手事業者と村内事業者による特定建設工事共同企業体方式を採用しております。入札につきましては、共同企業体6社を指名し、6月5日に指名競争入札を執行した結果、北野・相模・宮尾特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、6月9日に仮契約を締結しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員、賛成ですか、反対ですか。

第8番（伊藤まゆみ君） 反対です。8番伊藤まゆみです。議案第45号 工事請負契約の締結についてに反対の立場で討論を行ないます。

3月定例会で子育て支援センターの建設費用3億650万円が計上された令和8年度一般会計予算に反対の立場で討論をいたしました。私は一貫してこの建設に反対の立場をとっています。この

立場に、子育て支援センターが必要じゃないの、と住民に聞かれたことがあります。子育て中、あの中部保育園で子育て専門家の先生のお話を聞き、大切なことを教わり、子どもに向き合った記憶があり、とても大切な場所であると認識しております。私が反対している理由は、空いた商業施設がそこかしこにある状況下で、新規の建設はやめ空き物件を利用する。行政がそうすることで売却されそうな物件が、村外の資本に流れることを一つでも止めてほしい、そんな思いからの反対です。この施設は新規で建設しなくてはならないという絶対的な理由はありません。代替が可能です。しかし、一昨日の行政との全員協議会で報告があった、し尿等下水道投入施設事業など、上下水道設備などのインフラ設備の代替はできません。今回の報告では、国からの交付金が当初より約1億円低い額になったとのことでありました。現在、上下水道課では、二股浄水場の再整備を検討しています。設計、施工一括発注の官民連携DB方式の採用を予定しており、これには30億円の事業費が必要とのことであります。八潮市の道路陥没などに見られる上下水道設備の投資は待ったなしであります。今朝の信濃毎日新聞1面に、日銀が物価抑制のために政策金利を1%に利上げするとの記事が載っていました。内田眞一副総裁は、今後も利上げを継続する方針であるとのことであります。3%まで引き上げるのではないかとの見通しをする人もいます。この浄水場再整備には高い金利がつくと想像できます。

このような金利上昇の局面での投資は、最小限にすべきであります。まずはインフラ整備を最優先し、箱物はつくらない、住民1人当たりの借金を増やさないといった方向に加え、もう一度立ち止まって検討し直していただきたい。そんな思いから、議案第45号 工事請負契約の締結については反対とさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第45号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第46号 物品の取得について

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第46号 物品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 議案第46号 物品の取得についてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、物品の取得について議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的は、令和8年度白馬村内小学校端末更新業務において、白馬南小学校、白馬北小学校児童用情報端末機器を更新したいもので、取得する物品は、ＡＳＵＳ製端末２４２台、取得金額は１，２１９万１，９６０円でございます。

契約の相手方は、長野県松本市大字和田４０１０番地１０、キッセイコムテック株式会社、公共・医療ソリューション事業部長伊藤嘉春でございます。

村内小学校の情報端末は、耐用年数が過ぎている小学校４学年分を更新するものでございます。

この事業は、国庫補助事業を活用した事業で、県内市町村が共同で調達することになっており、業者の選定は自治振興組合が行ない、この６月４日に仮契約を締結したものでございます。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第４６号 物品の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

△日程第１６ 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第１６ 議案第４６号 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち会議規則第７５条の規定により、お手元に配付してあります所管事務調査の事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１７ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第１７ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第18 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第18 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会にされた議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和8年第2回白馬村議会定例会閉会に当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月8日に開会し、本日まで10日間にわたり提出をいたしました全ての案件につきまして、原案のとおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

審議の過程で頂戴いたしました貴重なご意見につきましては、その趣旨を十分に踏まえ、村政執行において適正かつ着実に取り組んでまいり所存です。

また、先ほどは、子育て支援施設新築工事に係る工事請負契約の締結についてお認めをいただき誠にありがとうございました。本施設は、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、他世代がつながり、交流する拠点として、今後の本村における子育て支援の中核を担う重要な施設であると認識しております。施設には、子どもたちが安心して過ごせる居場所としての機能に加え、保護者同士の交流や子育て相談、地域とのつながりを育む機能を備え、多様な支援を一体的に提供してまいります。

7月からの工事着手に際しましては、安全管理を徹底するとともに、周辺環境にも十分配慮しながら、地域の皆様に親しまれ、安心して利用していただける施設となるよう努めてまいります。引き続き子どもの笑顔があふれ、誰もが安心して暮らせる白馬村の実現に向け、持続可能で活力ある村づくりに取り組んでまいります。

さて、私にとりまして本定例会は、村民の皆様からご信託を賜りました現任期における最後の定

例会となります。この4年間を振り返りますと、まさにコロナ禍という社会、経済が未曾有の困難に直面し、大きく落ち込んだ状況の中からの船出でございました。そうした厳しい環境の中にありながらも、議員の皆様をはじめ村民の皆様、そして職員の皆様の深いご理解と温かいご協力に支えられ、本日まで公約に掲げた各種事業を着実に進め、村政運営に全力で取り組んでいくことができました。この場をお借りし、改めて心より深く感謝申し上げます。

この間、国際情勢や世界情勢は大きく変化し、地域を取り巻く環境にも新たな課題が顕在化してまいりました。少子高齢化や人手不足、気候変動の加速、物価高騰といった全国的な課題に加え、本村におきましては訪日客の急増に伴うマナーや混雑の問題、また経済活性化の一方で進む地価や物価の上昇による住民生活への影響、住まいの確保といった課題も顕在化しております。

これらの多くは市場原理に起因する難しい課題ではございますが、国や県に対して早期から粘り強く要望を重ねるとともに、本村として可能な条例の制定や各種要項の整備、さらには新たな施策の実施など一つ一つの課題に正面から向き合い、村民の皆様の暮らしを守り、福祉の向上を目指して全身全霊で取り組んできたところでございます。道半ばの課題も残されておりますが、皆様とともに積み重ねてきた一つ一つの歩みは、必ずや今後の村づくりの確かな礎になるものと確信しております。

また、この任期中には黒豆沢土砂災害という大きな災害にも見舞われましたが、人的被害を出すことなく早期復旧を遂げられましたことは、多くの皆様の並々ならぬご尽力のおかげであると深く感謝申し上げます。

私自身は現在も公務を最優先に日々村政運営に全力を尽くしているところでございますが、既に後援会の多くの皆様方の温かいご支持を賜り、次期村長選挙への立候補の意向を表明しております。今後は村民の皆様のご判断を仰ぐこととなりますが、引き続き顕在化する課題に真正面から向き合い、村民が主役の住み心地のよい村づくりのため責任を果たしてまいる決意でございます。

本日、この場におきましては現職村長として、この4年間を支えていただきました全ての皆様に対し、心から感謝を申し上げたいと存じます。議会と執行部は立場こそ異なりますが、その根底にある思いは常に村民の幸せと村の発展にほかならないと信じております。これまで様々な本村の課題に対しまして皆様と心をつなげて真摯に取り組んでまいることができましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後とも本村の持続可能な発展と村民の幸せのため、引き続きのお力添えを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、定例会閉会に当たっての御礼のご挨拶いたします。誠にありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和8年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 6月17日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員